

案

第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)



「ともしび運動」シンボルマーク

平成27年3月

長岡市

表紙のマーク

～ 「ともしび運動」シンボルマーク ～

お年寄りや若い人、障害のある人もない人も「ともに生きる仲間」です。

「ともしび運動」は、「ともに生きる社会」の実現に向けて、助け合いや思いやりの心をみんなで育てる運動です。



は じ め に

総論

1	策定の趣旨	1
2	現状と課題	2
	(1) 現状	
	(2) 主要課題	
3	策定にあたって	1 2
	(1) 法的な位置付け	
	(2) 基本的な考え方	
	(3) 他の計画との関係	
	(4) 計画の期間	
	(5) 実態調査の実施	
4	施策の体系図	1 4
5	計画の基本方針	1 6
6	計画の推進体制	2 0

各論

第1章 相互理解への取組

第1節 啓発広報・差別解消

第1	ともしび運動	2 1
第2	障害と障害のある人に対する理解の普及啓発	2 4
第3	福祉教育の推進	2 6

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第1節 保健・医療の充実

第1	早期の発見	2 8
第2	医療・リハビリテーションの充実	3 2
第3	保健活動の充実	3 4

第2節 療育・教育の充実

第1	早期相談・療育施策の充実	3 5
第2	教育施策の充実	3 9

第3節 雇用促進と就労支援

第1 雇用・就労施策の推進	42
---------------	----

第4節 地域生活のための体制の充実

第1 相談支援体制の充実	45
--------------	----

第2 障害福祉サービスと基盤整備（障害福祉計画）	47
--------------------------	----

1 平成29年度における目標値	51
-----------------	----

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	51
----------------------	----

(2) 地域生活支援拠点の整備	52
-----------------	----

(3) 福祉施設から一般就労への移行等	53
---------------------	----

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策	56
-------------------------------------	----

(1) 訪問系サービス	57
-------------	----

(2) 日中活動系サービス	60
---------------	----

(3) 居住系サービス	69
-------------	----

(4) 相談支援	71
----------	----

(5) 障害児支援	74
-----------	----

3 地域生活支援事業の実施に関する事項	78
---------------------	----

(1) 必須事業	
----------	--

ア 理解促進研修・啓発事業	80
---------------	----

イ 自発的活動支援事業	81
-------------	----

ウ 相談支援事業	82
----------	----

エ 成年後見制度利用支援事業	84
----------------	----

オ 成年後見制度法人後見支援事業	85
------------------	----

カ 意思疎通支援事業	86
------------	----

キ 日常生活用具給付等事業	88
---------------	----

ク 手話奉仕員養成研修事業	90
---------------	----

ケ 移動支援事業	91
----------	----

コ 地域活動支援センター（機能強化事業）	94
----------------------	----

(2) その他の任意事業	
--------------	--

ア 日常生活支援	96
----------	----

イ 社会参加支援	100
----------	-----

ウ 権利擁護支援	102
----------	-----

エ 就業・就労支援	103
-----------	-----

第3 権利擁護の推進	104
------------	-----

第4 経済的な支援	106
-----------	-----

第5 地域福祉の推進	107
------------	-----

第6 ボランティア活動等の推進	109
-----------------	-----

第7 情報提供と意思疎通支援の推進	111
-------------------	-----

第5節 余暇活動の充実

- 第1 スポーツ・レクリエーションの振興…………… 1 1 4
- 第2 文化活動の推進…………… 1 1 6

第3章 住みよい環境をつくるための取組

第1節 生活環境の整備

- 第1 公共施設等の整備…………… 1 1 7
- 第2 住宅環境の整備…………… 1 2 1
- 第3 公共交通対策の推進…………… 1 2 2
- 第4 防災・防犯対策の推進…………… 1 2 5

資料編

- ・長岡市障害者生活実態調査の結果概要（抜粋）…………… 1 2 8
- ・長岡市の障害者福祉の現状…………… 1 3 8
- ・第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画策定の取組経過…………… 1 4 1
- ・長岡市障害者施策推進協議会規則…………… 1 4 2
- ・長岡市障害者施策推進協議会委員名簿…………… 1 4 3

總

論



1 策定の趣旨

長岡市は、平成9年3月に県内で初めて、障害者基本法に定める市町村障害者計画として「長岡市障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人も、ともにいきいきと暮らすことのできるまちづくりを目指して、計画の着実な推進に取り組んできました。

平成19年3月には、「生涯健やかで、いきいきと暮らせるまちの実現」を目指すことを基本理念とし、市町村障害福祉計画と「長岡市障害者基本計画」を一体的にまとめた「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」を策定しました。その後も、平成21年3月には第2期計画、平成24年3月には第3期計画を策定し、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を総合的に支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に施策の推進を図ってきました。

長岡市の現状として、障害者数は緩やかですが増加傾向にあります。障害のある人やその家族の高齢化も一段と進み、「親なき後」の問題は大きな課題となっており、障害者支援策の拡充に対して、障害のある人本人のみならず、家族からの期待もますます高まっているといえます。

また、法改正により、難病や発達障害等、障害福祉サービスの対象者が広がり、専門知識を備えた支援者が必要とされています。障害のある人やその家族が直面する課題は一人ひとり異なるため、関係機関等が連携・協力し、障害福祉サービスはもとより、日常生活や社会生活全般においてもきめ細かな支援を行うことが求められています。

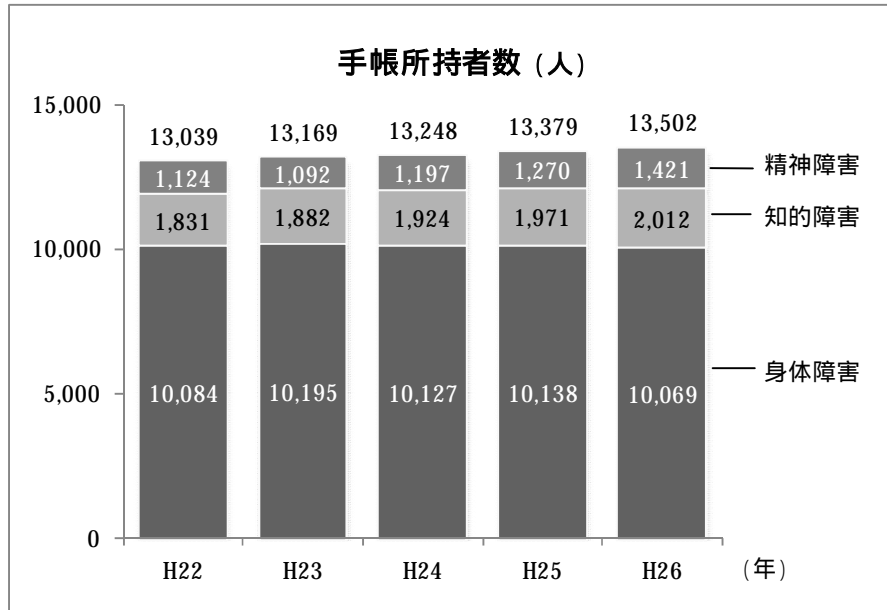
第4期障害福祉計画は、第3期障害福祉計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成29年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や、各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定し、長岡市における障害者施策の一層の充実を図るために策定するものです。

2 現状と課題

(1) 現 状

【各障害者手帳所持者数】

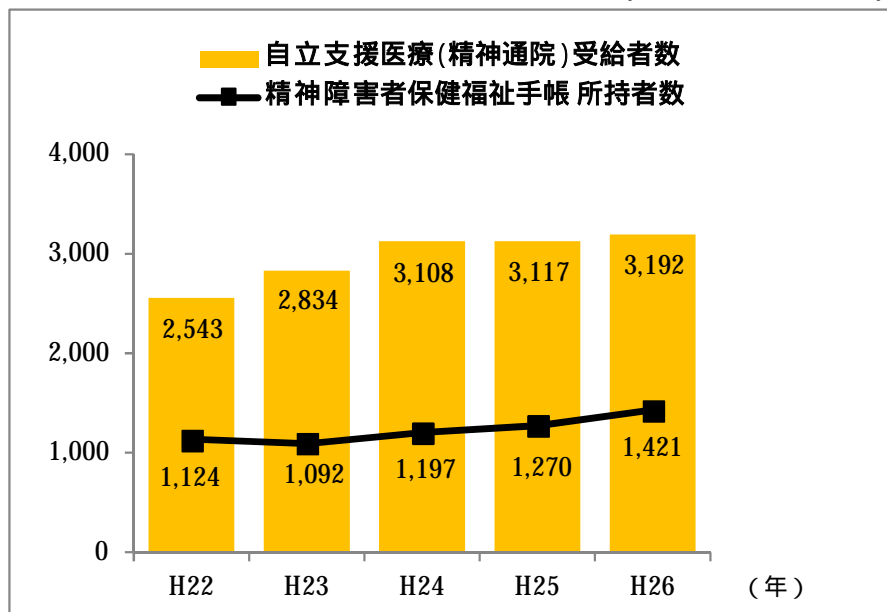
(各年4月1日現在)



各障害の手帳所持者は、合わせて1万3千人を超えており、緩やかですが増加傾向にあります。

【精神障害者等の状況】

(各年4月1日現在)



精神障害者保健福祉手帳を所持している人は増加の傾向にあります。

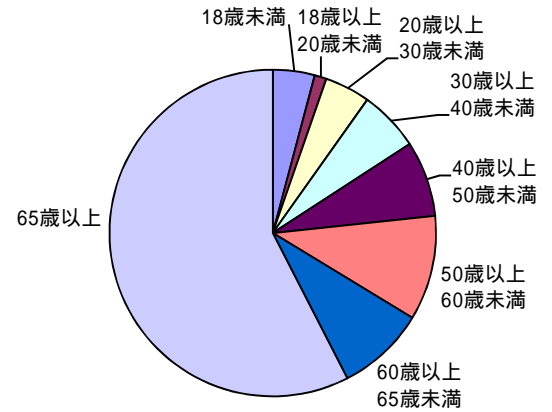
また、精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず、精神疾患により通院している人は、増加傾向にあります。

【年齢別の手帳所持者数】

【3手帳合計】 (各年4月1日現在)

年齢	H 2 2	H 2 6	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	561	560	- 1	- 0.2
18歳・19歳	101	159	+ 58	+ 57.4
20歳～29歳	518	608	+ 90	+ 17.4
30歳～39歳	792	810	+ 18	+ 2.3
40歳～49歳	921	1,012	+ 91	+ 9.9
50歳～59歳	1,585	1,399	- 186	- 11.7
60歳～64歳	1,093	1,185	+ 92	+ 8.4
65歳以上	7,468	7,769	+ 301	+ 4.0
計	13,039	13,502	+ 463	+ 3.6

3手帳所持者の状況(H26)

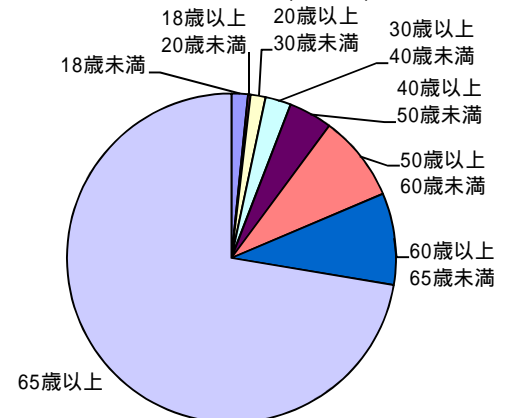


人数の増減をみると、50歳代の所持者が大きく減少している一方、60歳以上がおよそ400人増加しています。また、65歳以上の手帳所持者が全体の半数以上を占めています。

【身体障害】 (各年4月1日現在)

年齢	H 2 2	H 2 6	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	177	162	- 15	- 8.5
18歳・19歳	26	25	- 1	- 3.8
20歳～29歳	165	148	- 17	- 10.3
30歳～39歳	287	255	- 32	- 11.1
40歳～49歳	435	430	- 5	- 1.1
50歳～59歳	1,037	855	- 182	- 17.6
60歳～64歳	855	907	+ 52	+ 6.1
65歳以上	7,102	7,287	+ 185	+ 2.6
計	10,084	10,069	- 15	- 0.1

身体障害者手帳所持者の状況(H26)

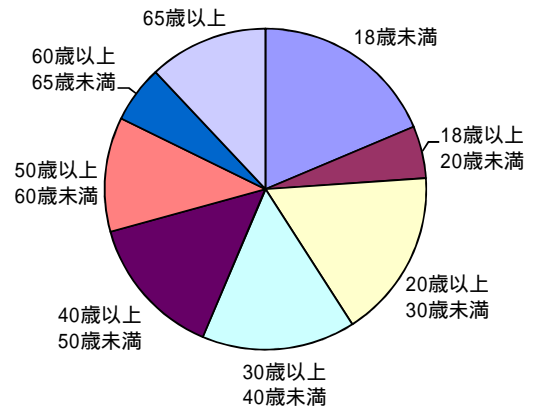


50歳代までの各世代とも人数が減少している中、60歳以上の世代のみが大きく増加しており、高齢世代での手帳取得や取得者の高齢化が顕著です。

【知的障害】 (各年4月1日現在)

年齢	H22	H26	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	377	375	-2	-0.5
18歳・19歳	70	106	+36	+51.4
20歳～29歳	280	342	+62	+22.1
30歳～39歳	321	311	-10	-3.1
40歳～49歳	245	289	+44	+18.0
50歳～59歳	237	232	-5	-2.1
60歳～64歳	105	116	+11	+10.5
65歳以上	196	241	+45	+23.0
計	1,831	2,012	+181	+9.9

療育手帳所持者の状況(H26)

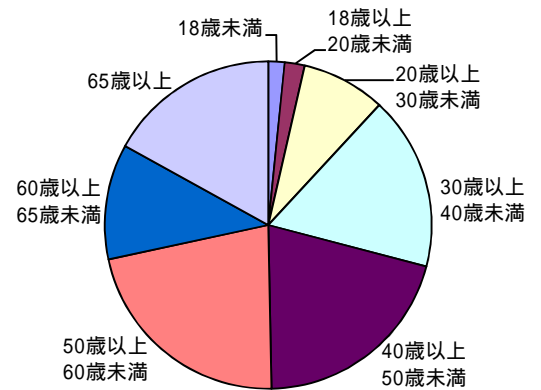


比較的若年世代で取得することが多い療育手帳においても、60歳以上の増加率が高くなっています。

【精神障害】 (各年4月1日現在)

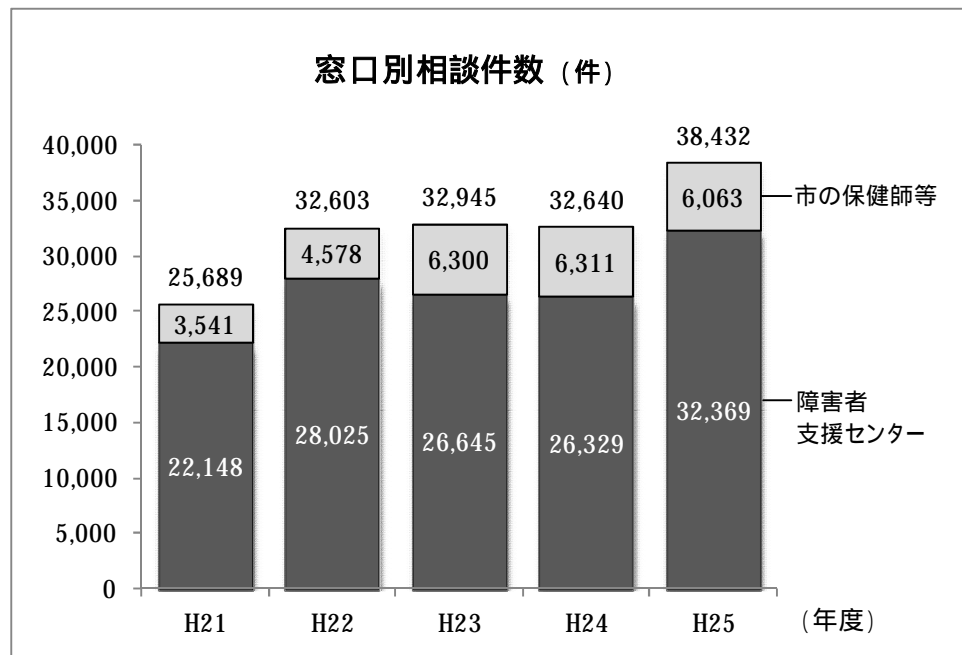
年齢	H22	H26	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	7	23	+16	+228.6
18歳・19歳	5	28	+23	+460.0
20歳～29歳	73	118	+45	+61.6
30歳～39歳	184	244	+60	+32.6
40歳～49歳	241	293	+52	+21.6
50歳～59歳	311	312	+1	+0.3
60歳～64歳	133	162	+29	+21.8
65歳以上	170	241	+71	+41.8
計	1,124	1,421	+297	+26.4

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(H26)



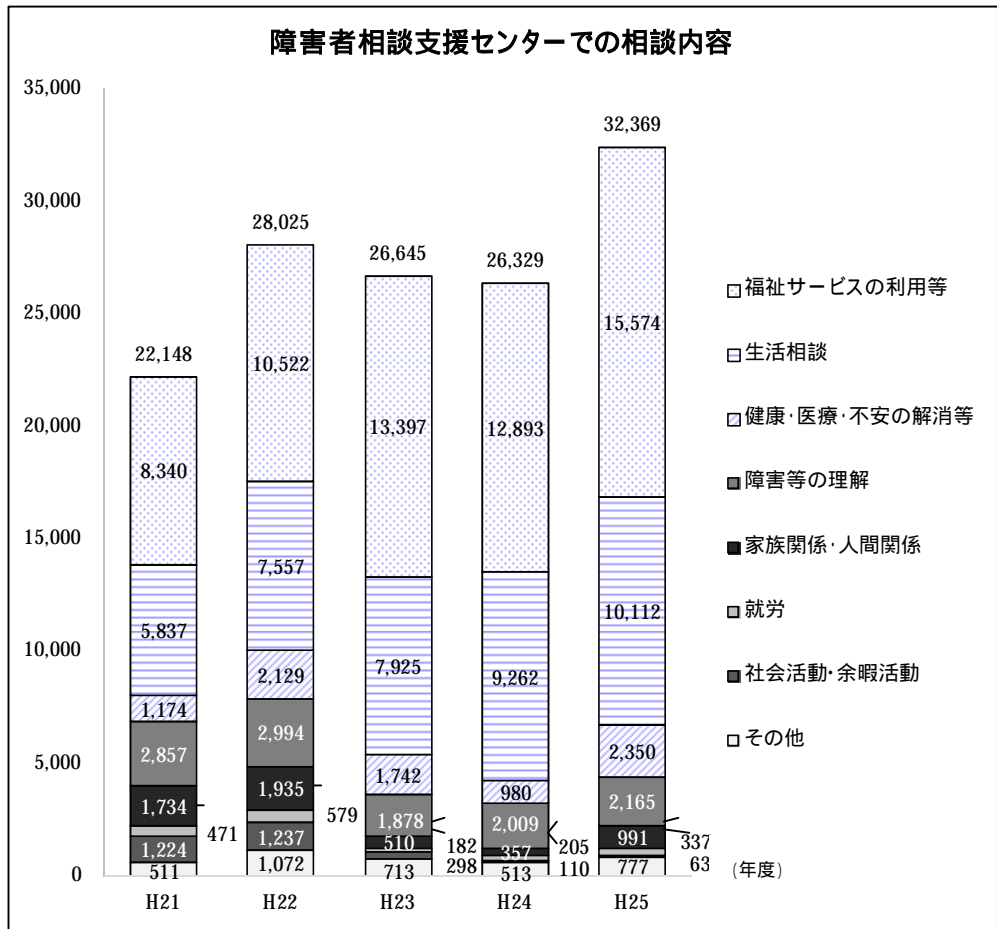
手帳取得者が全体的に増加している状況です。

【相談支援事業の状況】



障害のある人やその家族等からの相談件数は、年々増加しています。相談内容の多様化や解決困難な相談事例の増加等により、相談支援専門員や保健師等の果たす役割が大きくなってきています。

実態調査の結果をみると、障害者手帳を所持している18歳未満の人について、日常生活に関する相談等の窓口として医療機関や総合支援学校・聾学校などを挙げた人の割合が高くなっています。また、保育園・幼稚園や小・中学校に相談する人も多いことから、小・中学校の入学時などにおいては、支援が途切れることのないようにする必要があります。

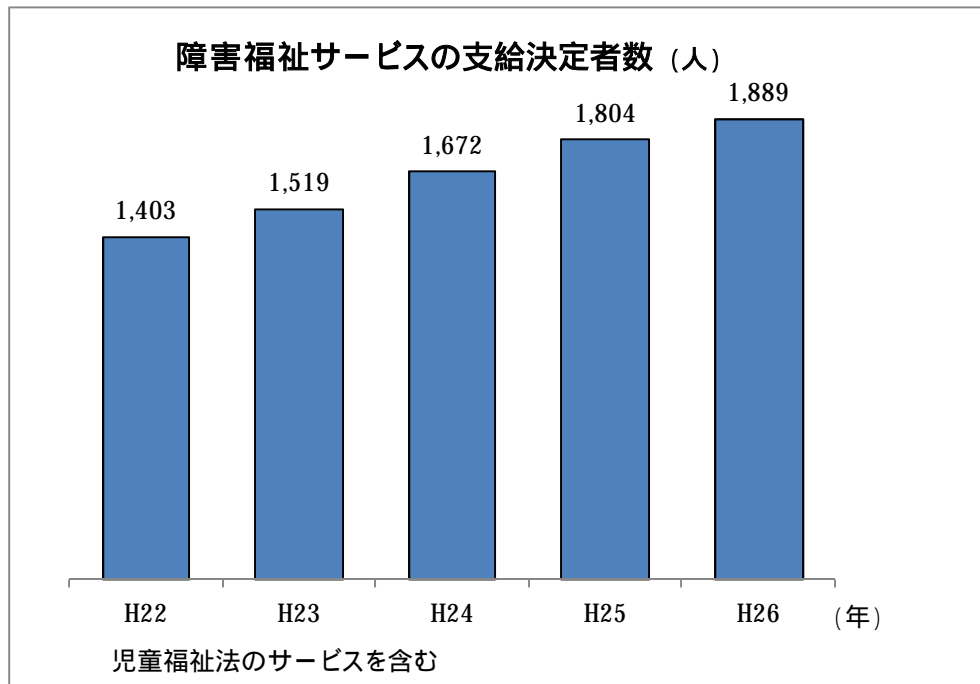


障害者相談支援センターでの相談内容を見ると、福祉サービスの利用等に関する相談件数が最も多く、引き続き障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとした支援制度を適切に提供する必要があります。また、日常生活上の相談も増加傾向にあることから、身近な相談窓口である障害者相談支援センターの体制を充実させていくことが求められています。

65歳以上の知的・精神障害のある人は、介護保険事業所では対応が難しいため、支援を継続できる体制づくりに努める必要があります。

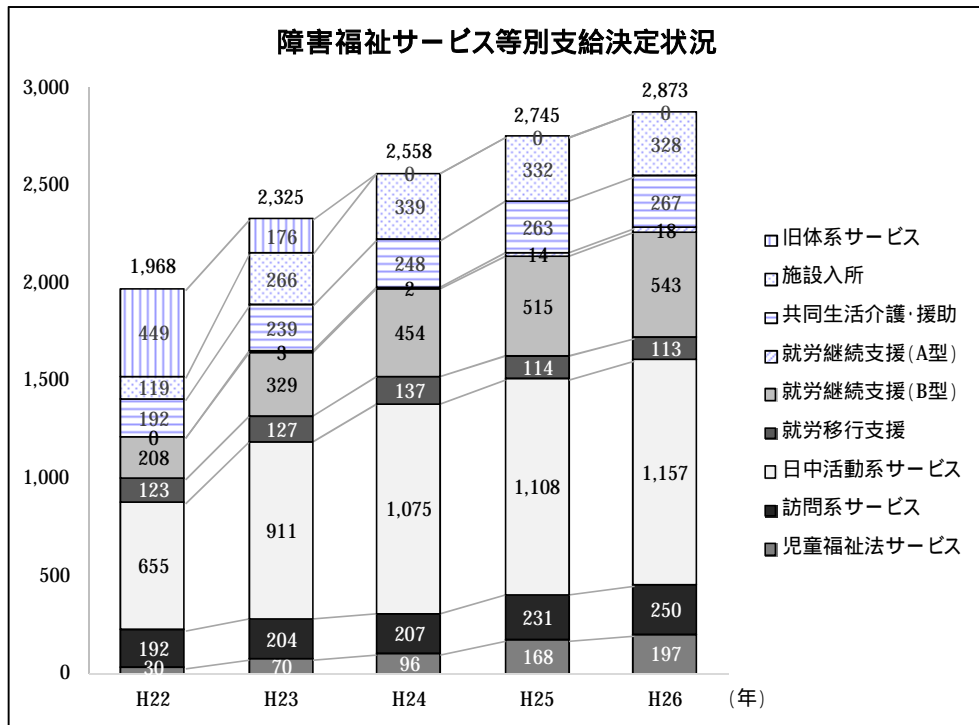
【障害福祉サービス等の支給決定状況】

(各年4月1日現在)



第2期、第3期の地道な計画の推進により、障害福祉サービスの提供基盤が徐々に充実してきており、障害福祉サービス等の利用者は年々増加しています。

(各年4月1日現在)



平成22年度から24年度までは、旧体系サービスの移行に伴い、新体系の各サービス利用者数が増加しています。

就労継続 B 型の利用者数は、年々増加傾向にあります。

【障害者権利条約の締結と障害者差別解消法の制定】

平成 26 年 1 月に国際権利条約である「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という）」が締結されました。この条約は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳を尊重するため、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定しています。

条約の締結までに、関連する様々な国内法が整備されてきました。なかでも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、その施行は平成 28 年 4 月からとなっています。

年月	内容
平成 23 年 8 月	改正「障害者基本法」施行
平成 24 年 10 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という）」施行
平成 25 年 4 月	平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）に変わる。
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」公布（施行は平成 28 年 4 月から）
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」締結

(2) 主要課題

子どもから大人まで一貫した支援の推進 《施策推進における共通の視点》

小学校・中学校・高等学校への入学をはじめ、乳幼児期から成人に至るまでには様々な移行期があります。生活や支援の環境が変わるタイミングにおいては、必要となる支援の状況等が十分に引き継がれず、適切な支援が提供されないおそれがあります。このため、本計画においては「途切れない支援」「一貫した支援」を共通の視点とするとともに、これを具体的な施策や支援体制等に反映させることにより、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立して生活していくためには、地域の特性に配慮しながら総合的に支援していくことが必要です。今後は、困難事例等に対応できるよう相談支援専門員を指導するとともに、育成を図るため障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の強化を図ります。

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行促進

福祉施設や精神科病院に入所・入院している人たちが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、地域の受入れ体制や障害福祉サービスの提供基盤を整えていくことが必要です。

長岡市における施設入所者数は、国の基本指針以上に減少していますが、精神科病院に入院している人たちの地域生活移行は進んでいないため、今後さらに移行促進の取組を強化していくことが求められています。

地域生活支援拠点の整備

障害のある人が安心して地域で生活できるようにするためには、居住支援機能と地域支援機能の両方を一体的に備えた多機能拠点を整備していくことが必要です。

地域生活を体験する場の提供や、24時間の相談受付、虐待などの緊急時一時受け入れなどの機能を備えた多機能の地域生活支援拠点は、地域生活移行促進のためにも、早急に整備していくことが求められています。

福祉施設からの一般就労の促進

平成18年度に障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）が施行されてから、就労支援に関するサービスは年々充実してきており、長岡市においても福祉施設からの一般就労者数は増加してきました。

しかし、目標としている数値にはまだ到達できていないため、引き続き、就労支援に力を入れていく必要があります。

差別解消に向けた取組の推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人もない人も相互に理解し合い、ともにいきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

また、障害者虐待防止法の施行や障害者差別解消法の公布に伴い、改めて、市民に障害のある人の人格と個性を尊重する認識を高めてもらう必要があります。今後も、障害のある人に対する不当な差別や虐待などがなくなるよう、これまで以上に相互理解に向けた啓発活動などを行っていくことが求められています。

3 策定にあたって

(1) 法的な位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画を一体的に策定したものです。

(2) 基本的な考え方

ア この計画は、障害のある人に対する福祉施策について体系的、計画的に執行するための指針とし、今後、実施する各事業の基本となるものです。

イ この計画が、国、県、関係団体との連携と協力や市民の理解と積極的な参加によって実現されるよう努めます。

ウ この計画を実現するため、今後、国の制度改正や社会情勢の変化等に弾力的に対処し、必要に応じて事業の見直しを行う等、常に実効性のあるものにします。

(3) 他の計画との関係

次の計画と整合性を図っています。

国の障害者基本計画

新潟県健康福祉ビジョン

新潟県障害者計画

新潟県障害福祉計画

長岡市総合計画

長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

長岡市子育て・育ち"あい"プラン

ながおかヘルシープラン 21

長岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画

長岡市地域防災計画

長岡市住宅政策マスタープラン

長岡市人権教育・啓発推進計画

長岡市スポーツ振興基本計画

平成 26 年度厚生労働省告示第 231 号を受け、長岡市子育て・育ち"あい"プランとの調和を図るとともに、障害児支援体制の整備にあたり、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策と連携を図ります。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年とし、平成 29 年度に次期計画の策定のため、見直しを行います。なお、計画期間中に法制度の改正等が行われ、第 4 期計画の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行います。

(5) 実態調査の実施

第 4 期計画を策定するにあたり、障害のある人の生活実態や障害福祉サービスの利用意向等を把握する基礎調査として、障害者生活実態調査を実施しました。調査結果は、「平成 25 年度長岡市障害者生活実態調査 報告書」としてまとめるとともに、当計画の資料編に結果の抜粋を掲載しています。

ア 調査数及び回収数

	調査数	回収数	回収率
身体障害者	2,326 人	1,467 人	63.1%
知的障害者	1,091 人	712 人	65.3%
精神障害者	1,081 人	716 人	66.2%
施設入所者	398 人	342 人	85.9%
高齢者	960 人	708 人	73.8%
障害児	523 人	362 人	69.2%
計	6,379 人	4,307 人	67.5%

イ 調査基準日

平成25年4月1日

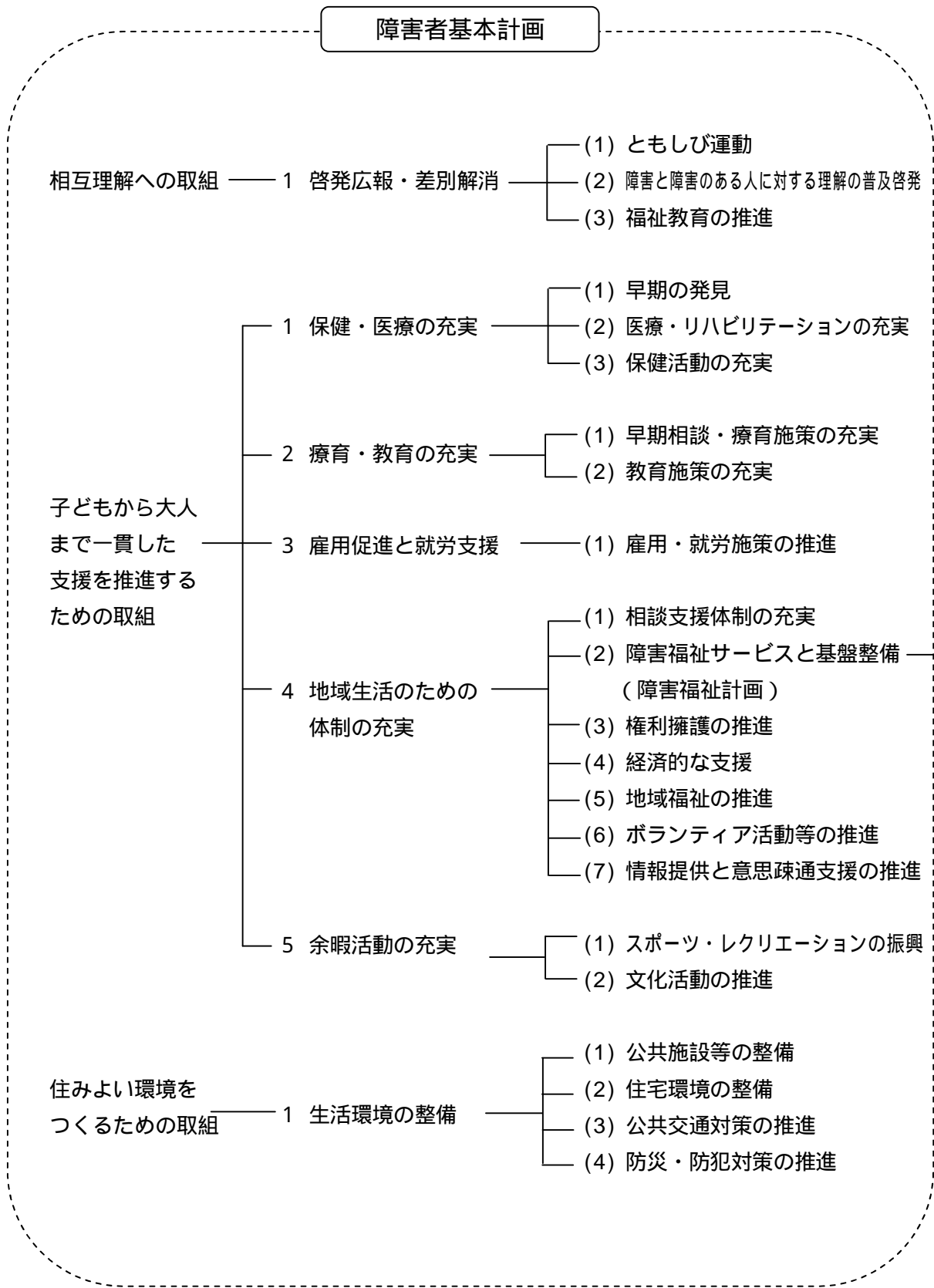
ウ 調査期間

平成25年5月31日から6月14日まで

エ 計画中における表現

計画中においては、この調査を「実態調査」と表します。

4 施策の体系図



障害福祉計画

1 平成 29 年度における目標値

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点の整備
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児支援

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

- (1) 必須事業
- (2) その他の任意事業

5 計画の基本方針

相互理解への取組

1 啓発広報・差別解消

自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人の権利が守られるよう、啓発広報に努めます。また、幼少期から障害者福祉に対する理解を深められるとともに、習得が図られるよう、福祉教育を充実させます。

(1) ともしび運動

長岡市では、昭和 63 年から「ともしび運動」を展開し、ノーマライゼーションの理念の普及を図っています。

この「ともしび運動」は、長岡市の福祉行政の根幹をなすものであることから、今後も一貫した基本理念として積極的に推進し、「ともに生きる社会」の実現を目指します。

(2) 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

「ともに生きる社会」の実現に向けては、障害のある人に対する差別や偏見をなくす努力が必要です。

また、平成 28 年度からは障害者差別解消法が施行されることから、同法の主旨についても周知していく必要があります。

各種の取組により効果的な啓発広報を行いながら、障害や障害のある人に対する理解の促進を図ります。

(3) 福祉教育の推進

障害者福祉に対する市民の理解を深めるためには、幼少時期からの福祉に関する学習と体験が必要です。

そのため、小・中学校においては、教材の整備を進めるとともに、「総合的な学習の時間」等において福祉教育施策と連携した学習と体験活動をさらに充実させ、児童・生徒の思いやりの心を育てます。

子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

1 保健・医療の充実

障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。

(1) 早期の発見

乳幼児期及び成人期以降における病気の予防、早期発見及び早期治療のため、総合的な保健・医療体制を推進することが必要です。

そのため、健診体制や相談体制など、各種施策の充実を図ります。

また、近年相談件数が増加している発達障害の早期発見と早期支援のために、保育園や幼稚園、学校等との連携体制を構築するとともに、発達障害についての正しい知識を周知することが必要です。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

障害のある人が安心して医療を受けられるように助成制度の充実や利用促進を図るとともに、医療と福祉サービスの体制整備を促進します。

(3) 保健活動の充実

障害のある人の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のため、訪問指導、相談などの実施に努めるとともに、予防活動に力を入れ、関係分野への施策の展開を推進します。

2 療育・教育の充実

特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。また、成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携しきめ細かなサポートを行っていきます。

(1) 早期相談・療育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの育成については、できるだけ早期に相談支援と適切な療育を行うことが必要です。集団のなかで配慮が必要な児童に早期に気づき、就学前から就学後まで継続した支援が行われるよう、早期療育関連事業の充実を図ります。

(2) 教育施策の充実

特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、一人ひとりに応じた適切な教育を実現することが課題です。

そのため、施設・設備の整備充実を図るとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び関係機関が連携した支援体制づくりを進めます。

3 雇用促進と就労支援

障害のある人がその能力と適性に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を実現するうえで最も重要なことのひとつです。

障害のある人の一般就労の促進を図るため、様々な雇用支援施策を展開していきます。

4 地域生活のための体制の充実

個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。また、必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

保健・医療・福祉等のサービスが多様化している中で、障害のある人や家族からの様々な相談に的確に対応していくため、地域の関係機関との連携強化を行いながら、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 障害福祉サービスと基盤整備（障害福祉計画）

障害者総合支援法に基づき、「市町村障害福祉計画」を定め、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供体制を整備していきます。

(3) 権利擁護の推進

障害のある人やその家族に対し問題が大きくなる前からの支援が大切です。そのため、関係機関と連携をして、地域の見守りネットワークの構築、支援体制の充実及びサービス利用体制の構築を図ります。

(4) 経済的な支援

適正な生活保護の実施や障害のある人の経済的基盤の確立に向けて、年金や様々な手当をはじめとする各種援助制度の理解や周知に努めます。

また、障害のある人が医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、助成制度の利用促進を図ります。

(5) 地域福祉の推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう関係団体と連携を深め、地域における福祉活動を推進します。

(6) ボランティア活動等の推進

市民の誰もが各種のボランティア活動に参加できる体制を整備することが求められています。

そのため、長岡市社会福祉センター内に設置しているボランティアセンターの機能を充実させるとともに、市民全体にボランティア活動に対する理解と関心を浸透させる啓発活動を推進します。

(7) 情報提供と意思疎通支援の推進

障害のある人が的確に情報の入手やコミュニケーションを図ることができるよう、様々な施策を推進します。

また、インターネットによる情報提供が一般的になってきていることから、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できること）に配慮したWebサイトの構築に努めます。

5 余暇活動の充実

障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、障害者スポーツや文化活動の普及・推進を図ります。また、障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加可能な選手の育成を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

健康の増進やリハビリテーションにも効果のあるスポーツ・レクリエーション活動により、障害のある人の健康の増進と社会参加の促進を図ります。

また、2020年東京パラリンピック開催が決定したことを契機に、市内の障害者スポーツ活動の状況を把握するとともに、「競技」として活動する障害者スポーツ選手に対する育成支援を行います。

(2) 文化活動の推進

障害のある人が心豊かな生活を送り、積極的に社会参加をしていけるよう、芸術・文化活動の振興に努めます。

住みよい環境をつくるための取組

1 生活環境の整備

障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出への支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。また、住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。

(1) 公共施設等の整備

新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきた結果、施設の改善が順次進んでいます。

民間事業者を含めた施設設置者に対し、さらなる理解と協力を求めていくとともに、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進していきます。

(2) 住宅環境の整備

在宅福祉の充実に向けて、障害のある人に配慮した公営住宅の整備や個々の障害に応じた住宅の建築、改造等に対する支援を行います。

(3) 公共交通対策の推進

障害のある人の屋外の移動を容易にするため、今後も引き続き、歩道及び公共交通機関等のバリアフリー化や公共交通機関の利用が難しい人に対する安全・安心な移動手段の提供に努めます。

(4) 防災・防犯対策の推進

災害が起こったときに、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者といわれる人々の保護や救援活動等の体制強化が求められています。

国の避難行動要支援者の避難支援ガイドラインや「長岡市地域防災計画」を踏まえて策定した「長岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に沿って、障害者施策においても日本一災害に強いまちを目指します。

6 計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、県、障害保健福祉圏域（中越圏域）関係市町村、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等の関係機関と連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。

計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に推進するものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、取組を進めていくことが必要になります。

そのため、P D C Aサイクルを導入し、定期的に進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時対応していきます。

P D C Aサイクルとは「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

各 論



第1章 相互理解への取組

第1節 啓発広報・差別解消

第1 ともしび運動

現状と課題

長岡市は、昭和63年に「ともしび運動」をスタートさせました。これは、一人ひとりの持っている思いやりの心、助け合いの心をひとつの「ともしび」として持ち寄り、それを大きく育て、障害のある人もない人も、高齢者も若者も「ともに生きる仲間」として、誰もがお互いに支えあう社会づくりを目指すものです。

長岡市では、この理念に基づき、福祉教育の推進、ふれあいと相互理解や地域活動の促進、ボランティアの育成等の施策を展開し、ノーマライゼーションの理念の普及に大きな成果をあげることができました。

「ともしび運動」は、いち早く、ともに生きる社会こそあたりまえであるという考え方のノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の福祉に関する理念を総合的に取り入れた、福祉施策の根幹をなすものであり、今後も一貫した基本理念として推進していく必要があります。

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい社会づくりを進めていくためには、行政が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会を構成する全ての人々が障害と障害のある人に対する理解を深め、ともに生きていくことがあたりまえであるという意識を育てていくことが必要です。

「ともしび運動」が市民生活の中により浸透した活動となるよう、行政、市民、企業等が一体となって「ともに生きる社会」の実現に取り組むことが大切です。

計画の方向

長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間団体と行政とが密接に連携し、障害のある人や高齢者に対する市民の理解と認識を深め、全ての人々が「ともに生きる仲間」であるという意識の醸成に努めます。

「ともしび運動」の推進により、誰もが自分らしく生きることができる社会を構築するため、以下の施策を展開します。

1 『福祉教育の推進』

行政、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校及び長岡市社会福祉協議会をはじめとする民間団体が連携し、福祉読本の活用と地域の福祉施設でのボランティア体験等を推進し、子どもの福祉についての理解を深めるように努めます。

2 『ふれあいと相互理解の促進』

「ともに生きる」という意識の浸透を図るため、障害のある人もない人もともに集う“ふれあいの場”を提供します。

障害のある人や障害のある子どもが日ごろ作成した様々な作品や練習に励んだ音楽等を市民に展示・発表する場として「すこやか・ともしびまつり」「ふれ愛コンサート」等を実施するとともに、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる場として「ふれ愛スポーツのつどい」を開催し、障害のある人や障害のある子どもの創作意欲の向上と音楽、文化、スポーツ等の活動への積極的な参加を促進します。

障害のある人とない人が集い、より豊かな生き方を探るために、学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流を推進します。

3 『地域活動の促進』

家事援助や簡単な介護等を住民相互で行う「地域福祉・在宅福祉サービス事業」等、長岡市社会福祉協議会及び地区福祉会・地区社会福祉協議会が実施する事業を中心に、地域のコミュニティ活動の中での福祉活動が推進されるよう関係機関との連携・支援に努めます。

4 『ボランティアの育成』

ボランティア活動の広がりには「ともしび運動」の大きな推進力であることから、長岡市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアに関する情報提供・相談、講習会やボランティア大学の開催等地域に根ざしたボランティアの育成に努めます。

5 『福祉の環境づくり』

「福祉のまちづくり」を推進するため、これに対する市民の理解が得られるように努めるとともに、障害のある人や高齢者が暮らしやすくなるよう、関係機関と連携を図りながら歩道や建物のバリアフリー化に努めます。

6 『広報活動の充実』

「ともしび運動」の理念の浸透を図るため、市政だより、ポスター、リーフレット等を活用し、啓発広報に努めます。

《ともしび運動のあゆみ》

- ・昭和63年10月…「ともに生きる社会」の実現に向けてスタート
- ・平成元年4月…「ともしび基金」を設置
- ・平成元年12月…「ともしび運動」シンボルマークを制定
- ・平成2年4月…「ともしび基金」の益金による事業スタート
- ・平成2年7月…「ともしび運動」標語を制定
- ・平成2年10月…「福祉マップながおか」を発行
- ・平成3年11月…「福祉読本」を発行
- ・平成4年10月…「すこやか・ともしびまつり」をスタート
- ・平成4年11月…「ともしび運動」5年記念事業「世界わたぼうし音楽祭長岡大会」を開催
- ・平成5年9月…「ふれ愛コンサートinながおか」をスタート
- ・平成6年3月…「住みよい福祉のまちづくりハンドブック」を発行
- ・平成8年3月…「福祉マップながおか」改訂版を発行
- ・平成9年3月…「障害者基本計画」(平成9～17年度)を策定
- ・平成9年10月…「ともしび運動」10年記念シンポジウムを開催
- ・平成10年3月…「福祉読本改訂版」を発行
- ・平成10年12月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」をスタート
- ・平成15年3月…「障害者基本計画」(平成15～17年度)を策定
- ・平成16年3月…「バリアフリーであいマップ」を発行
- ・平成16年4月…「ふれ愛スポーツのつどい」をスタート

- ・平成19年3月…「第1期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」
(平成18～平成20年度)を策定
- ・平成21年3月…「第2期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」
(平成21～平成23年度)を策定
- ・平成22年4月…「ふれ愛ダンスフェスティバル」と「ふれ愛スポーツのつどい」を統合

- ・平成24年3月…「第3期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画」
(平成24～平成26年度)を策定

第1章 相互理解への取組

第1節 啓発広報・差別解消

第2 障害と障害のある人に対する理解の普及啓発

現状と課題

平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、国及び地方公共団体は障害を理由とする差別の解消について市民の関心を高め、理解を深めるとともに、特に障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

障害と障害のある人に対しての正しい理解を深めるため、啓発イベントを開催する等様々な機会をとらえて、各種の広報媒体を活用した効果的な啓発広報を行う必要があります。

計画の方向

ホームページ等を利用し、各種取組等を積極的に発信することにより、市民への意識啓発に努めます。

市民に障害のある人の人格と個性を尊重する認識を高めてもらうよう、「すこやか・ともしびまつり」を開催するとともに、内容の充実を図ります。

「ふれ愛コンサート」「ふれ愛スポーツのつどい」「ながおかポニーカーニバル」等のイベントの開催を通じて、障害のある人もない人もともに交流することにより、ノーマライゼーションの意識啓発に努めます。

公的な集会やイベントの開催時には、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助、保育のボランティアを確保し、障害のある人やその家族が気軽に参加できるように配慮するとともに、各種ボランティア等を配置していることが自然な姿であるという意識啓発に努めます。

こころのバリアをなくすために必要なことを学ぶ「こころのバリアをなくそうよ講座」や「こころのバリアをなくそうよ講演会」を実施し、発達障害を含む精神疾患や精神障害について市民の正しい理解が得られるように努めます。

障害者差別解消法に基づき、市政だよりやリーフレット・ポスター等で障害の理解に関する広報周知を行います。

また、関係機関と連携しながら、各種研修、講演会、当事者の体験発表等を行い、全市的な幅広い理解啓発に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
すこやか・ともしびまつり	団体 市 社会福祉協議会	「健康でふれあいのあるまちづくり」の実現のため、福祉施設や団体の活動紹介や作品・成果発表、参加体験コーナー等の実施を通し、広く市民に福祉と健康づくりの理解を呼びかけるイベントを開催
ともしび運動ポスター展	市 社会福祉協議会	小学3年生から中学生を対象に「ともしび運動」に関するポスターを募集 入賞作品はコミュニティセンターや学校等に巡回展示
ともしび運動リーフレット・ポスター作成	市 社会福祉協議会	「ともに生きる社会」の啓発広報としてリーフレット及びポスターを作成・配布
精神保健福祉講座（こころのバリアをなくそうよ講座・講演会）	市	精神障害のある人に対する理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めるための講座・講演会を開催

第1章 相互理解への取組

第1節 啓発広報・差別解消

第3 福祉教育の推進

現状と課題

小・中学校では、福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流等のボランティア体験活動を積極的に実施してきました。さらなる思いやりや助け合いの心を育成するため、活動を工夫し、充実させることが大切です。

また、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、各教科等それぞれの特徴を活かしながら、児童・生徒の発達段階に応じ、社会福祉について理解を深める計画的な指導をさらに充実させていく必要があります。

家庭でも、福祉についての正しい理解を深め、福祉の心等を育むことが大切です。

長岡市は、学校における福祉教育に資するため、平成4年度から小学校3年生を対象に福祉読本「とび出せ！ともしびっ子」を配付してきました。また、平成20年度からは、合併地域への読本配布を開始し、「ともしび運動」の理念の全市的な浸透を図ってきました。

読本の配布を継続して行うことにより、児童の福祉に対する理解をさらに深める必要があります。

長岡市社会福祉協議会では、平成3年度から社会福祉協力校指定事業を実施しており、指定が終了した協力校についてはこの活動を定着させていくため、フォローアップとして事業を継続しています。

保育園や幼稚園では、引き続き、特別な支援が必要な子どもを積極的に受け入れるとともに、日常的なふれあいや高齢者等との交流を通して、やさしさや思いやりの心を育んでいくことが大切です。

計画の方向

地域・家庭・行政が一体となったボランティア活動や、地域での福祉活動を支援することにより、思いやりや助け合いの心を育みます。

学校、家庭及び地域相互の連携を図り福祉教育を一体的に振興するため、家庭教育活動等多様な生涯学習の場で、交流活動や清掃活動等の身近な福祉の取組が円滑に実施されるよう支援します。

福祉読本を小学3年生に引き続き配付します。また、学校教育の場でより使いやすくなるよう、現代の子どもたちに向けた新たな視点で福祉読本を改訂し、福祉教育の充実を図ります。

長岡市社会福祉協力校指定事業による福祉教育実践活動の充実を支援します。

小・中・高等学校及び特別支援学校における社会福祉協力校に加え、保育園や幼稚園も含めた様々な場所で、特別な支援が必要な子どもや、高齢者とのふれあいや交流の機会を設け、日常的、継続的な福祉施設の訪問等を引き続き実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
家庭教育活動事業	市	幼児から小学生の保護者を対象に開設する家庭教育講座の中で、福祉についてのテーマにも取り組む
福祉読本の作成配付	市 社会福祉協議会	児童の福祉に対する理解を深め、「思いやり、助けあい」の心を育成するために、小学3年生を対象とした福祉読本を作成・配布
長岡市社会福祉協力校指定事業	社会福祉協議会	小・中・高等学校及び総合支援学校を対象に体験学習の機会を提供することにより、福祉に対する理解と関心を高めるとともに「思いやりの心」を醸成
福祉教育ライブラリー整備事業	市	特別支援教育や療育等福祉教育に関する書籍・ビデオ等を教育センターにライブラリーに整備し、有効活用

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第1節 保健・医療の充実

第1 早期の発見

現状と課題

乳幼児期における発達の遅れを健診により早期に発見し、関係機関へ紹介することにより、障害特性に合った適切な発達を支援することが必要です。また、保護者が児童の障害に応じた養育が行えるようにサポートすることが求められています。

近年、発達障害のある子の相談件数が増加しており、早期に発達障害を発見し支援にあたるのが、不登校や引きこもりなどの予防につながります。

発達障害は、集団の中などで他者と関わる際に発見されることが多いため、幼児健診はもとより、保育園や幼稚園、学校等での様子に注目し、同施設と連携して支援にあたる必要があります。

大人の発達障害は、生活のしづらさを感じた本人や家族が、自ら医療機関等に相談することで発見されることが多いため、発達障害について、本人や家庭、職場などに広く啓発していく必要があります。あわせて、市民への正しい理解を広めていくことも必要です。

また、家族の中だけで問題を抱えてしまうことで、問題が深刻化することがあるため、早期に相談機関につなぎ、関係機関が支援にあたることが重要です。

健康診査受診者への生活習慣病予防に関する保健指導を行うことにより、糖尿病・脳血管疾患等による合併症や後遺障害の発生を予防することが必要です。

うつ病等の精神疾患のある人が年々増えているため、講演会やこころの健康相談を実施し、こころの病の早期発見、予防に努めています。今後、こころの健康問題などについて関係機関と連携した対策を強化していく必要があります。

[乳幼児期保健事業の実施状況]

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児健康診査 (4か月児)	対象者数(人)	2,229	2,232	2,300	2,209	2,167
	受診者数(人)	2,174	2,193	2,268	2,155	2,084
	受診率(%)	97.5	98.3	98.1	97.6	96.2
	有所見者数(人)	154	186	184	200	144
乳児健康診査 (10か月児)	対象者数(人)	2,334	2,191	2,299	2,221	2,252
	受診者数(人)	2,232	2,098	2,177	2,135	2,094
	受診率(%)	95.6	95.8	94.6	96.1	93.0
	有所見者数(人)	200	182	162	156	129
1歳6か月児 健康診査	対象者数(人)	2,365	2,305	2,234	2,302	2,199
	受診者数(人)	2,303	2,262	2,188	2,266	2,160
	受診率(%)	97.4	98.1	97.9	98.4	98.2
	有所見者数(人)	430	489	498	502	468
3歳児 健康診査	対象者数(人)	2,369	2,379	2,427	2,304	2,252
	受診者数(人)	2,267	2,304	2,355	2,245	2,203
	受診率(%)	95.7	96.8	97.0	97.4	97.8
	有所見者数(人)	573	570	567	516	471

[成人保健事業の実施状況]

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
特定健康診査等	特定健康診査 (19～39歳)	対象者数(人)	25,863	25,896	24,964	24,279	23,159
		受診者数(人)	2,443	2,485	2,426	2,309	2,213
		受診率(%)	9.4	9.6	9.7	9.5	9.6
	特定健康診査 (40～74歳) 1	対象者数(人)	45,512	45,993	46,537	45,829	45,130
		受診者数(人)	15,785	15,995	16,161	15,849	15,959
		受診率(%)	34.7	34.8	34.7	34.6	35.4
	後期高齢者健康診査 (65～74歳の一部、75歳以上) 2	対象者数(人)	33,930	34,416	35,320	35,811	36,437
		受診者数(人)	9,556	9,967	10,177	10,295	11,124
		受診率(%)	28.2	29.0	28.8	28.7	30.5
保健指導	特定保健指導 (40～74歳) 3	対象者数(人)	1,864	1,736	1,711	1,610	1,552
		初回面接 利用者数(人)	566	458	423	565	332
		利用率(%)	30.4	26.4	24.7	35.1	21.4

1 特定健康診査(40～74歳)は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

2 後期高齢者健康診査は、新潟県後期高齢者医療加入者のみのデータ。

3 特定保健指導は、長岡市国民健康保険加入者のみの法定報告数値。

計画の方向

乳幼児期に見られる精神的、身体的発達の遅れや情緒障害等の早期発見のため、小児科医、精神科医、心理相談員、保健師等を配置した健診体制の充実強化を図っていきます。また、発達の遅れ等が疑われる乳幼児は、医療機関や長岡保健所等の療育相談や各療育機関を紹介し、適切な医療や療育を行い、育児を支援します。

安心・安全な妊娠、出産、育児のため、妊産婦・乳幼児の健康診査や健康相談を充実します。

発達障害を広く周知するために、講演会や講座を開催します。

早期に相談・支援につなげるために、発達障害や障害者相談支援センターに関するパンフレットを医療機関や若者サポートセンターに設置するなどして、発達障害及び支援機関を周知するとともに、関係機関の連携を図ります。

地域で発生している問題や家庭への支援が必要なケースなどは、地域の多様な関係者と連携を深め、早期発見を図ります。

健診により、生活習慣病を予防するために、受診しやすい環境づくりに努め、健診の受診率の向上を図ります。

生活習慣病予防を目的とした特定保健指導等を行います。

うつ病等を予防するための講演会やこころの健康相談を開催します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
乳幼児健康診 査事業	市	乳幼児期の各節目にすこやかな成長の確認と異常の早期発見・早期治療を図るとともに、基本的な生活習慣の確立に向けて育児相談を実施し子育てを支援
健康診査事業 及び後期高齢 者健康診査事 業	市及び新潟県後期 高齢者医療広域連 合	19～39歳及び後期高齢者を対象に、生活習慣病の早期発見を目指した健康診査を実施し、血管疾患・糖尿病等に起因する障害状態になることを予防
特定健診・特定 保健指導等事 業	長岡市国民健康保 険（市）	40歳から74歳の医療保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導に取り組み、糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少を目指し、疾病に起因する障害状態を予防
保健指導 健康教育 健康相談 訪問指導	市	市民を対象に保健指導を実施 ・健康教室を開催 ・個別に健康についての相談実施 ・健診受診者で医療機関に受診が必要な人への受診勧奨など
こころの健康 講演会	県・市 団 体	うつ病等を予防するための講演会の開催
こころの健康 相談	市	うつ病等の健康相談を開催

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第1節 保健・医療の充実

第2 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

脳血管疾患等の急性期及び回復期の医療やリハビリは、退院後の生活を考慮した内容のものを医療機関で行っています。また脳血管疾患等の疾病の人は、40歳以上から介護保険の対象になるため、介護保険制度のサービスを利用することができます。

精神障害のある人が安心して医療を受けられるように、医療費の助成を行っています。

平成25年度から難病患者が障害者総合支援法のサービス対象となり、難病患者が利用できるサービスの範囲が広がりました。しかし難病の利用者を受け入れる体制がまだ十分確立できていない現状があります。

精神障害のある人が新たに受診を希望されても、受診までに1か月以上時間がかかり、希望した際にすぐ受診ができない現状があります。

アルコール依存症者は医療による治療のみでは不十分であり、社会復帰や再発防止のための活動が必要です。社会復帰の促進を図ってグループミーティングや作業訓練などを行っているNPO法人等には、保健、医療、福祉、行政など様々な分野からの支援が求められています。

地域で生活をしている障害のある人のうち医療行為が必要な人は、受入可能な事業所が少なく、サービス利用が希望通りにいかない現状があります。

計画の方向

地域生活移行へ向けた訓練を通して身体機能の維持・回復が図られるよう、機能訓練の利用を促進します。

精神障害者医療費助成制度について、制度の周知をはかり、精神疾患治療のために安心して医療機関に受診できるように、経済的支援を行っていきます。

難病患者が障害福祉サービスをスムーズに利用できるよう、関係機関と連携を図ります。

精神科の医療体制について、受診しやすい環境が整うよう、県に現状を伝え、働きかけていきます。

アルコール等依存症者の回復支援のための地域活動支援センターに、運営費補助を実施していきます。

医療が必要な人の支援体制については、「長岡市障害者自立支援協議会」で検討をしていきます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
精神障害者医療費助成	市	精神疾患の治療について、医療費自己負担の一部を助成

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第1節 保健・医療の充実

第3 保健活動の充実

現状と課題

障害のある人が地域で生活をする上での困り事について、障害者支援訪問相談員や保健師等が窓口・電話・訪問相談で対応をしています。また相談対応は本人のみではなく、家族の相談にも対応しています。しかし、支援者に相談をせず、家族のみで障害のある人を支えている場合も多いのが現状です。

精神疾患について正しい理解を深めてもらうことを目的に、講座等を実施しています。しかし、医療が必要な人が未受診などのケースも多く、さらなる啓発が必要です。

通所のサービスのみではなく、自ら外に出られない人のためにも、社会生活との接点を持つための訪問支援が求められていますが、訪問支援体制は十分整備されていません。

生活習慣病等による疾病を起因とする障害を予防するために、健康診査・保健指導・受診勧奨を行っています。

計画の方向

相談窓口について、さらなる周知を行います。

疾病について正しい知識を理解してもらうことを目的に、講座を実施します。

障害者支援訪問相談員や保健師等による窓口・電話相談、保健指導を継続して実施します。

健康診査の実施について周知をします。また必要な人に保健指導・受診勧奨を行います。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
健康相談の実施	市	障害者支援訪問相談員や保健師等による窓口・電話・訪問相談

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第2節 療育・教育の充実

第1 早期相談・療育施策の充実

現状と課題

1 早期療育体制の充実

特別な支援が必要な子どもの育成は、乳幼児期から就労までの長期的な視点を持ったうえで、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に、必要な治療と指導訓練を行う必要があります。

また、保育園や幼稚園、学校等と連携しながら一貫した支援を行うことにより、障害特性に合った適切な支援や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

特別な支援が必要な子どもの療育が家庭において行われる場合には、子どもとその家族の精神的支援の充実や、介護負担の軽減を図る施策の推進が必要です。

少子化時代を迎えた今日、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することが、緊急的な課題です。こうした環境づくりは、あらゆる分野で各種の社会資源を活用して取り組まなければなりません。その中で特別な支援が必要な子どもの育成は、児童福祉施策の重要な柱として位置付けられるものであり、一層の充実を図る必要があります。

障害の重度化、重複化に対応した療育機能の強化を図る必要があります。

特別な支援が必要な乳幼児の成長や発達について、親が抱える不安や悩みごとの相談に応じるため、「こども発達相談室」を開設し、保育士や臨床心理士・言語聴覚士等が対応しています。今後も関係機関との連携の強化が必要です。

保育園や幼稚園では、特別な支援が必要な子どもの受入れを引き続き推進する必要があります。

保育園や幼稚園等を利用している子の成長や発達で、不安や気になっていることなどの相談・支援を行うため、平成20年度から「こどもすこやか応援事業」を開始しました。

近年、発達障害のある子の相談件数が増加しており、その子の特性に応じた適切な支援が必要です。

[こどもすこやか応援事業の支援実施状況]

	平成23年度	24年度	25年度
施設数	79	73	69
児童数	169	204	185
訪問延件数	355	385	316

[こども発達相談室の利用状況]

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
プ レ ー 部 門	日数	209	206	214	215	218
	実人員	119	129	123	148	156
	延人員	1,576	1,777	1,842	2,108	2,056
こ と ば 部 門	日数	260	269	249	269	274
	実人員	99	87	87	101	116
	延人員	829	847	813	930	826

2 福祉施設等における療育機能の強化

施設において適切な療育が行えるよう療育方法の普及確立や必要な施設設備、職員配置の改善等、施設の療育機能の強化を図る必要があります。

[柿が丘学園（児童発達支援センター）在籍児童数]

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
平均	34.8	33.9	41.3	41.5	39.7
4月1日	31	29	34	41	35

計画の方向

1 早期療育体制の充実

家庭の介護負担の軽減を図るため、居宅介護、短期入所、日中一時支援等の一層の利用を促進します。また、特別な支援が必要な子どもの訓練や家族への相談支援、放課後の預かり、保育園等への支援方法の指導等を推進するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用を促進します。

「こども発達相談室」は、関係機関と連携を深め、発達に不安のある就学前の子どもに対して、保護者に寄り添った支援の充実を図ります。

「長岡市障害者自立支援協議会」において、特別な支援が必要な子どもをもつ家庭に対する支援体制の整備についての検討を進めます。

療育体制の充実を図るために「長岡市障害者自立支援協議会」の果たす役割は重要であり、これを積極的に活用することにより、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。

保育園や幼稚園への特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するため、次のことに努めます。

ア 障害に応じた設備や遊具の整備

イ 特別な支援が必要な子どもへの保育の研修を実施したり、専任の職員を配置するなど、受入体制の整備充実

ウ 特別な支援が必要な子どもの入園体験等の推進

私立保育園・幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受入れに対して必要な助成を行います。

「こどもすこやか応援事業」は、保育園や幼稚園、学校等と連携し、保護者と共に子どものよりよい成長を目指して、一貫した相談・支援等の一層の充実を図ります。また「すこやかファイル」を活用して小学校等への円滑な移行に向けて支援をします。

2 福祉施設等における療育機能の強化

「柿が丘学園」では、児童発達支援センターとして在宅の特別な支援が必要な子どもの支援を拡充するため、通所による児童発達支援及びおもちゃライブラリー事業に加えて、地域支援事業として、支援利用計画作成などを行う相談支援事業や保育所等訪問支援事業を実施します。

多様化する療育の要望に応えるために、「こども発達相談室」や「療育相談」等の地域における相談療育体制と、「柿が丘学園」、「長岡療育園」、「はまぐみ小児療育センター」等の施設や「総合支援学校の教育相談」等との連携を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
早期療育体制の整備		
こども発達相談室の充実	市	早期相談体制の充実、関係機関との連携
療育体制の整備	市	長岡市障害者自立支援協議会の積極的な活用
特別な支援が必要な子どものサービスの充実	市	居宅介護、短期入所、日中一時支援事業、放課後サポート事業の利用促進 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援の利用促進
障害児保育の充実	市	保育園の入園を希望する特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制の整備
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	市	幼稚園における特別な支援が必要な子どもの受け入れの推進
こどもすこやか応援事業	市	配慮を要する児童を早期に発見し、児童・保護者のニーズに応じた就学前から就学後まで一貫した相談・支援の実施

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第2節 療育・教育の充実

第2 教育施策の充実

現状と課題

1 特別支援教育の充実

長岡市では、総合支援学校の整備や特別支援学級の新設・増設等、教育環境の整備・拡充を進めるとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育の実現に努めてきました。

平成6年度に開校した「長岡市立養護学校」は、小中学部の学校としてスタートし、平成11年に高等部を開設しました。その後、増加する児童・生徒に対応するため平成23年度には高等部棟校舎を増築しました。平成24年度には法改正に伴い、学校名を「長岡市立総合支援学校」へ改称しました。

今後も増加する児童・生徒の支援ニーズへの対応と、高等部卒業後の社会参加及び就労支援の拡充を図るため、平成27年度から高等部を「長岡市立高等総合支援学校」として独立させ、更なる支援の充実を図っていきます。

2 教育相談体制の充実

保育園や幼稚園、学校等が連携し、特別な教育的ニーズがある子どもへの支援と保護者への相談を進めています。就学先の決定にあたっては、入学予定の学校に在籍している特別支援教育担当者が、早期から保護者と相談しながら合意形成を図るという仕組みを整備しました。また、各地域で研修会を開催する等により特別支援教育の理解・啓発を図っています。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

放課後サポート事業により一時預かりをする児童・生徒は増加傾向となっており、利用調整が必要な日も生じています。

〔特別支援学級・総合支援学校への就学児童・生徒数の推移〕 (単位：人)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小・小学校 小学部	特別支援学級	218	231	252	285	337	361
	総合支援学校	41	48	46	47	48	47
	計	259	279	298	332	385	408
中・中学校 中学部	特別支援学級	112	118	139	157	171	182
	総合支援学校	49	42	34	36	40	48
	計	161	160	173	193	211	230
合計		420	439	471	525	596	638
総合支援学校高等部		89	96	119	128	129	133

(毎年5月1日現在)

計画の方向

1 特別支援教育の充実

総合支援学校の施設・設備の整備充実に努めます。また、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育の実現や関係機関と連携した取組を行うため、高等総合支援学校において実践的な学習を行う教育課程を実施するとともに、生活支援や就労支援を、関係機関と連携しながら行うことを主な目的とした総合支援室を校内に設置し、在校生や卒業生への相談や支援を行います。

児童・生徒一人ひとりのニーズに合わせて、特別支援学級の新設・増設を行うとともに、言語障害、難聴、発達障害に対応する通級指導教室の整備充実に努めます。

個別の指導計画に基づき、一人ひとりに応じたきめ細かな教育の実現に全校体制で取り組みます。また、各学校での交流及び共同学習が適切に実施されるよう取り組みます。

保育園・幼稚園、小・中学校、総合支援学校及び関係機関が連携した支援体制を充実させ、一貫した特別支援教育の実現に取り組みます。

特別な支援が必要な子どもの円滑な就学と一貫した支援を進めるため、「こどもすこやか応援事業」を中心に長岡児童相談所、こども発達相談室等の相談機関との連携を図ります。

そのために「長岡市障害者自立支援協議会」を積極的に活用し、保健・医療・福祉・教育の連携強化を図ります。

長岡市教育センターの福祉に関する書籍、ライブラリー等の整備・充実に努め、長岡市社会福祉協議会に設置してある福祉教材と併せて積極的な活用を推進します。

2 教育相談体制の充実

特別な教育的ニーズがある子どもとその保護者への早期からの支援や相談を、こどもすこやか応援事業を中心に関係機関が連携して行います。特別支援学級等への就学については、きめ細かい相談を継続しながら、保護者との合意形成を図るよう努めます。

3 長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

特別な支援が必要な子どもの放課後の日中活動を支援する、他のサービス体制の整備状況を見据えた上で、児童・生徒及び保護者のニーズに応じたサービスの提供ができるよう事業の充実に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
特別支援学級教育環境整備事業	市	特別な教育ニーズに合わせた設備の整備及び教室の改良
肢体不自由特別支援学級設置校の移動設備整備	市	肢体不自由児童・生徒の移動のための設備の整備
長岡市立総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業	市	平日の授業終了後及び長期休業日に、総合支援学校・高等総合支援学校の施設を利用して同校に在籍している児童・生徒の一時預かりを行う事業

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第3節 雇用促進と就労支援

第1 雇用・就労施策の推進

現状と課題

長岡公共職業安定所管内においては、障害のある人の実雇用率は平成26年6月1日時点で県の値を上回る1.8%であるものの、法定雇用率の2.0%には達していません。また、障害者雇用に力を入れている企業は増えてきていますが、法定雇用率達成企業の割合は5割を下回っており、今後も障害者雇用についての理解を求めていく必要があります。

実態調査では、在宅の障害のある人のうち、就労している人の割合は身体障害者46%、知的障害者25%、精神障害者19%となっており、就労形態についても、正社員は身体障害者が高い一方、知的障害者、精神障害者は5割以上が臨時職員等となっており、障害の特性により差が生じている状況がうかがえます。

また、就労している人が就労継続できる理由として、「仕事の内容が合っている」、「仕事にやりがいがある」といった意見や、逆に就労上で困っていることとして、「正社員として雇ってもらえない」、「コミュニケーションが取れない」、「職場の理解がない」などといった意見が見られます。働くことを希望している人でも「障害が重い」、「働く自信がない」などの理由から、実際の就労につながっていない状況がうかがえます。

一般就労しても職場に定着できず離職してしまう人も多くいます。企業実習を経ての一般就労の促進、職場定着支援の強化や就労支援関係職員等のスキルアップが必要です。

一般企業等に就労することが困難な障害のある人に対しては、雇用施策と福祉施策との連携により、多様な就業形態での就労の場の確保に努める必要があります。このため、作業工賃を増額するための支援策などを引き続き検討する必要があります。

障害のある人の雇用促進制度の活用にあたっては、現在、長岡公共職業安定所のほか、新潟障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等が中心となり、支援を行っています。また、精神障害のある人の就労を促進するため、これらの機関とともに、県、市、福祉・医療機関等が連携して、就労セミナーの開催などを行っています。

「長岡市障害者自立支援協議会」では、平成20年度から就労関係機関等で構成される就労部会を設置し、障害のある人の雇用を促進するため協議を進めています。その中の課題として協議された職場実習先の確保や企業実習における企業側の負担を軽減するための方策などを長岡市で事業化しています。

計画の方向

障害のある人や事業主に対し、雇用に関する支援制度の周知に努めます。また、働くことを希望する人への効果的な支援制度の活用やサービスの提供を図ります。

障害のある人の雇用の促進、安定及び就労環境の改善に向けて、長岡市、長岡商工会議所、長岡公共職業安定所で構成する「長岡市雇用対策協議会」や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関等と連携し、企業への働きかけを行うとともに、障害のある人へ職業相談会や講習会への積極的な参加を促進します。

今後も障害のある人と事業主が希望する職種のマッチングやコミュニケーション能力の強化、職場定着支援などの課題やそれを支援する就労支援事業所職員のスキルアップのための方策について、「長岡市障害者自立支援協議会」や関係機関と連携して当事者等の意見を反映しながら協議するとともに、事業主にそれぞれの障害特性について理解してもらい、職場環境の改善等を促進します。

就労訓練の前に生活面などの訓練を行う必要のある人のために、自立訓練サービスのニーズが高まっています。このため自立訓練施設の増設の必要性を検討します。

長岡市が行う物品等の契約において、市内の障害者多数雇用事業者から物品または役務を積極的に調達することにより、障害のある人の雇用の促進と安定を図ります。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)により、長岡市においても毎年度調達方針を設け、障害者就労施設等からの積極的な物品等の調達を促進します。

アオーレ長岡オープン時に開設した福祉のカフェ「りらん」や、市内の障害者福祉施設の自主製品の共同販売・受託作業の共同受注などを行う「長岡市内障がい者共同販売ネットワーク」を支援することにより、作業工賃の増額及び障害者雇用の促進を図ります。

「障害者雇用促進職場体験実習等受入事業」の継続実施により、一般企業等への就労を目指す障害のある人に、事務の補助を体験実習する場を提供し、職業能力や社会性の向上を支援します。

「企業実習支援事業」の継続実施により、企業の実習受入時の支援にかかる負担をジョブサポーターの派遣により軽減し、企業実習を促進します。

年々増加する高等総合支援学校の卒業生の就労を推進するため、校内に設置されている総合支援室が長岡公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、実習先の確保を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
長岡市障害者多数雇用事業者からの物品等の調達制度	市	市が物品購入や役務の提供などを契約する場合、障害者多数雇用事業者として登録されている事業者から積極的に調達
障害者雇用促進職場体験実習等受入事業	市	一般企業等への就労を目指す就労移行支援施設利用者や障害者就業・生活支援センター登録者、高等総合支援学校の生徒を対象に事務作業や職業生活で求められるルールやマナーを体験実習する場を長岡市役所福祉課内に提供し、職業能力や社会性の向上を支援
企業実習支援事業	市	職場体験実習の次のステップとして、障害のある人が企業実習をする際に、ジョブサポーター（実習を受け入れた企業に出向き、直接指導を行う者）を派遣してそのスキルアップを図るとともに、障害者雇用促進法の改正等による障害者雇用義務の強化への対応を迫られる企業に対して間接的に支援

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第1 相談支援体制の充実

現状と課題

保健・医療・福祉のサービスが多様化しているため、関係機関の連絡調整を図ることにより、各種のサービスを効果的に利用できる相談体制を整備する必要があります。

「長岡市障害者自立支援協議会」が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや地域課題に関する協議の場としての役割を担っています。

障害者相談支援センター（相談支援事業）は、障害のある人が地域の中でともに暮らせるよう様々な相談に応じるほか、福祉サービスの紹介や手続の手伝い等の支援を行っています。相談件数の増加や多様化する相談ニーズに的確に対応していくため、今後も引き続き相談支援事業の充実を図る必要があります。

障害のある人の家庭等に対して訪問相談支援を行うため、障害者支援訪問相談員を配置しています。定期的に家庭等を訪問し、本人だけでなく家族に対する相談支援も行っていますが、福祉サービスの利用や障害者相談支援センターに結びつくことができない人もおり、今後も訪問相談支援機能の充実を図ることが求められています。

各種の相談や福祉関係の手続、申請等を1か所で済ませられるようにするため、アオーレ長岡に福祉窓口を設置しています。

計画の方向

「長岡市障害者自立支援協議会」を積極的に活用し、相談支援体制の検討・評価を行い、障害福祉サービスの向上を図ります。

相談支援事業の充実を図るため、常勤の相談支援専門員を配置する障害者相談支援センターに業務を委託します。また、相談件数の増加と市域の広域化に対応するため、事業の拡充を図っていくとともに、委託する障害者相談支援センターの効果的な配置についても検討していきます。

年々増加する相談ニーズに対応するため、障害者支援訪問相談員の充実・強化に努めます。

また、障害者支援訪問相談員の資質向上のため、各種研修会に参加し、相談サービスの充実を図ります。

多様化する相談ニーズに的確に応じることができるようにするため、対応困難事例についてのスーパーバイズや人材育成等を行う基幹相談支援センターを設置します。

各種福祉サービスの推進にあたっては、発達障害などの相談にも対応できる専門的技術を有する質の高い人材の確保のため、研修会等を通じて、相談員、福祉施設職員、ホームヘルパーなどの資質の向上を図ります。

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を深めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
相談サービスの充実	市	障害者相談支援センター、障害者支援訪問相談員による相談の充実 長岡市障害者自立支援協議会の積極的な活用
福祉窓口の充実	市	手続・申請内容の拡充

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第2 障害福祉サービスと基盤整備（障害福祉計画）

この項では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定する障害福祉計画について、国が示す基本指針に基づき、第4期計画として次のとおり数値目標及びサービスの見込量を定めます。

平成29年度を目標年度とした数値目標
計画期間中の各年度（平成27年度から平成29年度まで）におけるサービスの
見込量及び見込量を確保するための方策
新たに障害児支援の項目を追加

なお、第4期計画期間中（平成27年度から平成29年度まで）に、関係する法の改正等があった場合には、本計画の見直しを行います。

現状と課題

施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人のうち、地域生活に移行することを望む人については、施設入所者が地域での生活に移行できるよう支援する必要があります。

精神科病院への長期入院

地域での受け皿の数が少ないなど、地域生活を支える体制が十分でないことや精神障害に対する地域住民の誤解や偏見が根強いことなどから、精神障害のある人の地域生活移行が進んでいないのが現状です。

しかし、精神科病院への入院患者のうち、退院可能な人については、住まいや日中活動等の受け皿を充実し、地域での生活に移行できるよう支援していく必要があります。

就労の困難性

企業等における一般就労や福祉施設などでの福祉的就労は、生活のための収入を得るだけでなく、社会の中で役割を持ち、生きがいを見つけ、自己実現を図るためにも重要です。

実態調査では、就労していない人のうち、就労したい人、または就労したくてもできない人の割合が、前回調査時の73.4%から64.9%に約10ポイント減少していますが、まだ多い状況です。

障害のある人の就労を促進するには、関係機関が連携して企業等に制度の周知等を行い、雇用施策の推進を図る必要があります。さらには、就労知識や能力を習得する前に、基本的な生活習慣を身につけられるよう支援することがより重要です。

相談ニーズの高まり

障害のある人が地域において安心して自立した日常生活・社会生活を営むためには、居宅における多様なサービスの提供や自立に向けた様々な訓練の場の提供体制、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の整備が欠かせません。

また、障害のある人が地域で暮らすためには、適切な支援を受けるための情報提供やコーディネート機能がこれまで以上に重要です。

実態調査では、「相談窓口を知らなかった」と回答した人が前回調査時の48.9%から46.1%へ、相談窓口を知っていても「相談したことがない」と回答した人が前回調査時の57.7%から54.1%にそれぞれ減少しています。相談窓口の存在や機能がわずかながら障害のある人に浸透しつつあると考えられます。

また、相談機関に相談したり、福祉施設に通ったりすることができず、ひきこもっている人の家庭への訪問支援体制も十分ではありません。

さらに、発達障害や高次脳機能障害（ ）に関わる相談ニーズも高まっていますが、これらに対する専門的な相談機関は不足しています。

高次脳機能障害

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態をいう。外見からは障害があると分かりにくく、「見えない障害」や「隠れた障害」などと言われている。

障害のある人及びその介助者の高齢化

人口の高齢化に伴い、障害のある人やその介助者の高齢化も進んでいます。

知的障害や精神障害のある人のうち、家族と同居している人の多くは親の介助に頼っており、障害のある人自身の高齢化とあわせて、「親なき後」の生活支援が大きな課題となっています。

事業の専門化・高度化

障害者総合支援法の施行により、福祉サービスの需要が増大し、サービスの質の一層の向上が求められています。障害のある人の生活状況やニーズを的確に把握し、必要なサービスに結びつけ、効果的に支援していくためには、福祉サービスを担う質の高い人材の育成や確保が必要です。

計画相談支援の体制整備

計画相談支援は、障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、計画的なプログラム（サービス等利用計画）を作成するなどの支援を行うサービスです。

平成24年の障害者自立支援法（当時）の改正により、障害福祉サービス利用者全てに計画相談支援を支給決定することとなりました。しかしながら、現在の障害福祉サービス支給決定者数に対し、計画相談支援を行う相談支援事業所及び相談支援専門員が不足していることや、今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれるため、さらなる体制整備が求められています。

計画の方向

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害のある人の意思を尊重することを基本とし、障害の種別に関わらず、また、どんなに障害が重くても、障害のある人自身が希望する場所で、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら安心して暮らせる社会が実現できるよう努めます。

必要なサービスを保障するための基盤整備

障害のある人の地域生活を支えるためには、福祉サービスの事業所や社会参加の場が必要です。事業の取り組みが全市的なものとなるよう地域性を考慮し、障害のある人が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備します。

また、発達障害を含む精神障害のある人に対するサービスは、特に立ち遅れているので一層の充実を図ります。

さらに、サービスの質を向上するため、事業者自らが客観的なサービス評価に積極的に取り組むよう、関係機関との協議を通じて促進を図ります。

入所施設や病院からの地域移行推進

地域における居住の場の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援を利用することにより、入所施設や病院からの地域移行を進めます。

福祉施設からの一般就労など、障害のある人の就労の推進

障害のある人が地域において生活し、その生活の質の向上を図るため、働く機会を拡大するとともに、安心して働き続けることができるよう支援し、いきいきと働ける社会の実現を目指します。

そのために、生活訓練を行うことにより、福祉施設においても利用者を一般就労へ円滑に移行させる支援を行い、働く意欲や能力を高められるよう促します。

また、就労移行支援事業を推進することにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

相談支援体制の充実・強化

公平・中立な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備に努めます。

相談支援を行うにあたっては、発達障害や高次脳機能障害等をはじめとして、多様化、複雑化してきている相談者のニーズに対応することや、当事者だけではなく家族への支援もできる相談体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービス支給決定者全てに支給決定を行う計画相談支援に関して、現在計画相談支援を行う相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しているため、事業者に対して相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

1 平成 29 年度における目標値

国の基本指針に即し、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」「地域生活支援拠点の整備」「福祉施設から一般就労への移行等」について、平成 29 年度における数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第 3 期計画では、平成 17 年 10 月の入所者数 (388 人) を基準に、平成 26 年度末までに、15% (59 人) の入所者数の減少と、30% (117 人) の地域生活への移行を目標として設定しました。

第 4 期計画では、平成 25 年度末の入所者数 (326 人) を基準に、平成 29 年度末までに、4% (14 人) の入所者数の減少と、12% (40 人) の地域生活への移行を目標として設定します。

【第 3 期計画までの実績】

施設入所者数

項目	17 年度 基準 (17年10月)	21 年度 実績 (22年3月)	22 年度 実績 (23年3月)	23 年度 実績 (24年3月)	24 年度 実績 (25年3月)	25 年度 実績 (26年3月)	26 年度 見込 (27年3月)	26 年度 目標値 (27年3月)
入所者数 (B)	388 人	355 人	338 人	320 人	330 人	326 人	323 人	329 人
年間減少人数 (C)		2 人	17 人	18 人	10 人	4 人	3 人	-
累計減少人数 (D) = (A) - (B) (D / A % 減)		33 人 (8.5%)	50 人 (12.8%)	68 人 (17.5%)	58 人 (8.5%)	62 人 (12.8%)	65 人 (16.7%)	59 人 (15.2%)
進捗状況		55.9%	84.7%	115.2%	98.3%	105.0%	110.1%	-

地域生活移行者数

項目	21 年度 実績 (22年3月)	22 年度 実績 (23年3月)	23 年度 実績 (24年3月)	24 年度 実績 (25年3月)	25 年度 実績 (26年3月)	26 年度 見込 (27年3月)	26 年度 目標値 (27年3月)
年間移行者数	8 人	20 人	4 人	4 人	4 人	10 人	-
累計移行者数 (累計移行者数 / A %)	53 人 (13.6%)	73 人 (18.8%)	77 人 (19.8%)	81 人 (20.8%)	85 人 (21.9%)	95 人 (24.4%)	117 人 (30.1%)
進捗状況	45.2%	62.3%	65.8%	69.2%	72.6%	81.1%	-

【現状と課題】

グループホーム等が順調に増加したことなどで、施設入所者数の減少、地域生活移行者数ともに、数値目標は順調に推移しました。

今後も、グループホーム等の新規開設、地域移行・地域定着支援の促進、地域生活支援拠点の整備などで、施設入所者の地域生活への移行が進むことが見込まれます。

【第4期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	326人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度の入所者数(B)	312人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】入所者減少見込数(C = A - B) 削減率(C / A %)	14人 (4.2%)	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行率(D / A %)	40人 (12.2%)	入所施設からGH等への移行者数

【目標達成のための基本的方向】

地域移行・地域定着支援のサービス利用を促進するために、制度の周知を行うとともに、入所施設および関係機関との連携強化を図ります。

地域生活を支援する機能(相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点整備に努めます。(地域生活支援拠点の整備)

地域生活への移行に向けたサービス調整や住居の確保を行い、移行後も地域で安心して生活できるような支援体制を推進します。(地域移行・地域定着支援)

地域での居住の場として、グループホーム等の整備を継続するとともに、24時間体制でグループホーム等を支援する体制整備に努めます。(24時間コールセンター)

(2) 地域生活支援拠点の整備

障害のある人やその家族の高齢化に伴い、「親なき後」の生活を見据えた、総合的な支援が必要です。

総合的な支援を提供していくために、グループホームなどの「居住支援機能」と、相談対応や緊急時の受け入れ等を行う「地域支援機能」の両方を一体的に備えた「多機能拠点」を、平成29年度末までに1か所以上整備することを目標として設定します。

地域生活支援拠点の整備により、障害のある人の生活を地域全体で支える体制づくりを推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行

第3期計画では、福祉施設からの一般就労者数が平成17年度実績(8人)を基準に、平成26年度までに、これを4倍以上とすることを目標としていました。

第4期計画では、福祉施設からの一般就労者数が平成24年度実績(26人)を基準に、平成29年度までに、これを1.5倍以上とすることを目標として設定します。

【第3期計画までの実績】

項目	17年度 基準	21年度 実績	22年度 実績	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	26年度 目標値
一般就労移行者数	8人	11人 (1.3倍)	26人 (3.2倍)	22人 (2.7倍)	26人 (3.2倍)	18人 (2.2倍)	26人 (3.2倍)	32人 (4倍)
進捗状況	-	34.3%	81.2%	68.7%	81.2%	56.2%	81.2%	-

【現状と課題】

第3期策定時までは、基準年度から3倍の実績を達成していますが、ここ数年伸び悩んでいます。これについては社会情勢等、様々な要因が考えられるため、利用者側や雇用者側等多角的な視点からの分析が必要です。

【第4期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成24年度年間 一般就労移行者数	26人	平成24年4月1日から平成25年3月31日までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	39人 (1.5倍)	平成29年度において施設を退所し、一般就労する者の数

【目標達成のための基本的方向】

福祉施設からの一般就労者を増加させるため、就労支援を行う事業所と一般企業や労働関係機関との連携強化を図っていきます。

障害のある人の雇用に対する一般企業への支援制度の周知や、一般企業及び就労移行支援事業所等の意見交換会を開催します。

障害のある人が職業体験する場の確保に努め、長岡市役所においても、職場実習事業を継続して行います。

実習受け入れ先企業の拡大のため、ジョブサポーターの派遣を行い、企業側の負担軽減を図ります。

イ 就労移行支援事業の利用者数

第3期計画では、福祉施設利用者数（第3期策定時見込：1,433人）のうち、10%以上の者（150人）が就労移行支援事業を利用することを目標としていました。

第4期計画では、平成29年度末における就労移行支援事業を利用する者が、平成25年度の数値（113人）の15%以上増加することを目標として設定します。

【第3期計画の実績】

項目	24年度 実績	25年度 基準	26年度 見込	26年度 目標値
就労移行支援事業利用者数	111	113	120	150

【現状と課題】

就労移行支援の利用者数は伸び悩み、目標値を達成できていません。

多機能型事業所では、今後も総合支援学校の卒業生等の増加により、利用者の増加が見込まれますが、就労継続支援B型の利用者が増加することで、就労移行支援の定員は減少傾向にあります。就労移行支援の利用者増加に向けた取組が必要です。

【第4期計画の数値目標】

項目	数値	考え方
平成25年度末の 就労移行支援事業 利用者数	113人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援事業の利用者数	130人 (115.0%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

【目標達成のための基本的方向】

総合支援学校卒業生だけに限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒などのサービス利用を促進するため、制度の周知を行っていきます。

新規就労移行支援事業所の開設を推進します。

ウ 就労移行率 3 割以上の事業所の割合

第 4 期計画では、福祉施設利用者からの一般就労者数を増加させるため、新たに就労移行支援事業所の就労移行率について、数値目標を設定することになりました。

長岡市においては、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 4 割以上とすることを目標として設定します。

【現状と課題】

各事業所や年度により差はありますが、就労移行率 3 割を達成している事業所はすでに数箇所あります。目標値達成に向けて、さらに就労移行率を向上させていくための取組が必要です。

【第 4 期計画の数値目標】

項 目	数 値	考 え 方
平成 29 年度末の就労移行支援事業所数 (A)	18 箇所	平成 29 年度末において就労移行支援事業所の数
平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	8 箇所	平成 29 年度末において就労移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率 3 割以上の事業所の割合 (B / A) (A) / (B)	44%	平成 29 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

【目標達成のための基本的方向】

就労移行支援事業所職員のスキルアップのために、勉強会を開くなどの取組を検討します。

毎年、就労移行率の実績を事業所にフィードバックし、進捗状況の周知を図ります。

2 サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

平成29年度の数値目標を達成するため、第3期計画の進捗状況を勘案し、平成27年度から平成29年度の各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

なお、「第2期計画から第3期計画の取組状況」における平成26年度の実績は、現段階での見込みとなります。

サービス見込量について

- ・各サービスの見込量については、次ページ以降に、サービスごとに記載してあります。

サービス見込量の単位について

- ・「障害福祉サービス」については、原則1か月あたりの延べ量及び実利用人数を見込みます。

単位が、「時間分」「人日分」の場合は、1か月あたりの延べ量です。

単位が、「人分」の場合は、実人数です。

「人日分」は、「月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数」です。

(1) 訪問系サービス

サービス内容

ヘルパーが家庭を訪問し、自宅での生活全般における介護等を行ったり、外出時における支援を行います。

【居宅介護】

入浴や排泄^{はいせつ}、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、掃除等の家事援助等を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難があり常時介護の必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的に行います。

各回のサービス提供時間が長時間になるものを想定しています。

居宅介護と同時に支給決定を受けることは原則できません。

【同行援護】

視覚障害があり移動に著しい困難を有する人及び子どもに、外出時に必要な視覚的情報を提供するとともに、移動の援護と必要な援助を行います。

【行動援護】

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で常時介護の必要な人及び子どもに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護を行います。

【重度障害者等包括支援】

常時介護が必要で意思疎通を図ることが著しく困難な人及び子どもに、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護	見込量	時間分	2,100	2,164	2,228	3,745	4,024	4,303
	実 績	時間分	2,965	3,205	3,571	3,538	3,735	3,948
		人 分	135	147	158	160	176	188
重度訪問介護	見込量	時間分	540	720	740	573	573	573
	実 績	時間分	843	375	396	60	60	30
		人 分	3	2	2	1	1	1
同行援護	見込量	時間分			-	183	366	549
	実 績	時間分			0	152	181	324
		人 分			0	4	8	12
行動援護	見込量	時間分	40	50	70	18	24	24
	実 績	時間分	11	15	14	14	8	10
		人 分	2	2	2	1	1	1
重度障害者 等包括支援	見込量	時間分	0	100	110	100	100	100
	実 績	時間分	0	0	0	0	0	0
		人 分	0	0	0	0	0	0

現状と課題

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、見込みを下回りました。重度障害者等包括支援については、実施事業所が少ないこともあり、利用実績はありませんでした。

現在、サービスを利用していない人の利用を促進するため、制度の周知を行うことや、サービス提供事業所拡充等の体制整備が必要です。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ時間数及び実利用人数)

訪問系サービス	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
居宅介護	時間分	4,158	4,368	4,578
	人 分	202	216	230
重度訪問介護	時間分	150	150	150
	人 分	3	3	3
同行援護	時間分	424	540	640
	人 分	20	20	20
行動援護	時間分	22	32	43
	人 分	2	3	4
重度障害者等包括支援	時間分	100	100	100
	人 分	1	1	1

見込量確保のための方策

制度周知を徹底することでサービスの利用を促します。また、サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また、必要なサービスが適切に利用できるようにするために、相談支援事業所との連携強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

通所・入所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

ア 生活介護

サービス内容

常時介護を必要とする人に、主に日中において、障害者支援施設等で行われる介護サービスや創作的活動または生産活動の機会の提供、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助等を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	2,040	3,932	9,300	13,670	13,721	13,750
	実績	人日分	1,352	4,427	8,316	10,020	10,005	10,861
		人 分	72	224	430	531	535	540

現状と課題

平成24年度の児童福祉法等の改正により、障害児施設を利用している18歳以上の人については生活介護へ移行したことや、旧体系施設の新体系への移行により、利用量・利用人数共に増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

今後も障害児施設利用者の18歳到達や高等総合支援学校等の卒業生の利用により、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

生活介護		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数		人日分	10,900	11,000	11,100
		人 分	545	550	555

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

イ 自立訓練（機能訓練）

サービス内容

地域生活を営むうえで、身体機能向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人が、障害者支援施設等に通い、一定期間の支援計画に基づき、身体機能・生活能力の維持・向上のため、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーション等を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	94	496	940	271	305	339
	実績	人日分	21	13	11	91	101	114
		人 分	2	1	1	5	7	7

現状と課題

機能訓練に移行する旧体系施設が少なく、利用量・利用人数共に増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

今後も入所施設や病院等からの地域移行が進むことから、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（機能訓練）		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数		人日分	120	120	120
		人 分	7	7	7

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

また、今後も入所施設や病院等からの地域移行に必要なサービス利用を促進するため、入所施設や医療機関および関係機関との連携強化を図っていきます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容

地域生活を営むうえで、身体機能向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人が、障害者支援施設等に通り、一定期間の支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	726	978	1,793	880	1,056	1,078
	実 績	人日分	833	812	758	581	538	608
		人 分	50	51	46	32	28	32

現状と課題

生活訓練に移行する旧体系施設が少なく、利用量・利用人数共に増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

今後も入所施設や病院等からの地域移行が進むことにより、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

自立訓練（生活訓練）		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分		630	684	720
	人 分		35	38	40

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

また、今後も入所施設や病院等からの地域移行に必要なサービス利用を促進するため、入所施設や医療機関および関係機関との連携強化を図っていきます。

エ 宿泊型自立訓練

サービス内容

知的障害または精神障害のある人に、居室やその他生活に必要な設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	0	0	0	580	725	870
	実 績	人日分	0	0	414	502	413	471
		人 分	0	0	14	19	14	16

現状と課題

宿泊型自立訓練に移行する旧体系施設が少なく、利用量・利用人数共に増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

今後も入所施設や病院等からの地域移行が進むことにより、利用量・利用人数の増加が見込まれるため必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

宿泊型自立訓練		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分		522	580	638
	人 分		18	20	22

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

また、今後も入所施設や病院等からの地域移行に必要なサービス利用を促進するため、入所施設や医療機関および関係機関との連携強化を図っていきます。

オ 就労移行支援

サービス内容

就労を希望する65歳未満の人で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、一定期間の支援計画に基づき、生産活動や職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	2,198	2,440	2,704	3,190	3,278	3,300
	実績	人日分	3,041	2,408	2,235	2,076	2,182	2,302
		人 分	145	121	120	111	113	120

現状と課題

旧体系施設の新体系移行と新規事業所の開設により、利用量・利用人数共に増加していますが、見込量に対し実績は下回りました。

障害のある人が一般就労するための重要な福祉サービスであり、今後も新規事業所の開設や高等総合支援学校等の卒業生の利用により、利用量・利用人数の増加が見込まれ、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

また、就労移行支援は有期限サービスのため、一般就労ができず利用期間の終了により、就労継続支援(B型)へ移行する利用者が多いことも課題となっています。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

就労移行支援		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数		人日分	2,460	2,520	2,600
		人 分	123	126	130

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

また、高等総合支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒等のサービス利用を促進するため、学校および関係機関との連携を図っていきます。

カ 就労継続支援（A型）

サービス内容

企業等に就労することが困難な65歳未満の人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約等に基づく就労の場を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	220	440	682	330	748	1,276
	実績	人日分	0	22	46	241	313	371
		人 分	0	1	2	12	15	18

現状と課題

新規事業所の開設等により、利用量・利用人数共に増加しましたが、見込量に対し実績は下回りました。

今後も高等総合支援学校等の卒業生のサービス利用が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（A型）		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数		人日分	420	420	420
		人 分	20	20	20

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

また、高等総合支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障害のある生徒などのサービス利用を促進するため、学校及び関係機関との連携を図っていきます。

キ 就労継続支援（B型）

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていたが年齢や心身の状態等により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	3,712	4,664	8,015	10,494	10,956	11,418
	実績	人日分	3,177	4,927	6,867	8,806	9,595	10,890
		人 分	160	250	376	466	523	535

現状と課題

旧体系施設の新体系移行および新規事業所の開設、また、就労移行支援利用者の利用期間終了による就労継続支援（B型）への移行などから、利用量・利用人数共に増加しています。

今後も、新規事業所の開設や多機能型事業所における就労継続支援（B型）の定員増等により、利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

就労継続支援（B型）		単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数		人日分	11,550	11,970	12,390
		人 分	550	570	590

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

ク 療養介護

サービス内容

重症心身障害者等に、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話等を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの実利用人数)

(単位：人分)

療養介護		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	44	67	87	72	73	74
	実績	7	7	7	70	69	72

現状と課題

平成24年度の児童福祉法等の改正により、重症心身障害児施設に入所している18歳以上の人については、療養介護へ移行し利用人数が大幅に増加しました。

今後も障害児施設入所者の18歳到達による利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

(1か月あたりの実利用人数)

(単位：人分)

療養介護	27年度	28年度	29年度
利用件数	73	74	75

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業者と協力していきます。

ケ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容

自宅で介護を行う人が病気の場合等に、施設等に短期間入所させることで、入浴、排泄、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、重症心身障害児・者等を対象に、病院、診療所、介護老人保護施設において実施する「医療型」があります。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

短期入所		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	人日分	334	338	342	573	589	605
	実績	人日分	550	563	510	673	567	608
		人 分	66	58	134	68	82	100

現状と課題

利用量・利用者数は増加の傾向にあり、見込量に対し実績は上回っています。この傾向は今後も続くと予想されます。

また、緊急時に利用するために支給決定を受けている人が多いことから、突発的な利用希望にも対応できる体制の強化が必要です。

サービス見込量

（1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数）

短期入所	単 位		27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分	福祉型	460	460	460
		医療型	150	150	150
		合 計	610	610	610
	人 分	福祉型	90	90	90
		医療型	20	20	20
		合 計	110	110	110

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保ができるよう、関係事業所と協力していきます。

(3) 居住系サービス

入所施設や共同生活を営む住居等で住まいの場におけるサービスを行います。

ア 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄^{はいせつ}または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活介護・援助		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
共同生活介護 （ケアホーム）	見込量	104	112	120	177	195	215
	実績	126	149	151	176	177	
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	81	87	93	100	102	105
	実績	59	81	88	109	105	285

現状と課題

障害者総合支援法の一部改正により、平成26年4月から、共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

共同生活住居の整備が見込みを下回ったため、見込み量に対し実績が下回りました。

実態調査では、在宅者が暮らしたい場所としてグループホームを希望する人が増えており、特に知的障害のある人は、前回調査時の19.7%から24.2%へ増加しています。

施設入所から地域生活への移行等に対応し、引き続き計画的に整備していくことが必要です。

サービス見込量

（1か月あたりの利用人数）

（単位：人分）

共同生活援助（グループホーム）	27年度	28年度	29年度
利用人数	290	300	305

見込量確保のための方策

地域生活への移行を推進するため、グループホームのサービス提供基盤の整備を図ります。

特に精神障害のある人が地域で生活しやすくなるよう、地域住民に対し障害の理解が進むよう啓発活動に努めます。

イ 施設入所支援

サービス内容

施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排泄^{はいせつ}及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用人数	見込量	48	132	360	358	354	349
	実績	22	141	273	330	326	323

現状と課題

施設入所者の地域移行が進み、利用人数の実績は減少しています。

今後も、施設入所者の地域移行が進むことにより、見込量は減少することが見込まれます。

サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

施設入所支援	27年度	28年度	29年度
利用人数	320	316	312

見込量確保のための方策

施設入所者の地域移行が進むことを基本としつつ、施設入所が真に必要な重度の障害のある人のために必要なサービス見込量の確保が図られるよう、関係事業者と協力していきます。

(4) 相談支援

ア 計画相談支援

サービス内容

障害福祉サービス利用者が、サービスを適切に利用することができるように、指定特定相談支援事業所が計画的なプログラム（サービス等利用計画）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所等と連絡調整を行います。

第2期計画から第3期計画までの取組状況

（1ヶ月あたりの利用人数）

（単位：人分）

計画相談支援		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	32	34	36	49	107	285
	実績	33	27	34	101	343	1,226

現状と課題

平成24年の制度改正により、障害福祉サービス利用者全てに計画相談支援を支給決定することとなり、相談支援事業所と連携のもと計画相談支援の支給決定を推進してきました。計画相談支援を行う相談支援事業所も、当初の6事業所から10事業所に増え、より多くの障害福祉サービス利用者に計画相談支援を支給決定できる体制整備が進んだことで、見込量に対して実績は上回り着実に制度が浸透してきています。

今後も障害福祉サービス利用者の増加が見込まれるため、計画相談支援のサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

（1ヶ月あたりの利用人数）

（単位：人分）

計画相談支援	27年度	28年度	29年度
利用件数	1,792	1,832	1,872

見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して相談支援専門員の人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

イ 地域移行支援

サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人が退所、退院して地域生活へ移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、住居を確保するための入居支援等を行います。

第3期計画の取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分/月)

地域移行支援		24年度	25年度	26年度
支給決定者数	見込量	10	15	20
	実績	5	3	3

現状と課題

平成24年4月1日の制度改正により、地域生活へ移行する人への支援が市町村実施事業として個別給付化されました。

障害者支援施設等から退所する人への支援については、退所する施設と受け入れるグループホーム、計画相談を担当する相談支援事業所、家族等で直接支援にあたることが多く、連絡調整を含めてそれぞれの支援者の負担となっています。

精神科病院から退院する人への支援については、地域の受入れ先としてのグループホームの数が十分でないことから、自宅やアパート等での生活を見据えた相談支援事業者のサービス調整が必要となっています。

サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分/月)

地域移行支援	27年度	28年度	29年度
利用件数	4	5	7

見込量確保のための方策

地域移行への理解が深まるよう、自立支援協議会地域生活移行部会(以下、地域生活移行部会とする)と協力をし、市民や支援者への啓発を行います。

地域の受入れ先を確保するために地域生活移行部会と連携をし、物件紹介依頼シートの周知と活用、宅建協会とのネットワーク強化を行います。また、グループホームのサービス提供基盤の整備、障害のある人に対する理解が進むように、地域住民に対しての啓発活動に努めます。

地域生活移行部会と協力し、精神科病院・障害者支援施設等に勤務している職員に地域生活のイメージを持ってもらえるよう、地域の事業所を見学する機会をつくります。また、地域生活移行部会では圏域の数値を利用しながら地域移行の評価を行い、課題、目標、対応策を検討します。

さらに、サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

精神科病院等において、ピアサポーターが体験発表や茶話会へ参加することで、長期入院者の地域生活や福祉サービスへの理解を深め、退院後の地域生活の不安を軽減して地域移行の促進を図ります。

ウ 地域定着支援

サービス内容

居宅において単身で生活していたり、同居家族の支援を受けられない障害のある人が、安定した地域生活を過ごすことができるようにするために、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、緊急訪問、緊急対応等を行います。

第3期計画の取組状況

(支給決定者数)

(単位：人分/月)

地域定着支援		24年度	25年度	26年度
支給決定者数	見込量	42	49	54
	実績	0	3	1

現状と課題

地域定着支援の利用実績は見込み量と比較して少ない件数でしたが、退院や環境の変化前から関係機関や本人と面会や打ち合わせを行ったことで、地域定着支援を利用せずに地域で安定した生活ができるように支援体制が整えられた人も多く、件数以上に地域での生活に定着している人がいると思われます。

障害のある人が地域生活を過ごす中で、状態が不安定となり、入退院を繰り返すことは少なくありません。家族だけでは支援が困難な人はもとより、入所施設や病院から地域生活へ移行するなどして生活環境が変わった人には、定期的な支援だけでなく、本人の不安を取り除くためにも緊急時の対応が不可欠です。

サービス見込量

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分/月)

地域定着支援	27年度	28年度	29年度
利用人数	3	4	5

見込量確保のための方策

サービス提供基盤の整備を図るために、事業者に対して人員確保・人材育成に係る支援に努めながら、新規事業者の参入を促します。

また、緊急時に対応するための24時間体制での支援体制を整備できるよう、相談支援事業者と調整します。

(5) 障害児支援

平成24年の制度改正により、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援が強化されました。入所支援は県が、通所支援は市町村がそれぞれ実施することとなり、通所支援には「児童発達支援」に加え「放課後等デイサービス」と「保育所等訪問支援」が新たに創設されました。新制度の方針に基づき、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

対象者は、身体、知的または精神に障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）などで、手帳の有無は問いません。

ア 児童発達支援

サービス内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応できるよう指導・訓練を行います。

特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

なお、児童発達支援には、医療機能を併せ持つ医療型児童発達支援もあります。

これまでの取組状況

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	24年度	25年度	26年度
利用件数（実績）	人日分	627 (0)	670 (4)	685 (6)
	人 分	131 (0)	150 (1)	153 (1)
箇所数（実績） （児童発達支援センター）	箇所	2	2	2

() 括弧内は医療型児童発達支援分の再掲です。

現状と課題

対象の児童は増加傾向にあります。利用者が必要とするサービスを適切に提供できる体制づくりが必要です。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

児童発達支援	単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分	682 (6)	728 (6)	728 (6)
	人 分	76 (1)	81 (1)	81 (1)
箇所数 （児童発達支援センター）	箇所	3	3	3

() 括弧内は医療型児童発達支援分の再掲です。

見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人や NPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

イ 放課後等デイサービス

サービス内容

放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援や放課後の居場所を提供します。

これまでの取組状況

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等デイサービス	単 位	24年度	25年度	26年度
利用件数(実績)	人日分	136	360	521
	人 分	19	44	65

現状と課題

利用希望者は増加傾向にあり、今後も利用量・利用人数の増加が見込まれるため、必要な量に応じたサービス提供基盤の整備が必要となります。

サービス見込量

(1 か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

放課後等デイサービス	単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分	569	602	669
	人 分	85	90	100

見込量確保のための方策

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人や NPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

ウ 保育所等訪問支援

サービス内容

保育園等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

現状と課題

保育園等に通う発達に不安のある子どもについて、集団生活への適応訓練などより専門性のある支援が求められています。

サービス見込量

(1か月あたりの延べ利用日数及び実利用人数)

保育所等訪問支援	単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	人日分	10	15	15
	人 分	5	10	10

見込量確保のための方策

平成27年度から、地域の中核である児童発達支援センターでサービスを提供します。

エ 障害児相談支援

サービス内容

障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する子どもが、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が計画的なプログラム(障害児支援利用計画)を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。

これまでの取組状況

(1か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

障害児相談支援	24年度	25年度	26年度
利用件数(実績)	-	14	130

現状と課題

平成24年の制度開始当初4か所だった指定障害児相談支援事業所も8か所に増え、サービス提供体制が整備されたことにより、着実に支給決定が増加するとともに制度自体も利用者に浸透してきています。

今後も障害児通所支援事業利用者の増加が見込まれるため、サービス提供基盤の整備が引き続き必要となります。

サービス見込量

(1 か月あたりの利用人数)

(単位：人分)

障害児相談支援	27年度	28年度	29年度
利用件数	166	181	191

見込量確保のための方策

必要なサービス見込量の確保が図られるよう、既存の関係事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めるとともに、新規事業者の参入を促します。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

「地域生活支援事業」は、障害のある人がその能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業です。

事業の実施主体は市町村及び都道府県で、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村または都道府県が必要であると判断して実施する事業があります。

市町村における必須事業は以下のとおりです。

障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発（理解促進研修・啓発事業）

障害のある人、地域住民等による自発的な取組の支援（自発的活動支援事業）

障害のある人やその家族等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業（相談支援事業）

知的障害のある人または精神障害のある人に対する成年後見制度の利用の支援（成年後見制度利用支援事業）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保、市民後見人の活用による法人後見の活動の支援（成年後見制度法人後見支援事業）

手話通訳者等の派遣（意思疎通支援事業）

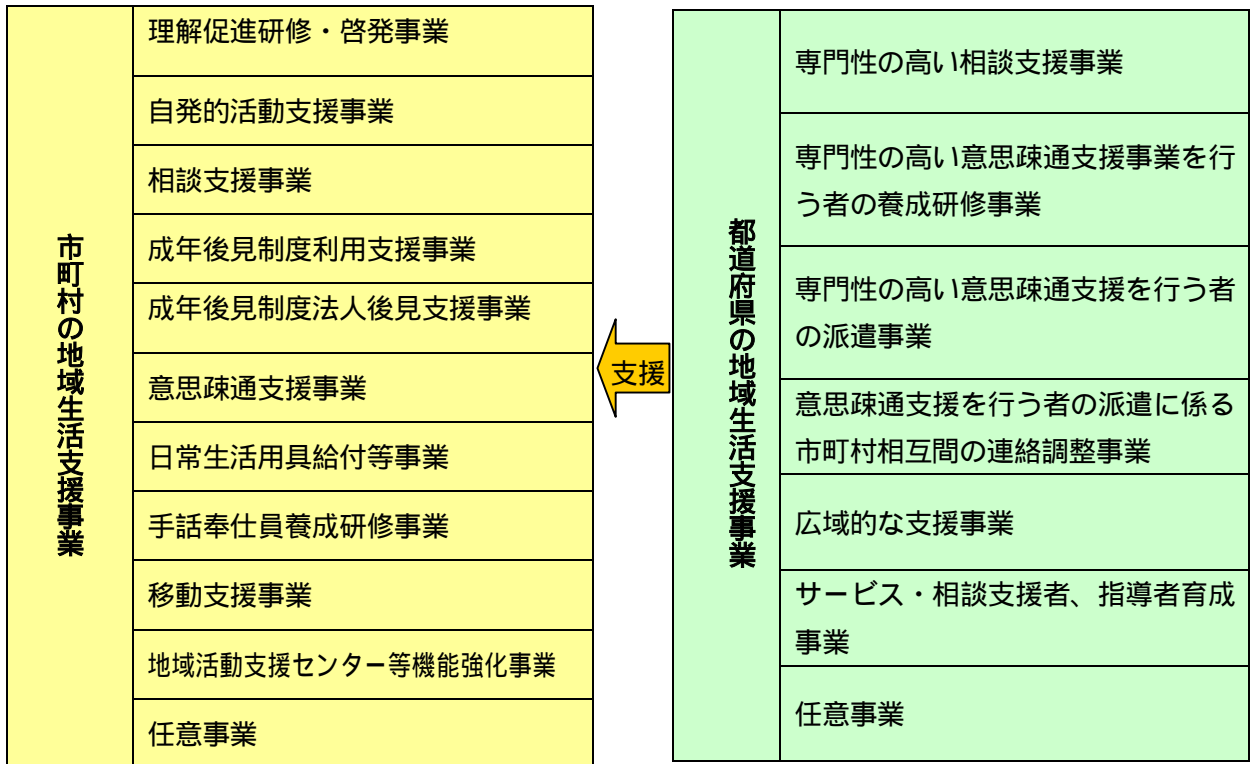
日常生活用具の給付または貸与等（日常生活用具給付等事業）

手話語彙及び手話表現技術を習得する人の養成（手話奉仕員養成研修事業）

移動を支援する事業（移動支援事業）

創作的活動等の機会の提供を行う事業（地域活動支援センター等機能強化事業）

また、都道府県は、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣や市町村間の連携により広域的な対応が必要な事業を必須事業とするほか、都道府県の判断により障害福祉サービスまたは相談支援の向上のためのサービス提供者等の養成研修事業等を実施することができます。



地域生活支援事業の実施については、事業内容、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障害のある人と地域住民がともに生きる住みよいまちづくりのために、広く市民に対し精神保健福祉に関する普及啓発のための講演等を行います。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ参加人数)

(単位：人)

理解促進研修・啓発事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
精神障害者関係講演会等	見込量	380	580	580	390	390	390
	実績	373	350	341	265	243	260
こころのバリアをなくそうよ講座	実績	182	144	135	172	82	110
こころのバリアをなくそうよ講演会	実績	191	206	206	93	161	150

現状と課題

障害のある人が、地域で暮らしていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、さらなる普及啓発活動を行うことが重要です。

サービス見込量

(年間延べ参加人数)

(単位：人)

理解促進研修・啓発事業	27年度	28年度	29年度
精神障害者関係講演会等	300	300	300
こころのバリアをなくそうよ講座	120	120	120
こころのバリアをなくそうよ講演会	180	180	180

見込量確保のための方策

多くの人から参加していただけるように、内容を検討するとともに効果的な周知を図ります。

イ 自発的活動支援事業

サービス内容

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人等による自発的な活動を支援します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

自発的活動支援事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	見込量	9,150	9,240	2,560	6,640	6,660	6,680
	実績	7,174	6,653	7,447	7,575	8,003	7,433
身体障害者デイサービス	実績	4,794	4,445	5,172	4,821	4,820	4,484
精神障害者デイサービス	実績	279	284	280	655	812	780
精神障害者のつどい	実績	65	62	55	50	33	24
知的障害者ふれあいの広場	実績	2,036	1,862	1,940	2,049	2,338	2,145

現状と課題

障害の種別によって支援すべき内容が異なることから、これらのニーズに対応できる事業が求められています。

サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

自発的活動支援事業		27年度	28年度	29年度
		7,455	7,485	7,505
身体障害者デイサービス		4,400	4,400	4,400
精神障害者デイサービス		800	830	850
精神障害者のつどい		25	25	25
知的障害者ふれあいの広場		2,230	2,230	2,230

見込量確保のための方策

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活が営めるよう、障害特性を的確に踏まえながら事業を実施します。

ウ 相談支援事業

サービス内容

【障害者相談支援事業】

障害のある人やその保護者または介護を行う人からの相談に応じ、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な情報の提供や助言をするとともに、障害のある人に対する虐待の防止をはじめとした障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

【地域自立支援協議会】

地域の障害福祉に係るシステムづくり等に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域の障害福祉関係者による長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。

【住宅入居等支援事業（居住サポート事業）】

障害のある人の地域生活を支援するため、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。

第2期から第3期計画までの取組状況

（実施箇所数、相談件数、実施の有無）

相談支援事業		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者相談支援事業	見込量	箇所	4	5	5	5	6	6
	実績	箇所	4	5	5	5	5	6
(相談件数)	見込量	件	38,800	41,500	41,500	52,000	54,000	56,000
	実績	件	40,006	48,584	45,086	45,927	57,577	54,000
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込	有無	有					
	実績	有無	有					
住宅入居等支援事業	見込	有無	有					
	実績	有無	有					

現状と課題

相談件数の増加と市域の広域化に的確に対応するため、実施体制をさらに充実させていく必要があります。

サービス見込量

(実施箇所数、相談件数、実施の有無)

相談支援事業	単 位	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	箇所	6	7	7
(相談件数)	件	56,000	58,000	58,000
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有 無	有		
基幹相談支援センターの設置	有 無	無	有	有
住宅入居等支援事業	有 無	有		

見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、相談件数の増加に的確に対応するとともに、実施する事業所の効果的な配置も配慮しながら、実施体制を検討していきます。また、多様化する相談ニーズに的確に応じることができるようになるため、人材育成に努めます。

基幹相談支援センターの開設に向けて相談支援体制を検討する中で、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言が適切に行える専門職員を確保し、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。

エ 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

第2期から第3期計画までの取組状況

(実施の有無、実施件数)

成年後見制度利用支援事業	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
見 込	有無	有					
実 績	件	0	1	2	5	4	3

現状と課題

平成24年度の法改正に伴い、身寄りのない人の成年後見制度の利用に係る費用以外にも、所得が少ないために支援が必要である人も対象になりました。このため、利用者が増えることが予想されます。

サービス見込量

(実施の件数)

(単位：件)

成年後見制度利用支援事業	27年度	28年度	29年度
見 込 量	7	9	11

見込量確保のための方策

引き続き、身寄りのない人の申立手続、低所得者への申立費用等の助成、制度利用についての相談を市において行うとともに、相談支援事業者においても相談に応じます。

また、今後は制度利用者数の増加が見込まれるため、より一層、支援を強化していきます。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

現状と課題

制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、将来的な受け手の確保が課題となっています。

サービス見込量

(実施の有無)

(単位：有無)

成年後見制度法人後見支援事業	27年度	28年度	29年度
見込量	有		

見込量確保のための方策

後見等の業務の特性や制度利用者のさらなる増加が見込まれることから、継続した事業の実施が必要となっています。今後は、市民後見人の養成も含め、関係機関との連携を図り、後見等の業務を適正に行うことができる受け手の確保が適切にできる体制を整備していきます。

カ 意思疎通支援事業

サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を円滑にします。

また、重度の障害がある人で、意思疎通が困難な人が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる支援員を派遣し、円滑に医療行為が受けられるよう支援する「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を行います。

第2期から第3期計画までの取組状況

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
手話通訳者設置事業	見込量	人	1	2	2	2	2	2	
	実績	人	1	1	1	2	2	1	
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	見込量	人	76	78	80	82	84	86
		実績	人	75	78	80	87	69	85
	派遣延べ人数	見込量	人	600	640	680	690	710	730
		実績	人	617	624	727	717	706	720
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業	見込	有無	-	-	-	-	-	-	
	実績	有無	-	-	-	-	有	有	

現状と課題

派遣事業の利用件数、派遣人数とも年々増加傾向にありましたが、制度の周知等により、近年は一定の水準で推移しています。また、平成26年度からは県外における手話奉仕員の派遣にも対応しています。

サービス見込量

(手話通訳者設置人数、派遣事業実利用件数・派遣延べ人数)

意思疎通支援事業		単位	27年度	28年度	29年度
手話通訳者設置事業		人	2	2	2
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用件数	人	85	85	85
	派遣延べ人数	人	720	720	720
重度障害者等入院時 コミュニケーション支援事業		有無	有		

見込量確保のための方策

引き続きアオーレ長岡の福祉窓口到手話通訳者を設置し、各種相談の受付や各種手続の支援を行います。

また、派遣事業を着実に実施していくため、引き続き登録奉仕員の確保、育成等に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

サービス内容

日常生活上の便宜を図るため、重度の障害がある人に対し、日常生活用具費を給付します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護訓練支援用具	見込量	件	20	22	24	18	20	20
	実績	件	12	11	14	25	13	12
自立生活支援用具	見込量	件	45	49	53	50	55	60
	実績	件	25	54	63	46	48	54
住宅療養等 支援用具	見込量	件	28	32	36	60	65	70
	実績	件	25	22	75	61	43	62
情報・意思疎通 支援用具	見込量	件	60	70	80	38	40	42
	実績	件	29	31	39	38	61	42
はいせつ 排泄管理支援用具	見込量	件(月分)	5,632	6,027	6,445	6,200	6,400	6,600
	実績	件(月分)	5,527	5,670	5,927	5,970	6,112	6,397
	見込量	件	469	502	537	530	550	570
	実績	件	508	527	497	543	576	533
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	21	26	33	15	15	15
	実績	件	7	13	12	9	9	14

現状と課題

障害のある人の日常生活がより過ごしやすくなるように、当事者や障害者団体等から寄せられるニーズを踏まえながら、生活実態に対応した品目について検討していく必要があります。

サービス見込量

(年間給付件数)

日常生活用具給付等事業	単 位	27年度	28年度	29年度
介護訓練支援用具	件	20	20	20
自立生活支援用具	件	60	60	60
在宅療養等支援用具	件	60	60	60
情報・意思疎通支援用具	件	65	65	65
はいせつ 排泄管理支援用具	件(月分)	6,400	6,500	6,600
	実人数	550	560	570
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	15	15	15

見込量確保のための方策

品目について検討していくとともに、引き続き制度の周知等を図りながら、的確に給付を行っていきます。

ク 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する人を養成することにより、障害のある人で意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

手話奉仕員養成研修事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
養成講座の修了者の実人数	見込量	-	-	-	-	-	-
	実績	1	5	3	4	1	2

現状と課題

手話奉仕員養成講座の修了者にばらつきはありますが、年々着実に増加しています。

サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

手話奉仕員養成研修事業		27年度	28年度	29年度
養成講座の修了見込者の実人数 (登録見込人数)	見込量	2	2	2

見込量確保のための方策

養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの人から受講してもらうことにより、引き続き、手話奉仕員の確保を図ります。

ケ 移動支援事業

(ア) 移動支援事業(個別支援型)

サービス内容

屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出(買い物等の必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出)時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数)

移動支援事業 (個別支援型)		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	箇 所	12	13	14	27	28	29
		月平均利用者(人)	80	81	82	117	120	124
		年間実利用者(人)	128	129	130	183	189	194
		月平均延利用時間	1,032	1,042	1,052	1,787	1,850	1,914
		年間延利用時間	12,388	12,508	12,628	21,446	22,205	22,965
	実 績	箇 所	19	23	27	28	28	28
		月平均利用者(人)	106	118	119	110	106	108
		年間実利用者(人)	166	185	185	177	162	163
		月平均延利用時間	1,772	1,843	1,913	1,684	1,180	1,360
		年間延利用時間	21,262	22,118	22,956	20,217	14,201	16,315

現状と課題

障害のある人への移動や外出等のサービスは多様化していますが、障害支援区分などの要件に該当しない人もいるため、引き続き移動支援による支援が必要です。移動支援については、今後も微増が見込まれます。

視覚障害のある人については、今後、同行援護への移行が望まれます。

サービス見込量

(実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用時間数、年間延べ利用時間数)

移動支援事業 (個別支援型)	単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	箇 所	29	29	29
	月平均利用者(人)	112	114	116
	年間実利用者(人)	165	168	171
	月平均延利用時間	1,400	1,425	1,450
	年間延利用時間	16,800	17,100	17,400

見込量確保のための方策

サービス提供事業所の確保を図るため、移動支援事業所に対する同行援護事業所への参入を促します。

必要なサービスが適切に利用できるようにするためには、相談支援事業所との連携強化が重要であるため、相談支援事業の充実にも努めます。

(イ) 移動支援事業(車両移送型)

サービス内容

単独で移動することが困難な重度の身体障害がある人等に対しリフト付きバス等により送迎サービスを行い、障害のある人の社会参加を促進します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数)

移動支援事業 (車両移送型)		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇 所 数	見込量	箇 所	2	2	2	2	2	2
	実績	箇 所	2	2	2	2	2	2
車 両 数	見込量	台	4	4	4	5	6	6
	実績	台	4	4	4	5	6	6
年間延べ利用人数	見込量	人	3,240	3,240	3,240	4,380	4,380	4,380
	実績	人	4,303	4,435	4,189	4,186	3,652	3,342

現状と課題

定年の延長など就労構造の変化等により、今後の新たな運転ボランティアの確保が課題となっています。

サービス見込量

(実施事業所箇所数、車両数、年間延べ利用人数)

移動支援事業(車両移送型)	単 位	27年度	28年度	29年度
箇 所 数	箇 所	2	2	2
車 両 数	台	6	6	6
年間延べ利用人数	人	3,500	3,500	3,500

見込量確保のための方策

新たな運転ボランティアの確保や効率的な運行に努めながら、引き続き移動が困難な身体障害がある人等の社会参加の促進を図ります。

コ 地域活動支援センター（機能強化事業）

サービス内容

障害のある人が通い、創作的活動や生産活動を行うことで社会との交流を促進します。さらに、法人格の取得や活動内容の充実など、地域活動支援センターの機能強化を図ります。

第2期から第3期計画までの取組状況

（実施施設箇所数、年間実利用人数）

地域活動支援センター			単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
利 用 件 数	全 体	見 込 量	箇 所	14	14	15	12	12	12	
			実利用人数	199	218	246	264	275	286	
		実 績	箇 所	14	14	11	11	11	11	
			実利用人数	319	331	308	264	266	259	
		機 能 強 化	見 込 量	箇 所	5	5	11	6	6	6
				実利用人数	87	93	210	173	178	183
	実 績		箇 所	4	4	3	6	5	5	
			実利用人数	185	197	132	178	146	131	

現状と課題

地域活動支援センターから指定障害福祉サービス事業所に移行したところがあり、箇所数は減少しています。平成24年度から平成26年度の間で、新規に活動を開始した施設は1か所ありました。また、施設が法人格を取得し、運営内容の充実を図った施設は2か所ありました。

作業や創作的活動、日常生活が安定するための助言、指導などを通して、障害のある人が気軽に通える場所となっています。しかし、自ら外に出られない人のためにも、社会生活との接点を持つための働きかけが求められています。

今後も障害を限定せず、障害のある人が気軽に通える場として利用できるよう、施設へ働きかけていく必要があります。

サービス見込量

(実施施設箇所数、年間実利用人数)

地域活動支援センター	単 位	27 年度	28 年度	29 年度
地域活動支援センター	箇 所	1 1	1 1	1 1
(長岡市分)	実利用人数	2 6 6	2 7 4	2 8 2
地域活動支援センター(型)	箇 所	2	2	2
1	実利用人数	7 6	7 8	8 0
地域活動支援センター(型)	箇 所	2	2	2
2	実利用人数	5 6	5 9	6 2
地域活動支援センター(基礎的事業)	箇 所	7	7	7
3	実利用人数	1 3 4	1 3 7	1 4 0
地域活動支援センター (型)	箇 所	1	1	1
(長岡市以外分) 4	実利用人数	1	1	1

見込量確保のための方策

地域活動支援センターの機能を充実・強化するため、法人格を有していない施設が法人格を取得できるように引き続き支援をしていきます。

また、利用者の様々な状況に応じた活動内容に柔軟に対応します。関係機関と連携し、情報提供を行い、利用者の拡大や社会参加への意識の向上を推進します。

1 地域活動支援センター(型)

基礎的な事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることが要件である。

2 地域活動支援センター(型)

地域の障害のある人のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られており、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

3 地域活動支援センター(基礎的事業)

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

4 地域活動支援センター(型)

基礎的な事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスなど自立と生きがいを高めるための事業を実施する。

(2) その他の任意事業

ア 日常生活支援

(ア) 訪問入浴サービス

サービス内容

訪問により、居宅での入浴サービスを提供し、身体障害のある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

第2期から第3期計画までの取組状況

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
箇 所 数	見込量	箇 所	6	6	6	7	7	7
	実績	箇 所	7	7	7	6	5	5
年間利用人数	見込量	人	15	15	15	15	15	15
	実績	人	7	9	7	7	8	6

現状と課題

訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な人を対象としているため、利用者数は一定の水準で推移しており、今後も現行のサービス提供を続けていく必要があります。

サービス見込量

(実施事業所箇所数、年間利用人数)

訪問入浴サービス事業	単 位	27年度	28年度	29年度
実施箇所数	箇 所	5	5	5
年間利用人数	人	10	10	10

見込量確保のための方策

身体障害のある人などの地域生活を支援するため、相談支援事業所と連携を図ります。

(イ) 生活訓練等事業

サービス内容

障害のある人の生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
生活学級利用人数	見込	1,070	1,070	1,070	970	970	970
	実績	907	962	985	899	674	800

現状と課題

障害者団体に委託することにより、障害別の当事者のニーズに的確に対応できるよう実施しています。

サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位：人)

生活訓練等事業	27年度	28年度	29年度
生活学級利用人数	900	900	900

見込量確保のための方策

より多くの障害のある人から参加してもらうため、当事者のニーズを捉えるとともに、社会状況等にもマッチした事業内容となるように努めます。

(ウ) 日中一時支援事業

サービス内容

自宅で介護を行う人の休息等のために、障害者支援施設等で障害のある人及び子どもを一時的（日帰り）に預かり、見守り等の支援を行います。

第2期から第3期計画までの取組状況

（実施事業所箇所数、年間延べ利用日数）

日中一時支援		単 位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用件数	見込量	箇 所	22	22	22	33	35	37
		人日分	6,648	6,900	7,128	4,461	4,708	4,955
	実 績	箇 所	21	28	30	39	41	41
		人日分	3,394	4,196	3,936	4,080	3,851	4,171

現状と課題

実施所数は大幅に増えていますが、年間延べ利用日数は、ほぼ横ばいで推移しています。

なお新規利用希望者が多く、特に学校等の長期休暇中には児童の利用希望が大幅に増加しているのに対し、長期休業中の受け入れ体制が整っている事業所が少なく、利用希望者が十分にサービスを利用することができていないのが現状です。

サービス見込量

（実施事業所箇所数、月平均利用者数、年間実利用者数、月平均延べ利用日数、年間延べ利用日数）

日中一時支援	単 位	27年度	28年度	29年度
利用件数	箇 所	42	43	44
	月平均利用者（人）	222	242	262
	年間実利用者（人）	389	409	429
	人日分（月平均）	350	360	370
	人日分（年 間）	4,200	4,320	4,440

見込量確保のための方策

今後も増加する利用希望に対応するために、新規事業者の参入を呼びかけるとともに、学校等の長期休暇中の受け入れ体制の検討を進めます。

(エ) 地域移行のための安心生活支援

サービス内容

障害のある人が地域で安心して暮らすために、夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談などを行う支援体制を整備することにより、障害のある人の地域移行や地域定着を支援します。

平成24年度に国のモデル事業が終了し、平成25年度から市町村事業で継続実施しています。

第3期計画の取組状況

(実施施設箇所数)

地域移行のための 安心生活支援事業		24年度	25年度	26年度
施設箇所数	見込量			
	実績	(2)	2	2

現状と課題

現在は長岡地域の川西地区と越路地域に各1か所のため、今後、地域を考慮し整備を進めます。緊急一時的な宿泊場所を確保する必要性が増しており、関係機関と事業内容について検討が必要です。

サービス見込量

(実施施設箇所数)

地域移行のための 安心生活支援事業	27年度	28年度	29年度
施設箇所数見込量	2	2	2

見込量確保のための方策

地域生活への移行や定着の支援をより確実にを行うため、関係機関と連携して時間外の電話対応に加え緊急宿泊場所確保など事業内容の充実を図るとともに、住民への理解啓発を進めます。

イ 社会参加支援

サービス内容

障害のある人の社会参加を促進するため、次の事業を行います。

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

【文化芸術活動振興事業】

障害のある人等による文化芸術活動の発表の機会を提供するとともに、障害のある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

【点字・声の広報等発行事業】

視覚障害のある人のために市の広報、生活情報などを点訳、音声訳し、定期的または必要に応じて提供します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

社会参加促進事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	見込量	450	475	500	500	500	500
	実績	382	312	324	371	325	392
文化芸術活動振興事業	見込量	750	750	750	750	750	750
	実績	748	726	729	770	470	780
点字・声の広報等発行事業	見込量	160	160	160	145	145	145
	実績	145	145	132	127	101	100
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	見込量	40	40	40	40	40	40
	実績	20	16	7	25	23	25

現状と課題

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、水泳教室、テニス教室等を行っています。参加者が固定化しつつあることが課題となっていました。近年は小中学生など初めて参加する人の姿も見られます。

文化芸術活動振興事業として実施している「ふれ愛コンサート」は、毎年の開催を楽しみにしている市民もおり、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に参加できるイベントとして定着しています。

点字・声の広報等発行事業は利用者の減少が続いてきましたが、文字による情報入手が困難な人への情報提供のために不可欠な事業です。また、自動車運転免許取得・改造助成事業については社会参加の手段の確保のために必要な事業であり、いずれも引き続き実施していく必要があります。

サービス見込量

(年間延べ利用人数)

(単位:人)

社会参加促進事業	27年度	28年度	29年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	400	400	400
文化芸術活動振興事業	800	800	800
点字・声の広報等発行事業	110	110	110
自動車運転免許取得・改造助成事業	25	25	25

見込量確保のための方策

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障害のある人のニーズを捉えつつ、効果的な周知に努めながら着実に実施していきます。

文化芸術活動振興事業については、運営に当たる実行委員会やボランティアなどと連携し、引き続き魅力ある内容で実施していけるように努めます。

ウ 権利擁護支援
障害者虐待防止対策支援事業

サービス内容

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止のための広報、虐待通報への迅速な対応、虐待を受けた人を一時的に保護するための居室確保を行います。

第3期計画の取組状況

(年間対応件数) (単位:件)

障害者虐待防止対策支援事業		24年度	25年度	26年度
対応件数	見込量			
	実績	4	11	8

現状と課題

法律が施行されて間もないことや市民への啓発活動により、今後しばらくは通報件数が増加すると見込まれます。

今後増加すると予想される通報に対応するには、緊急時の居室確保も含め体制を整備すること、障害者虐待への支援経験が少ない相談支援専門員等支援者の資質向上と関係機関とのネットワーク強化が課題となります。

サービス見込量

(年間対応件数) (単位:件)

障害者虐待防止対策支援事業		27年度	28年度	29年度
対応件数	見込量	10	12	14

見込量確保のための方策

障害者虐待の防止に対する理解が深まるよう、市政だよりやパンフレットなどで広報を行います。

障害のある人に関わる支援者の資質向上を目的に、研修会を実施します。

また、緊急時に対応するために24時間の支援体制を整備できるよう、関係機関と調整をします。

関係機関とのネットワーク強化のために、長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議を実施します。

工 就業・就労支援 更生訓練費給付

サービス内容

就労移行支援か自立訓練のサービスを利用し、かつ非課税世帯の人に対して、自立した地域生活の推進を図るため、更生訓練費を支給します。

第2期から第3期計画までの取組状況

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
支給件数	見込量	5,304	6,000	7,500	2,520	2,520	2,520
	実績	5,562	2,727	2,392	1,859	1,780	1,816

現状と課題

平成22年4月から支給対象サービスの見直しをしたことや、支給対象である旧体系サービスが支給対象外の新体系サービスに移行したことにより、支給実績は見込量と比較して少ない件数でしたが、平成24年度から全ての施設が新体系の施設に移行したため、利用者の大幅な増減はなくなりました。

新規就労移行支援事業所及び自立訓練事業所が増えないため、支給件数は伸び悩んでいます。

また、過去2年間の実績では、週半分程度の通所日数である対象者が全体の約15%おり、このほかに通所しない人もいます。このことから、勤労意欲の保持や、訓練継続について、費用に見合った効果があがっておらず、今後、事業所の意見を踏まえて更生訓練費のあり方について見直しが必要です。

サービス見込量

(年間延べ給付件数)

(単位：件)

更生訓練費支給事業	27年度	28年度	29年度
支給件数	1,884	1,884	1,884

見込量確保のための方策

地域移行や一般就労を希望する人、高等総合支援学校卒業生等の訓練等給付のサービス利用者を確保し、あわせて、制度の周知・利用促進を図り、効果的な支給を継続していきます。

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第3 権利擁護の推進

現状と課題

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は、基本的人権の中でも最も大切なもののひとつです。

障害のある人が福祉サービスを利用するときは、利用者が自らサービスを自由に選択し事業者と契約します。判断能力が十分でない知的障害や精神障害のある人の自己決定権を尊重するとともに、法律上の権利や利益・財産を擁護・保全する制度として成年後見制度があります。

長岡市では、低所得及び親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を支援するとともに、これらの中で必要な人に財政的な支援を行う「長岡市法定後見制度利用支援事業」を実施しています。

また、長岡市社会福祉協議会では、成年後見制度を補完する制度として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

制度を利用する必要がある人に速やかに対応するため、関係者が連携して支援を行うことが必要です。

保証人がいない等の理由により、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行う「住居入居等支援事業」を平成20年度から障害者相談支援センターに委託して実施しています。

障害のある人が施設や病院から地域生活に円滑に移行ができるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を今後、より一層活用していくことが求められています。

計画の方向

障害のある人の家庭の精神的不安を取り除き、心身ともに健やかで安定した生活を送ることができるよう、県・市の婦人相談員、民生委員・児童委員等との連携による相談・指導活動を促進し、総合的な支援体制の充実を図ります。

障害のある人の権利を確保するために成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、制度が活用されることにより、障害のある人が自己決定権を尊重され、適切なサービス利用ができる体制づくりに努めます。

障害のある人が安心して地域生活を送れるように、「長岡市障害者自立支援協議会」を中心に、関係機関と連携して地域全体で支える仕組みづくりを進めます。

「障害者虐待防止法」が施行されたことに伴い、関係機関の協力・支援体制を整え、権利・利益の擁護に取り組んでいます。

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第4 経済的な支援

現状と課題

生活に困窮する人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、経済的自立の支援や生活意欲の助長を図る必要があります。

生活保護世帯の多くは、障害や疾病等社会的ハンディキャップを持った世帯であり、その施策が大きな課題となっています。

計画の方向

障害により生活に困窮する人が健康で文化的な生活を営むため、訪問・相談体制を充実し、生活の実態を的確に把握することにより、世帯の実情に応じた保護を実施し、生活保護世帯の自立を支援します。

重度の障害のある人に対し、タクシー券の交付や交通費（ガソリン代）の助成を行うことにより、社会参加意欲の助長及び経済的負担の軽減を図ります。

障害のある人やその世帯の経済的な基盤の強化を図るため、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各種手当、重度心身障害者医療費助成（県障医療）等医療費の助成、長岡市家族介護見舞金や障害者紙おむつ購入費助成、長岡市社会福祉協議会で実施する生活福祉資金の貸付け等、障害のある人に対するの援助制度の理解・周知に努めます。

障害のある人（要援護世帯）に対する冬期間施策として、除雪費助成事業の活用を図るとともに、地域ごとの除雪協力体制の整備に努めます。

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第5 地域福祉の推進

現状と課題

長岡市では、「長岡市福祉コミュニティ構想」を平成6年3月に策定し、地域における福祉コミュニティづくりを推進してきました。長岡市社会福祉協議会は、この構想において、地域福祉活動の中心的役割を担う組織として位置付けられています。

地域における住民参加型の活動を幅広く展開することにより障害のある人の地域生活を支援するため、長岡市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を推進します。

長岡市では、障害のある人やその家族等による多くの障害者団体が活動しています。障害者団体は、交流や社会参加、情報交換の場としてだけでなく、家族による相談活動を行っており、障害のある人や家族等にとってあらゆる面で非常に心強い存在といえます。会員の高齢化や新規会員の伸び悩みで会員数が減少している団体も見られますが、地域福祉の推進を図るうえで、障害者団体が担う社会的役割は重要です。

地域住民の相互扶助活動として、長岡市社会福祉協議会が推進役となり実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワークづくり事業」は年々利用者が増えてきており、利用ニーズに対応するため、ボランティアの拡大を図っていく必要があります。

自動車による送迎運転、相談等の生活面に密着したボランティアが求められています。ボランティア数及び団体数の減少傾向やボランティアの高齢化に伴い、より幅広い年齢層の協力を得ながら活動を展開していく必要があります。

計画の方向

障害者団体等が行う事業の実施や運営に必要な経費の一部助成等により活動を支援していきます。また、このような団体が実施している相談活動や障害者相談員による活動とも連携を図りながら、障害のある人が地域の中で安心して充実した生活を送ることができるように努めていきます。

地区福祉会・地区社会福祉協議会で実施している「地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）」「福祉送迎サービス事業」「小地域ネットワークづくり事業」の各種活動の充実に向け、長岡市社会福祉協議会と連携し、活動の普及促進を支援します。

事業名	事業主体	事業概要
地域福祉・在宅福祉サービス事業 (ボランティア銀行)	社会福祉協議会	サービスを必要とする人を「利用会員」、サービスを提供する人を「協力会員」として活動する住民相互の助け合いの事業
福祉送迎サービス事業	社会福祉協議会	単独での移動が困難な高齢者や障害のある人等を対象に、医療機関へ自家用車による通院送迎を行う事業
小地域ネットワークづくり事業	社会福祉協議会	おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者等で援助が必要と思われる人に対し、地域内の住民による定期的な訪問、声かけ等で見守りを行う事業

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第6 ボランティア活動等の推進

現状と課題

ボランティア活動の輪の広がりは、障害のある人の自立や社会参加を促進する大きな推進力となっています。ボランティア活動は、「ともに生きる社会」を支える重要な柱であり、ふれあいやぬくもりに満ちた地域社会を築くうえで欠かせないものとなっています。

少子・高齢社会の到来により、福祉の問題は全ての人々にとって身近な事柄になっています。社会福祉の充実のためには、地域の人たちの「思いやり、助け合い」による相互扶助や地域福祉を支えるボランティア活動が重要です。

障害のある人に対するボランティア活動として、点訳、音声訳、手話、要約筆記等の幅広い分野でボランティアが活躍しています。

NPO団体等の非営利活動を促進するため、平成24年4月のアオーレ長岡のオープンに合わせ「市民協働センター」を設置し、活動の場の提供や市民活動に対する助成を行い、市民活動団体等のサポートを強化しています。

長岡市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいては、ボランティア活動に関する相談、情報提供などの支援を行うとともに、ボランティア大学など人材育成のための機会を提供しています。

計画の方向

誰からも福祉をもっと身近に感じてもらうために、福祉施設等を体験する機会を提供し、ボランティア活動の意識啓発に努めます。

点訳、音声訳、手話、要約筆記等のボランティア団体が、障害のある人の自立や社会参加を促進のために地域で活躍できるよう、その活動を支援します。

長岡市社会福祉協議会が主催するボランティア大学等市民向けの講座や、団塊世代の方々を対象に地域活動のきっかけづくりを目指す講座との連携を図り、勤労者のための休日や夜間の学習機会の提供や、ボランティア活動への啓発・参加促進等を支援するとともに、多様化する福祉ニーズに対応できるよう地域ボランティアの拡大に努めます。

ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等多くの分野に広がっていることから、長岡市社会福祉協議会の運営するボランティアセンターを中心に、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報提供に取り組みます。

平成28年度に開設予定の新・社会福祉センター（仮称）の整備に伴い、市民やボランティア団体の情報交換、交流、活動の場を提供するとともに、専門職員による総合相談体制を整えた新たなボランティアセンターを開設します。この新たなボランティア拠点では、ボランティアに携わる人材の育成や市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組みます。さらに、市民協働センターをはじめ、関係団体との連携を強化し、幅広い情報の収集や発信に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ボランティア大学 ・基礎講座 ・介護講座 ・傾聴講座 ・初心者講座	社会福祉協議会	ボランティア活動への意識啓発及び基礎的知識、技能の習得並びに、市民の意識高揚の推進
運転ボランティアの参加啓発活動	市 社会福祉協議会	福祉に貢献したい人たちに幅広い活動への意識醸成を図り、運転ボランティアにも目を向けてもらうための啓発を推進

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第4節 地域生活のための体制の充実

第7 情報提供と意思疎通支援の推進

現状と課題

障害のある人が自ら有する能力を最大限に生かし、自立と社会参加をするためには、的確かつ十分な情報の収集やコミュニケーションの手段を確保する必要があります。

特に視聴覚障害のある人は、そのハンディキャップにより、情報収集やコミュニケーションの手段の確保が困難なため、点訳者や手話通訳者の確保が求められています。

聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施しています。

視覚障害のある人で点字を利用できる人は、全体の1割未満です。このため、音声による情報提供の充実が求められており、CDに収録した声の市政だより等による広報を行っているほか、提供された音声情報を再生する機器の普及を図っていくことも必要です。

市立南地域図書館には「ユニバーサル文庫」があります。声優による朗読や落語等の音声を収録したCD・カセットテープや字幕付き映画ビデオ等、障害のある人をはじめ障害のない人も含めて、全ての人々が平等に利用できるように貸出しを行っています。また、障害等により来館できない人には宅配による貸出サービスを行っています。今後は「ユニバーサル文庫」の資料を増やし、内容の充実を図ることが求められています。また、高齢者や障害のある人にとって読書の手助けとなる大型活字本や布絵本等の活用を促進する必要があります。

わたしたちの暮らしや仕事を便利で効率的にするICT（情報通信技術）は、障害のある人にとっても自立や社会参加を可能とする非常に有効な手段です。

長岡市では、市のホームページについて、平成25年度にスマートフォン表示への対応及びトップページのリニューアル、平成26年度にホームページ全体のリニューアルを行い、利用者の誰もが見やすく、わかりやすく、情報を取得しやすくなるよう、継続的に内容の充実に努めています。今後も、誰もが情報を取得でき、提供されている機能やサービスを問題なく利用できるよう、Webサイトのウェブアクセシビリティの向上を図っていきます。

また、障害のある人は、障害の種類や程度によってパソコンの操作方法が異なるため、ICTの活用能力によって情報に格差が生じないように、障害の状況に応じた人的支援が必要となっています。

さらに、ICTの利活用は、障害のある人の働く能力を引き出す力となることやホームページで障害のある人への理解を進めるなど、その大きな効果が期待されています。

視・聴覚に障害のある人向けの選挙に対する情報が少ないため、選挙権の行使が困難な状況が考えられます。

現在は、投票所入場券はがきに入場券である旨を示す点字シールの貼付、各投票所に点字による候補者一覧の配付、CDに収録した声の選挙のお知らせによる広報を行っていますが、政治や選挙をもっと身近なものにし、選挙に対する意識高揚を図るためにも、障害の特性に配慮した情報の提供を進める必要があります。

障害のある人や高齢者等に配慮した公共施設等が増えるなか、一体的にそれらのバリアフリー情報を提供することが求められています。新潟県では、にいがたバリアフリーガイドマップをホームページに掲載し、新潟県内の公共的施設のバリアフリー情報を提供しています。

計画の方向

聴覚障害のある人等のコミュニケーションの確保のため、引き続き手話通訳者、要約筆者等の派遣、市役所の福祉窓口における手話通訳者の配置、市職員への手話研修等を実施します。

手話奉仕員養成のための各種講座を行うことにより、手話による意思疎通ができる人を養成するとともに、奉仕員の確保を図ります。

各支所の窓口と同様に各サービスセンターにおいても、インターネット回線等によるパソコン画面を通じて福祉窓口の手話通訳者と意思疎通ができるシステムの導入に努めます。

障害のある人の自立と社会参加の促進に向けた情報を提供するため、「市政だより」や社会福祉協議会の広報誌等の有効活用に努めます。また、視覚障害のある人については、希望者に対し「声の市政だより」及び点字広報を送付します。

障害や高齢等により読書が困難な人への情報提供手段として、「ユニバーサル文庫」の活用を促進するとともに、大型活字本等の整備や利用の促進に努めます。

ホームページは、読み上げソフトに対応する形式で情報を提供する等障害のある人にも正確に伝わるよう配慮するとともに、掲載する福祉情報を充実します。

ICTの進歩や利用者のニーズを見極めながら、ホームページの機能やコンテンツの拡充、パソコンやスマートフォン等から申請できる行政手続を拡大するなど、ICTの活用により、障害のある人をはじめ、利用者の利便性向上に努めます。

市内のバリアフリー情報の提供を進めるため、新潟県に対し、より充実した情報提供を行い、にいがたバリアフリーガイドマップの有効活用につながるよう協力します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
手話通訳者等の派遣	市	手話奉仕員の養成と手話・要約筆記通訳者等の派遣の実施
手話通訳者の福祉窓口への配置	市	市役所における手話通訳者の常時配置
声の広報等発行事業	市	市政だより等の文書の概要を録音し、視覚障害のある人（希望者）に提供
点字広報等発行事業	市	市が発送する通知文等を点訳し、視覚障害のある人（希望者）に提供

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第5節 余暇活動の充実

第1 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

2020年に東京パラリンピックが開催されることが決定し、障害者スポーツに対する理解や関心が一層高まることが期待されます。パラリンピック競技をはじめとしたスポーツ・レクリエーションを体験する場を設けるなどして、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図っていくとともに、競技としての障害者スポーツ活動の振興を図ることが重要です。

「ふれ愛スポーツのつどい」などスポーツ・レクリエーション活動を気軽に体験できる機会を設けるとともに、その企画・運営を「ハンディスports・レクリエーション講習会」の参加者等が担うなど、参加したい人と企画・運営に携われる人の双方が活躍できる場を確保しています。

スポーツ・レクリエーション活動の普及のために貸出しを行っているフライングディスクやカローリング、ボッチャ等の障害者スポーツ用具について、イベントでの活用を図るとともに、地域や学校等の行事においても広く利用してもらうため、周知していく必要があります。

計画の方向

障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進は、生きがいのある生活を営むうえで極めて重要です。

また、見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えるものであり、関係機関等との連携により、一層の充実・促進を目指します。

ア 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動や社会参加の動機付けとして、関係機関と連携を図りながら、新潟県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。

イ 障害者スポーツの競技水準の向上を促進し、全国障害者スポーツ大会等に参加可能な全国レベルの選手の育成を図ります。

ウ 「ふれ愛スポーツのつどい」や「ながおかポニーカーニバル」、学校にポニーが出向いて行う「グラウンドポニースクール」等の開催により、スポーツ・レクリエーション活動を体験できる場を提供します。

エ ポニーを活用して、障害のある人の機能回復と青少年の交流体験等の機会を提供する「常設ポニースクール」の整備を目指します。

オ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図るため、市民との協働により、長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会（仮称）の設立を検討します。

また、（公財）長岡市スポーツ協会、長岡市レクリエーション協会と連携を図りながら、障害者スポーツ指導員の養成に努めます。

障害のある人の体育施設への利用希望も強いことからスポーツ・レクリエーション施設の整備改修を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
ハンディスports・レクリエーション講習会	市	障害者スポーツ・レクリエーション活動の振興の担い手となる人材の養成
ふれ愛スポーツのつどい	市	「障害者週間」に合わせて、誰もが気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント「ふれ愛スポーツのつどい」を開催
障害児者のための水泳教室・ハンディテニススクール	市	障害のある人の身体機能の向上を図るため、水泳・テニスの教室を開催
ながおかポニーカーニバル	市	ポニーとのふれあいによる青少年の健全育成及び障害のある人となない人の交流の促進並びに乗馬による障害のある人の機能向上の機会の提供
グラウンドポニースクール	市	ポニーとのふれあいによる青少年の健全育成及び乗馬による障害のある人の機能向上の機会の提供
ながおかポニースクール(仮称)	市	青少年の交流体験・社会体験と障害のある人の機能向上の場「常設ポニースクール」の整備の検討
障害者スポーツ競技力向上事業	市	障害者スポーツの活性化と競技水準の向上のため、全国に通じる選手の育成
長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会(仮称)の設立	市	市民との協働による長岡市障害者スポーツ・レクリエーション協会設立の検討

第2章 子どもから大人まで一貫した支援を推進するための取組

第5節 余暇活動の充実

第2 文化活動の推進

現状と課題

障害のある人の文化活動への参加機会の確保は、障害のある人の社会参加の促進において重要であるだけでなく、啓発広報活動としても意義のあるものです。これらの活動は、障害のある人の生活を豊かにするものであり、積極的な振興を図ることが求められています。

講演会、学習機会等においては、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員や保育ボランティアなどを適切に配置し、障害のある人が安心して参加できるものとしていく必要があります。

「ふれ愛コンサート」や「すこやか・ともしびまつり」は、障害のある人や高齢者の文化活動を披露する場として年々充実してきています。

計画の方向

引き続き「ふれ愛コンサート」、「すこやか・ともしびまつり」において、障害のある人や高齢者の趣味・創作活動の成果発表の場を設けます。

また、各事業の実施に際しては内容の充実を図るとともに、市民に広くPRしていきます。

生涯学習の取り組みにおいて、障害の有無にかかわらず、気軽に参加できるプログラムを積極的に取り入れるとともに、関係団体と連携しながら発表の場を提供する等障害のある人の文化活動の支援に努めます。

障害のある人の講演会、学習機会等への参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者等のほか、各種介助員の充実を図ります。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
ふれ愛コンサート	市 社会福祉協議会	コンサートを通して、障害のある人とない人の「ふれあい」の場を提供し、障害のある人の音楽文化の向上と社会参加を実現

第3章 住みよい環境をつくるための取組

第1節 生活環境の整備

第1 公共施設等の整備

現状と課題

一般の不特定多数の人が集う施設、建造物には、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議が必要です。この条例の趣旨に基づき、障害のある人や高齢者に限らず全ての利用者が安心して暮らせるまちづくりやバリアフリー対策が進んでいます。

障害のある人の社会生活を円滑にするためには、建築物だけでなく交通機関や道路等と一体的な整備を進めるとともに、公共機関、民間事業者、建築関係者等が連携してバリアフリー化を推進する必要があります。

身体障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）をどの施設でも同伴できるように理解を進めていく必要があります。

市有施設を多く利用してもらうことで障害のある人の社会参加を促進し、活動を支援するため、平成15年度から主な施設において障害のある人に対する入館料等の軽減措置を設けています。

その他の市有施設のバリアフリー整備状況

	バリアフリー整備状況
市役所分室、支所等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの状況に応じ整備を実施 ・各支所に障害者用駐車場を整備
公民館、コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレ、駐車場の設置、段差解消等施設の状況に応じ整備を実施
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公民館・集会所改造費の一部補助を実施（トイレ改修、スロープ、手すり等の設置等）
各投票所	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、車いす、車いす用投票記載台の設置 ・老眼鏡、拡大鏡（ルーペ）、点字器の設置
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民防災公園ほか4か所にオストメイト対応障害者用トイレの設置 ・新設公園に、規模に応じて障害者用のトイレ・水飲み場・駐車場等を設置
学校、図書館、体育館・スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化のための整備を実施

計画の方向

市有施設については、優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組めます。

アオーレ長岡ナカドマの大型ビジョンをはじめ公共施設では、市政情報等を発信するほか、災害発生時には情報を提供します。

バリアフリー新法で示された移動等円滑化基準、新潟県福祉のまちづくり条例等の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にも働きかけを行います。

身体障害者補助犬の理解が広まり、補助犬と同伴する人がどの施設も利用できるよう、新潟県と連携しながら取組を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
市有施設の新設整備	市	建築設計基準に基づいた障害のある人や高齢者に配慮した市有施設の整備
既存市有施設の改善	市	優先度が高い箇所から順次バリアフリー化に取り組む
町内公民館の施設改造費の補助	市	町内会が障害のある人や高齢者の利用を考慮して行う既存の公民館、集会所の機能・設備の改造に要する経費の一部補助
公園の新設整備 既存公園の改善	市	障害のある人の利用に配慮した公園の新設整備 障害のある人への配慮が不十分な既存公園を更新計画時に併せて改善

第3章 住みよい環境をつくるための取組

第1節 生活環境の整備

第2 住宅環境の整備

現状と課題

障害のある人や高齢者が居宅において安全・安心な生活が送れるように、段差の解消、浴室の改造、昇降機の設置等それぞれの生活に配慮した住宅の整備を進める必要があります。長岡市においては、そのための施策として住宅改造を希望する世帯に対し、住宅改造費の補助を実施しています。

障害のある人の在宅生活を支援するため、バリアフリー住宅改修の融資や多世代が入居する住宅への融資により、専用居室だけでなく住宅のバリアフリー化が大きく進んでいます。

バリアフリー住宅改修の融資は、障害のある人の在宅支援を進めていくうえで重要な施策であり、今後とも利用促進を図ることが課題になっています。

[住宅改造費補助状況]

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	3	3	3	3	7

計画の方向

住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住宅改造費補助により障害に適応した居住環境の整備を促進します。

住宅建設資金融資制度については、今後も障害のある人の在宅生活における安全かつ快適な日常生活を支援する制度として多くの人から利用していただくよう広く周知を図りながら利用促進に努めます。

[主要事業]

事業名	事業主体	事業概要
住宅改造費の補助	市	個々の障害に対応した住宅の改造費補助

第3章 住みよい環境をつくるための取組

第1節 生活環境の整備

第3 公共交通対策の推進

現状と課題

障害のある人の社会参加機会の増大や行動範囲の拡大に伴い、障害のある人の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが重要です。また、障害の有無にかかわらず移動の手段が確保されることも大切です。

長岡市では、平成14年度に交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関を利用して中心市街地を訪れる高齢者や身体障害のある人の移動の円滑化を総合的に推進するため、目標年次を平成22年度とする「長岡市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

これに基づき、JR東日本は、長岡駅に障害者対応エレベーターや多機能トイレ等を設置したほか、わかりやすい施設配置や案内表示を整備しました。

また、県・市が進めている長岡駅周辺の主要施設までの経路のバリアフリー化や、バス会社が進めている車いす対応のノンステップバス等の導入について、関係機関と調整し、計画に基づき実施しました。今後は、全市的にバリアフリー化の促進に取り組む必要があります。

道路は、都市の基幹施設として、多くの機能を受け持っています。中でも、全ての市民に「安全で使いやすい歩行空間としての道路の機能」を提供することは、福祉のまちづくりの重要な課題となっています。

道路整備については、障害のある人や高齢者等の歩行者の視点にたつて、歩車道の分離、路面の平坦性、有効幅員の確保等誰もが安心して通行できる歩道の見直しや改良等を進めることが緊急の課題となっています。そのなかで特に中心市街地は、公共施設や商業施設が集積し、歩行者が多いため、優先的にバリアフリー歩行者空間のネットワーク化を早急に図りました。

単独での公共交通機関の利用が難しい障害のある人や高齢者に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっています。

市では、平成18年10月施行の改正道路運送法で自家用自動車による有償旅客運送制度が創設されたことに伴い、安全・安心な運行を確保するため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」を設置し、現在、市内では4つのNPO法人が活動を行っており、サービスの拡充が今後の課題となっています。

在宅の障害のある人で、移動が困難な人の社会参加を促進していく必要があります。また、人工透析を受ける人のうち公共交通機関の利用が困難な人などについては、通院に係る負担の軽減を図る必要があります。

[歩道改良の現状（25年度末現在）]

バリアフリー化した歩道の延長（長岡駅周辺地区）

整備目標延長	整備済延長	未整備延長	整備率
8.6 km	8.5 km	0.1 km	99%

市有施設前の歩道0.1 km が未整備であるが、施設の移転が予定されているため実施しない。

[リフト付福祉バス「ほほえみ号」の利用状況]

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	2,641	2,617	2,626	2,744	2,492
うち車椅子利用者	356	341	341	371	310

[ノンステップバス等低床式バスの導入状況（越後交通運行路線）]

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
台数	42	44	50	52	54	55

計画の方向

駅やバス待合所などの環境整備、バス寄せスペース整備などを促進し、交通施設の利便性・快適性及び安全性の向上に努めます。

バリアフリー新法に基づき、移動等の円滑化が図られたバス・タクシー車両の導入がさらに促進されるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、関係機関と調整を図っていきます。

歩道の整備は、交通バリアフリー法の施行に伴う「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に則り、高齢者や車いす利用者、視覚障害者等の通行に配慮した歩道の構造や乗入れ部の段差の解消、車いすが通行可能な勾配、幅員の確保等を図ります。

電線類の地中化や駐輪場等の整備を進めることにより、電柱や放置自転車等の歩道上の障害物を除去して、歩行者空間の確保を図ります。

自家用自動車による有償旅客運送制度の適正な運用のため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」において、各種方策の協議を進めるとともに、NPO法人等に対してきめ細かい相談や制度の周知を行います。

また、長岡市社会福祉協議会が推進する福祉送迎サービスとも連携し、市全体のサービス充実に努めます。

リフト付福祉バス「ほほえみ号」を効果的に運行し、各種行事への参加など移動支援を行います。また、人工透析患者の通院支援事業である「福祉デマンドタクシー」の運行に対す

る支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
バス停上屋の整備	市 民間	公共公益施設等の周辺や乗り継ぎ拠点などの利用者の多いバス停の上屋整備 バス停の快適性、安全性を向上させるための上屋等の整備促進
循環バスの運行	市 民間	利用者の多い公共施設等と駅を結ぶ循環バスの運行
バス車両の改善	市 民間	障害のある人、高齢者等が利用しやすいバス車両の導入促進
歩行者優先道路の整備	市 民間	障害のある人、高齢者等にやさしい道路として、車の進入を規制し、カラー舗装やベンチ、植栽等を整備した歩行者優先道路の整備
バリアフリー化した歩道整備	市	障害のある人、高齢者等歩行者の安全確保を図るためのネットワーク化した歩道整備

第3章 住みよい環境をつくるための取組

第1節 生活環境の整備

第4 防災・防犯対策の推進

現状と課題

災害・緊急時には、7・13水害、中越大震災及び中越沖地震の経験、そして災害対策基本法や「長岡市地域防災計画」を踏まえ、災害時に手助けが必要な避難行動要支援者（障害のある人や高齢者。平成25年6月以前の「災害時要援護者」をいう。）の安全確保を図ることが重要です。

避難行動要支援者を災害から守るためには、プライバシーに配慮しながらその実態の把握に努め、地域住民の協力による情報伝達、安否確認と避難支援体制を確立することが必要です。

災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮することから、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とした自主防災会の組織結成や育成を推進する必要があります。

また、障害のある人と行政機関、消防機関、自主防災組織や中越市民防災安全士等とが連携した防災ネットワークを構築する必要があります。

避難行動要支援者が一般の避難所で生活することについては困難な点が多いことから、市では、社会福祉施設等と「避難行動要支援者の緊急時の受入れに関する協力協定」を締結していますが、今後も一層の充実を図っていく必要があります。

平成14年度からインターネットにより、平常時からの防災情報の提供、大規模災害時の情報交換・情報提供を「ながおか防災ホームページ」で行っています。今後も防災情報の周知・提供に努め、防災対策の推進を図っていく必要があります。

地震による被害を最小限にするために、住宅や公共施設等の耐震化を促進する必要があります。

近年、新たな手口による振り込め詐欺や悪質商法が発生するなど、地域の安全・安心を確保するための総合的な施策が求められています。

障害のある人を犯罪から守るため、地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の向上を図る必要があります。

[自主防災会の結成及び活動状況]

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自主防災会結成率（％）	88.4	88.9	90.5	90.5	91.6
活動実施率（％）	90.8	77.2	76.8	77.9	80.4

〔中越市民防災安全士の人数（累計）〕

区 分	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度
安全士の人数	201	235	283	335	385

計画の方向

平成19年6月に策定された「長岡市災害時避難支援プラン」に基づき、行政、町内会、自主防災会、福祉関係者（地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会等）等が避難行動要支援者情報を共有し、地域と協働し、個々の要援護者への避難情報の伝達や安否確認等避難支援体制を整えます。

「市民防災のしおり（音声訳版を含む）」、「自主防災会結成と活動の手引き」や「洪水ハザードマップ」等を活用しながら、いざというときに市民が助け合える地域コミュニティのつながりを活かした市民と行政の協働による地域防災力の強化に努めます。

自主防災会の組織結成や育成を支援するとともに、活動の指導、助言、支援を積極的に行います。

市や地域の防災力向上のため、地域の特性を活かした取組を行う自主防災会等が実施する防災訓練では、地域コミュニティのつながりを生かした避難行動要支援者の避難訓練を実施します。

住民相互の助け合い、支え合いを目的とした長岡市社会福祉協議会で実施している小地域ネットワークづくりを生かし、避難行動要支援者の実態把握に努めるとともに、日常的な声かけ運動を推進します。

地域の防災リーダー養成を目的に開校した「中越市民防災安全大学」の受講を促進するとともに、中越市民防災安全大学の卒業生で組織する、中越市民防災安全士会が行う地域防災活動を支援し、地域防災力の意識向上を図ります。

災害時にボランティアによる災害救援活動が行われるよう、関係分野の協力を得ながら、災害ボランティアの育成に努めます。

「ながおか防災ホームページ」、ラジオ（緊急告知FMラジオ含む）、NPO法人のメール配信等を活用し、防災情報の提供や周知に努めます。

安全に配慮した木造住宅耐震診断費・耐震改修工事費の助成や耐震改修融資制度の普及に努めます。

地域住民や警察と連携し、官民一体となった「安全で安心なまちづくり」を推進します。

各地域の「防犯協会」を支援し、身近な犯罪や事故の発生状況、防犯上のノウハウなど安全確保に必要な情報の提供に努めます。

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者や、障害のある人等を受け入れるための、福祉避難所の指定に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体	事業概要
避難支援プランの推進	市	避難行動要支援者避難支援プランに基づく個々の避難行動要支援者に対する具体的な支援体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区福社会等地域の関係機関等との情報の共有
緊急告知FMラジオの配備	市	緊急時には自動的に電源が入り、避難情報等を伝達できる緊急告知FMラジオを町内会、民生委員・児童委員、福祉施設、避難行動要支援者等へ配備
地域防災力の強化推進	市	「市民防災のしおり」、「洪水ハザードマップ」等の全世帯配布(視覚障害者には音声訳版・点字版配布)、「自主防災会結成と活動の手引き」の全町内会配布や中越市民防災安全士の養成等による地域防災力強化の推進
中越市民防災安全大学	民間	地域の防災リーダーの養成と防災安全知識の修得を目的に平成18年度に開講
高機能消防指令センターの充実	市	一般電話により高齢者、障害のある人等からの119番の通報場所が即時に判明でき、最も近い消防部隊を自動的に編成し、出動させるとともに、現場の地図及び避難行動要支援者の情報を把握
木造住宅耐震診断費助成	市	木造住宅に対する耐震診断費の助成
木造住宅耐震改修費助成	市	木造住宅の耐震改修工事費の助成
木造住宅耐震改修設計及び工事監理費助成	市	木造住宅の耐震改修設計及び工事監理費の助成
耐震住宅改修融資	市	耐震改修を必要とする住宅に融資の実施

資 料 編



長岡市障害者生活実態調査の結果概要（抜粋）

この調査は、主として障害福祉サービスの利用意向や地域生活移行に対する意向、就労状況と就労意向等を明らかにするために行いました。

1 調査対象者

- 障害者手帳を所持している 18 歳以上 65 歳未満の在宅の方
（介護保険給付対象施設に入所されている方を除く）
- 新潟県内の障害児・者入所施設に入所している 18 歳以上の方
- 障害者手帳を所持している 65 以上の方
- 障害者手帳を所持している 18 歳未満の方

2 調査内容

- 障害者手帳を所持している 18 歳以上 65 歳未満の在宅の方
（介護保険給付対象施設に入所されている方を除く）
- （ア） 基本属性
- （イ） 生活の場について
- （ウ） 就労について
- （エ） 入院・通院について
- （オ） 外出とサービス利用について
- （カ） 相談窓口について
- （キ） 災害時について
- （ク） 障害者への市民の理解について

- 新潟県内の障害児・者入所施設に入所している 18 歳以上の方
- （ア） 基本属性
- （イ） 生活の場について
- （ウ） 外出とサービス利用について
- （エ） 相談窓口について
- （オ） 障害者への市民の理解について

- 障害者手帳を所持している 65 以上の方
- （ア） 基本属性
- （イ） 生活の場について
- （ウ） 入院・通院について
- （エ） 外出とサービス利用について
- （オ） 相談窓口について
- （カ） 災害時について
- （キ） 障害者への市民の理解について

障害者手帳を所持している 18 歳未満の方

- (ア) 基本属性
- (イ) 生活の場について
- (ウ) 相談窓口について
- (エ) 相談支援ファイル「すこやかファイル」について
- (オ) 預かりサービスについて
- (カ) 学校について
- (キ) サービス利用について
- (ク) 就労について
- (ケ) 生活の場について
- (コ) 外出について
- (サ) 相談場所について
- (シ) 保育園や幼稚園、認定こども園の利用について
- (ス) 個別の教育支援計画及び指導計画について
- (セ) 進学・進路先について

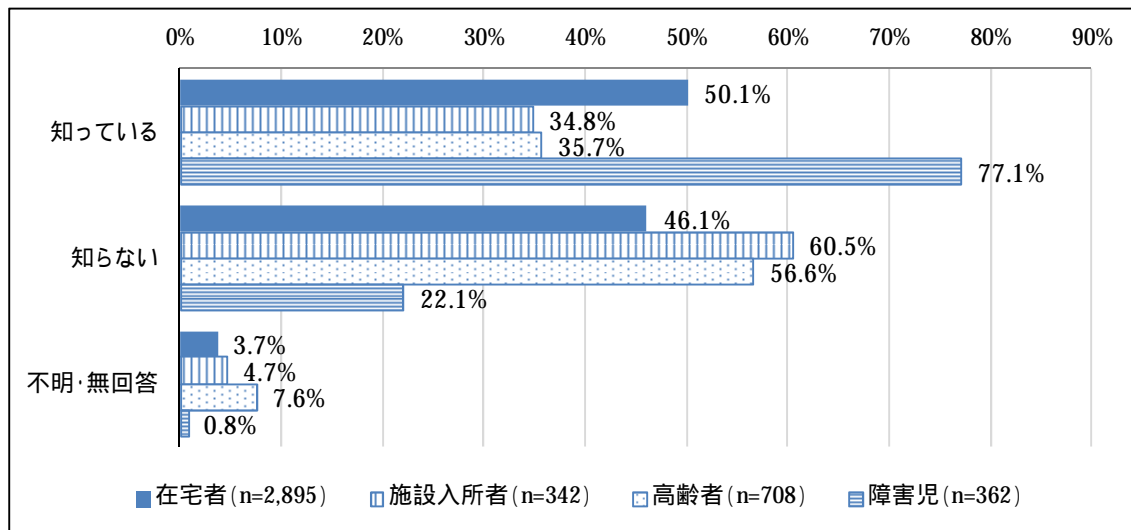
3 調査の結果（概要）

相談窓口について

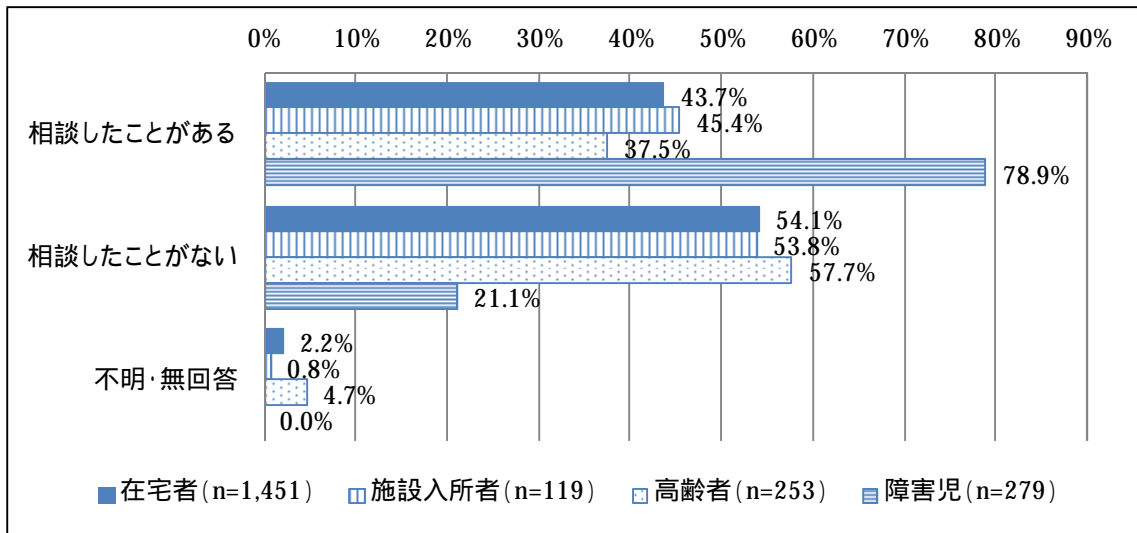
相談窓口についてたずねたところ、障害児は他の調査対象より「知っている」及び「相談したことがある」と回答した割合が高く、認知度及び利用率の高さがうかがえます。

また、障害児の相談場所として割合が高かったのは「特別支援学校」（42.8%）、「医療機関」（37.0%）でした。特別支援学校は、全ての教育（療育）段階において、高い割合になっており、特別支援学校に通学していない子においても相談先として利用されていました。各教育（療育）段階で通園、通学している場（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校）についても、31.8%（合計値）と高い割合になっており、教育（療育）段階が移行する際の連携の重要性がうかがえます。

(1) 相談窓口の認知度

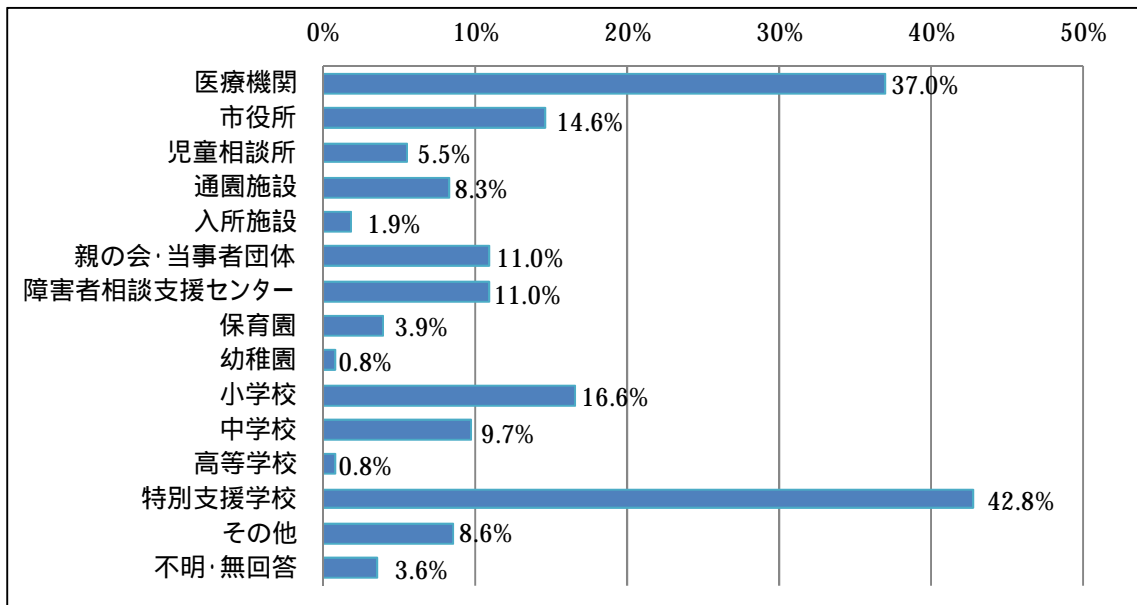


(2) 相談窓口での相談経験 (対象者 : 相談窓口を「知っている」と回答した人)



(3) 障害児の相談場所

(複数回答 n=362)



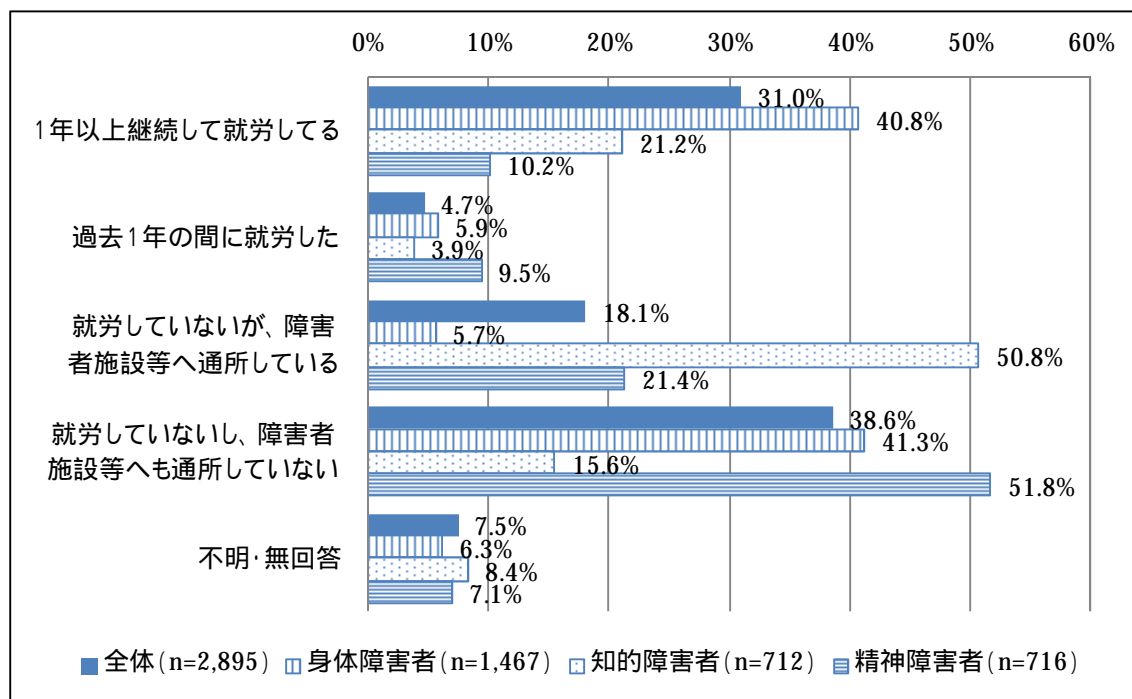
就労について

在宅者を対象に就労についてたずねたところ、就労している人（「1年以上継続して就労している」、「過去1年の間に就労した」）は全体で35.7%、そのうち身体障害者は46.7%、知的障害者は25.1%、精神障害者は19.7%となっており、就労形態においても身体障害者は「会社や役所などの正社員・正規職員、会社役員」（40.5%）が最も高かったのに対し、知的障害者と精神障害者は「会社や役所などの臨時職員・派遣社員・パート・アルバイト」（50.3%、61.0%）が最も高くなっていることから、障害の特性により差が生じていることがうかがえます。

また、「1年以上継続して就労している」と回答した人に、就労継続できる理由をたずねたところ、全体の傾向として、「生活のために働かなければならないから」（64.8%）が最も割合が高く、次いで「仕事の内容が自分に合っているから」（45.1%）でした。逆に就労上で困っていることをたずねたところ、全体の傾向として、「特に困ってない」（40.5%）が最も割合が高く、次いで「給料や賃金が少ない」（23.9%）となっており、他の回答は1割に満たない結果となりました。

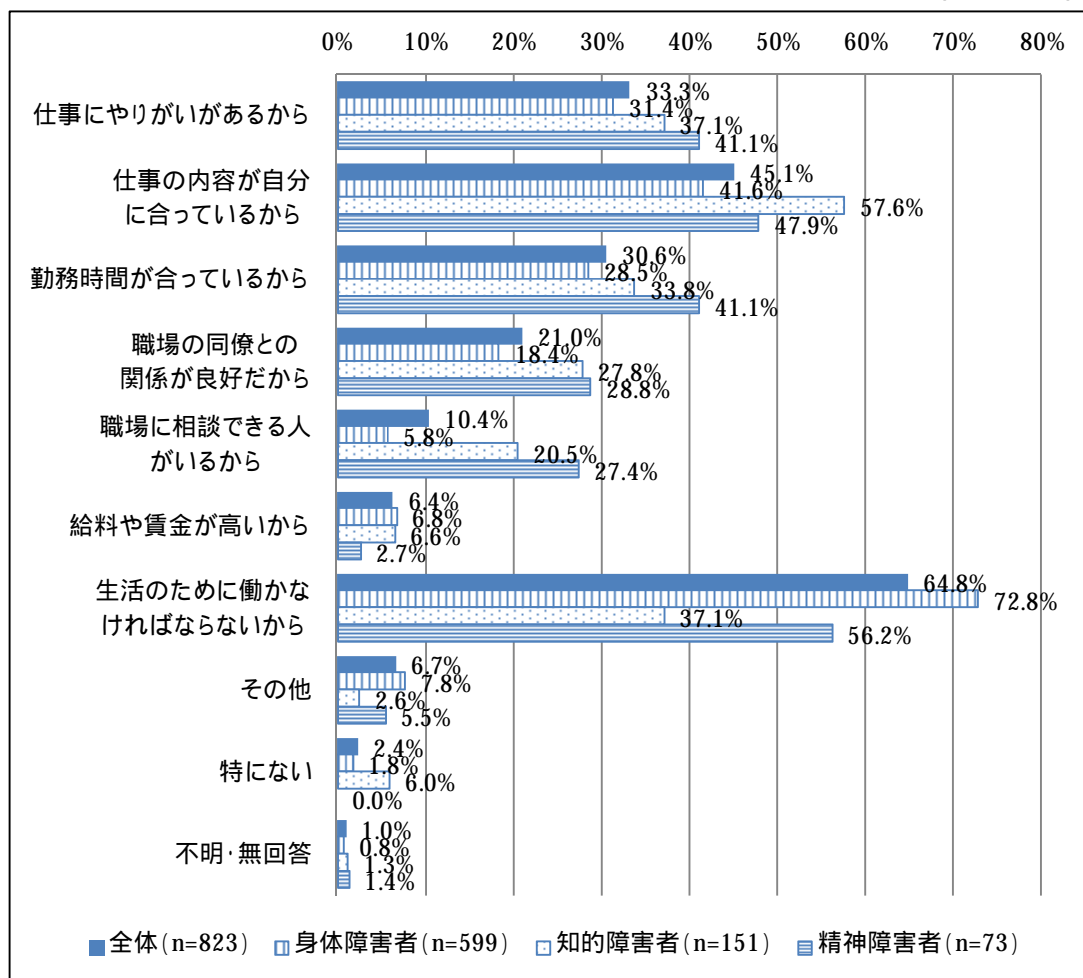
「就労していないが、障害者施設等へ通所している」または「就労していないし、障害者施設等へも通所していない」と回答した人に就労意向についてたずねたところ、全体の傾向として、「就労したいができない」（43.5%）が最も割合が高く、次いで「就労したくない」（30.8%）、「就労したい」（20.1%）となりました。「就労したい」と回答した人に就労できない・したくない理由をたずねたところ、全体の傾向として「障害者が重いから」（34.3%）と「働く自信がないから」（26.4%）で6割を超える結果となりました。

（1）就労状況（対象：在宅者）

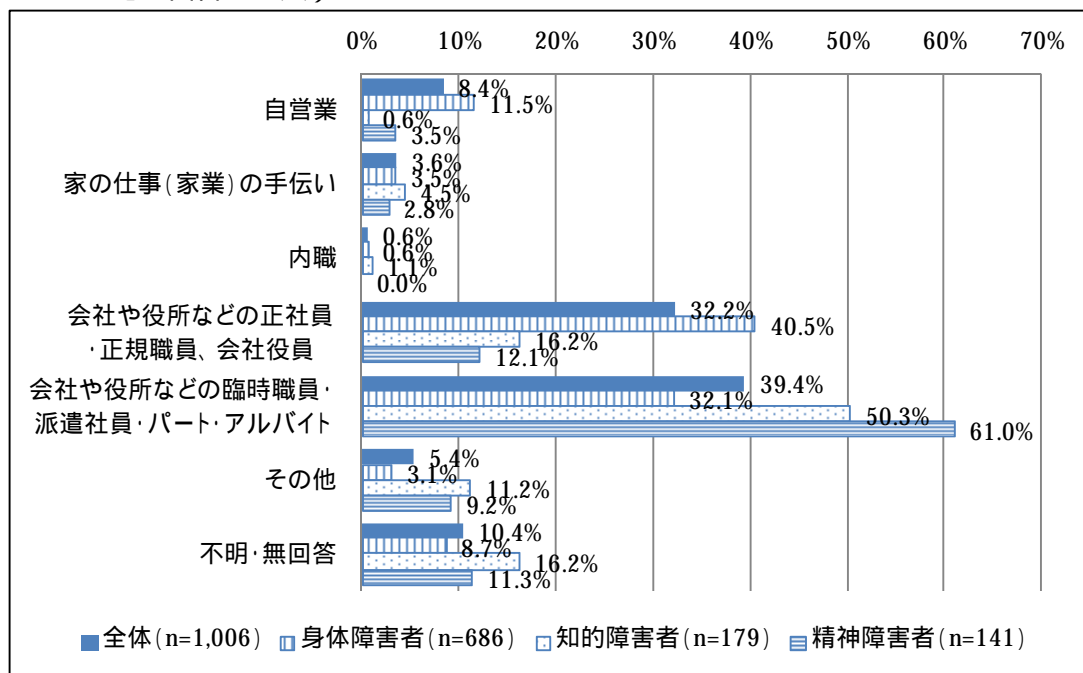


(2) 就労継続できる理由 (対象:「1年以上継続して就労している」と回答した人)

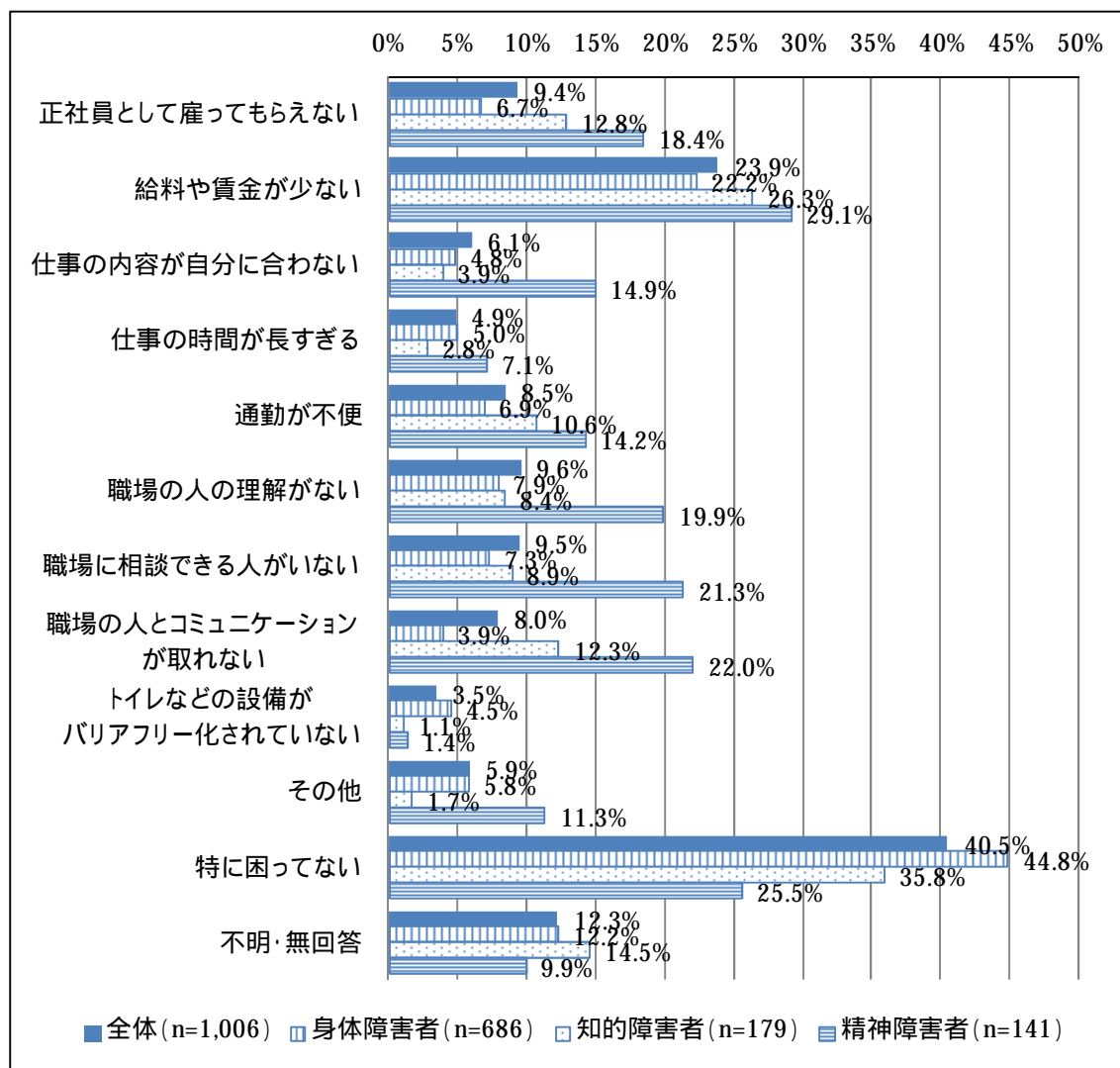
(複数回答)



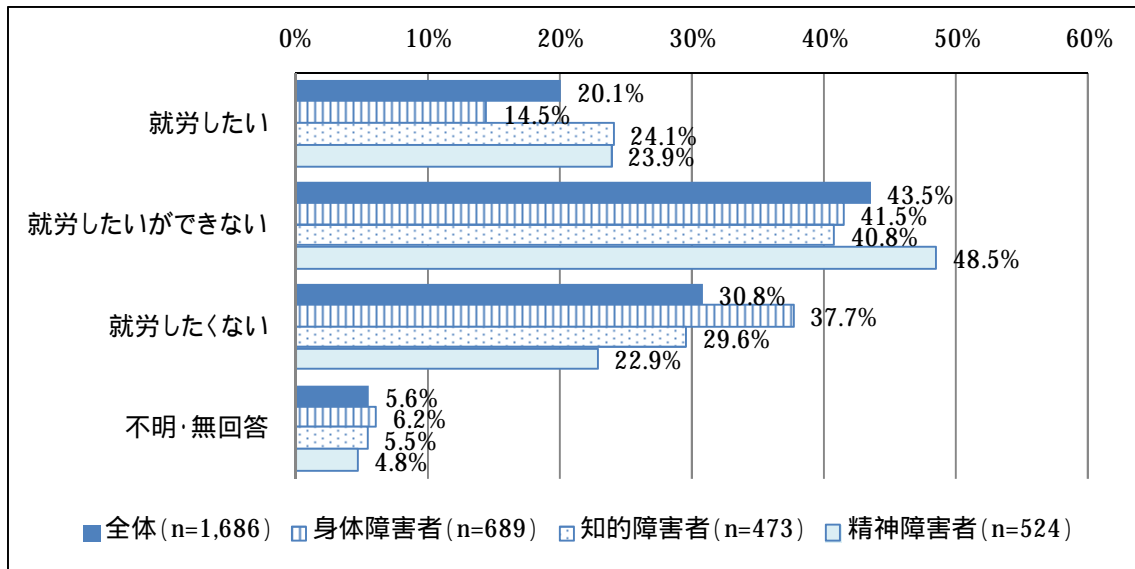
(3) 就労形態 (対象:「1年以上継続して就労している」または「過去1年の間に、就労した」と回答した人)



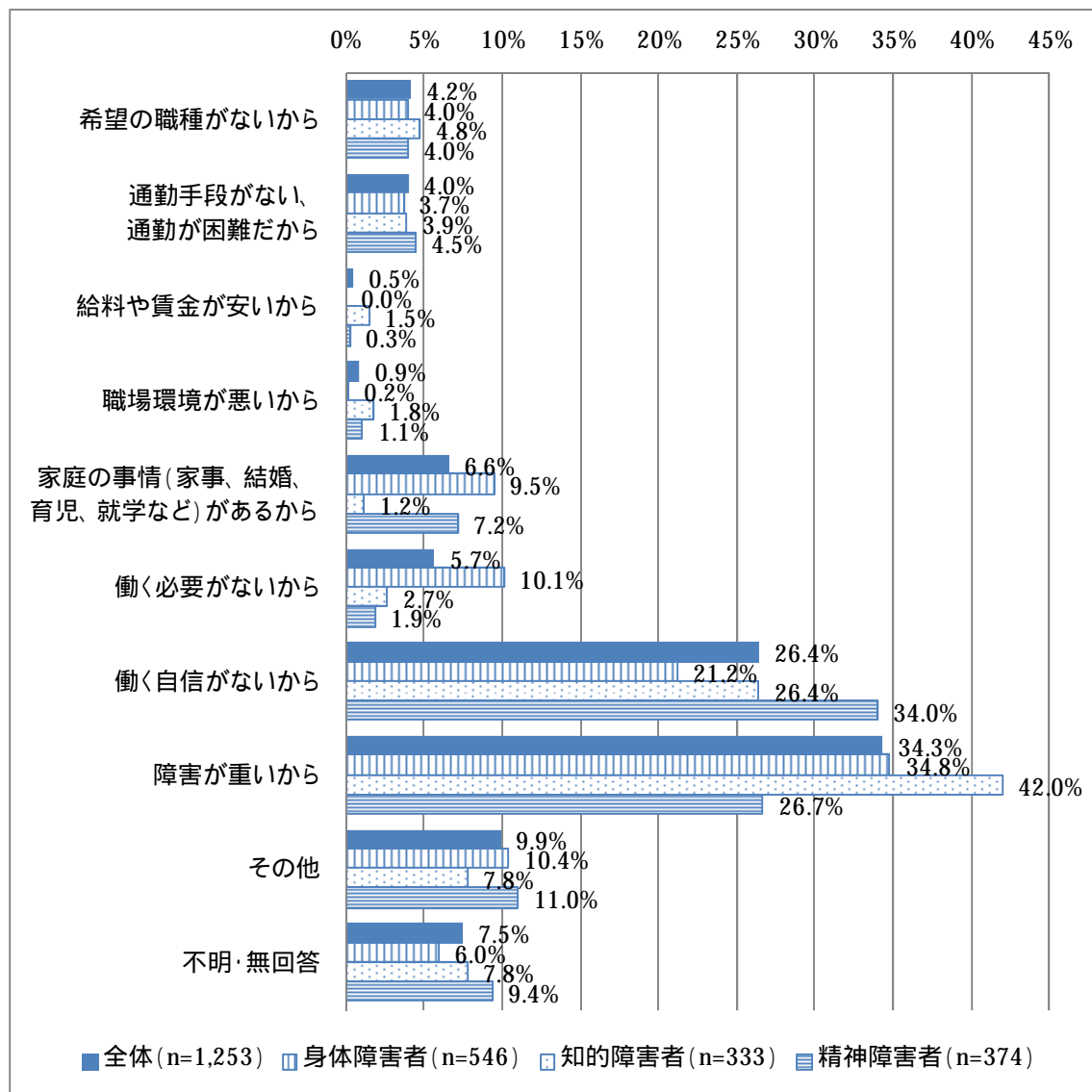
(4) 就労上で困っていること(対象:「1年以上継続して就労している」または「過去1年の間に、就労した」と回答した人) (複数回答)



(5) 就労意向 (対象:「就労していないが、障害者施設等へ通所している」または「就労していないし、障害者施設等へも通所していない」と回答した人)



(6) 就労できない・したくない理由 (対象:「就労したいができない」、「就労したくない」と回答した人)

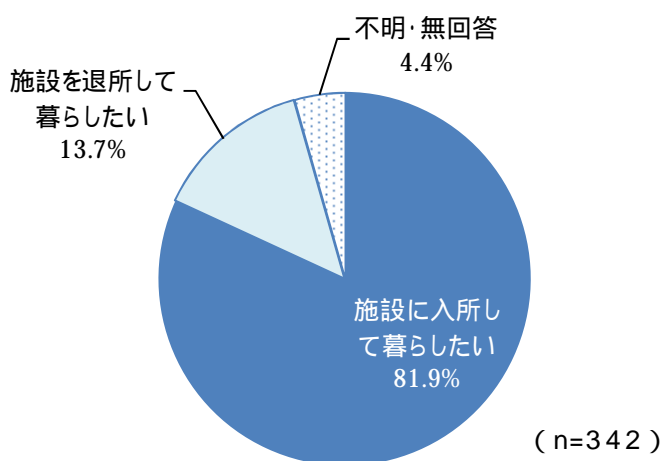


就労について

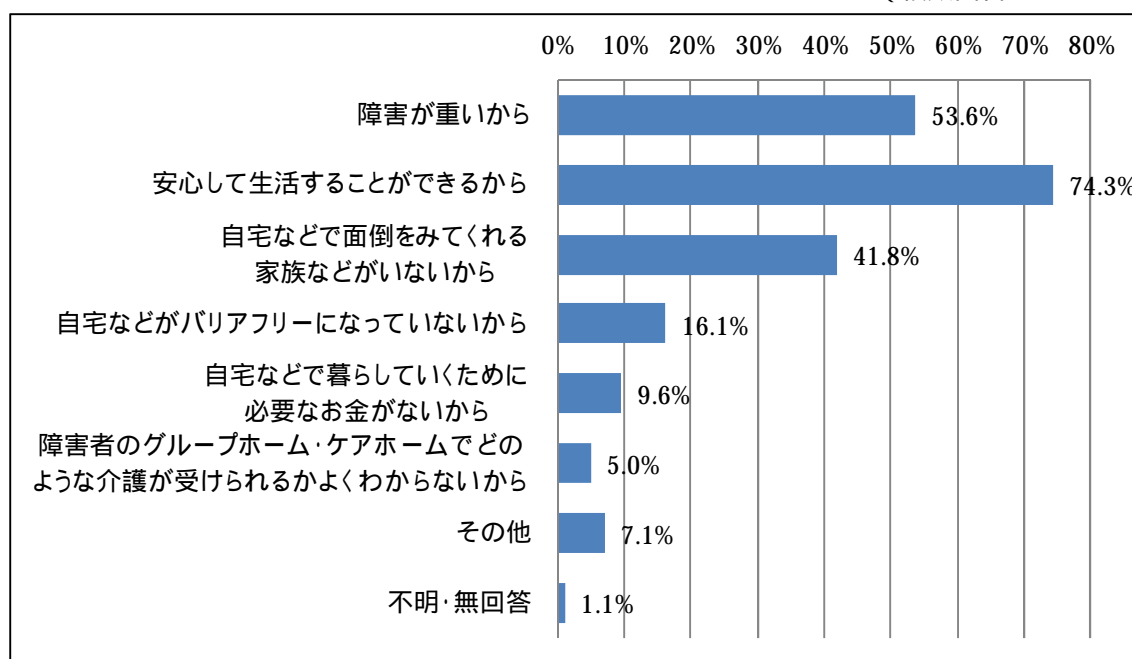
施設入所者を対象に今後どこで暮らしたいかたずねたところ、「施設に入所して暮らしたい」と回答した人が81.9%であり、「施設を退所して暮らしたい」と回答した人は13.7%でした。施設に入所して暮らしたい理由として、「安心して生活することができるから」（74.3%）が最も高く、次いで「障害が重いから」（53.6%）が高い結果となりました。施設を退所しない・できない理由として割合の高かった上位3位は、「自宅などで面倒をみてくれる家族がいないから」（48.9%）、「障害が重いから」（42.6%）、「家族の同意が得られないから」（42.6%）でした。

また、施設を退所して暮らしたい場所として、「自分や家族の持ち家」（72.3%）が最も高く、次いで「障害者のグループホーム・ケアホーム」（19.1%）が高くなっており、退所後の生活の場としてグループホームのニーズの高さがうかがえます。

（1）施設入所と退所の意向（対象：施設入所者）

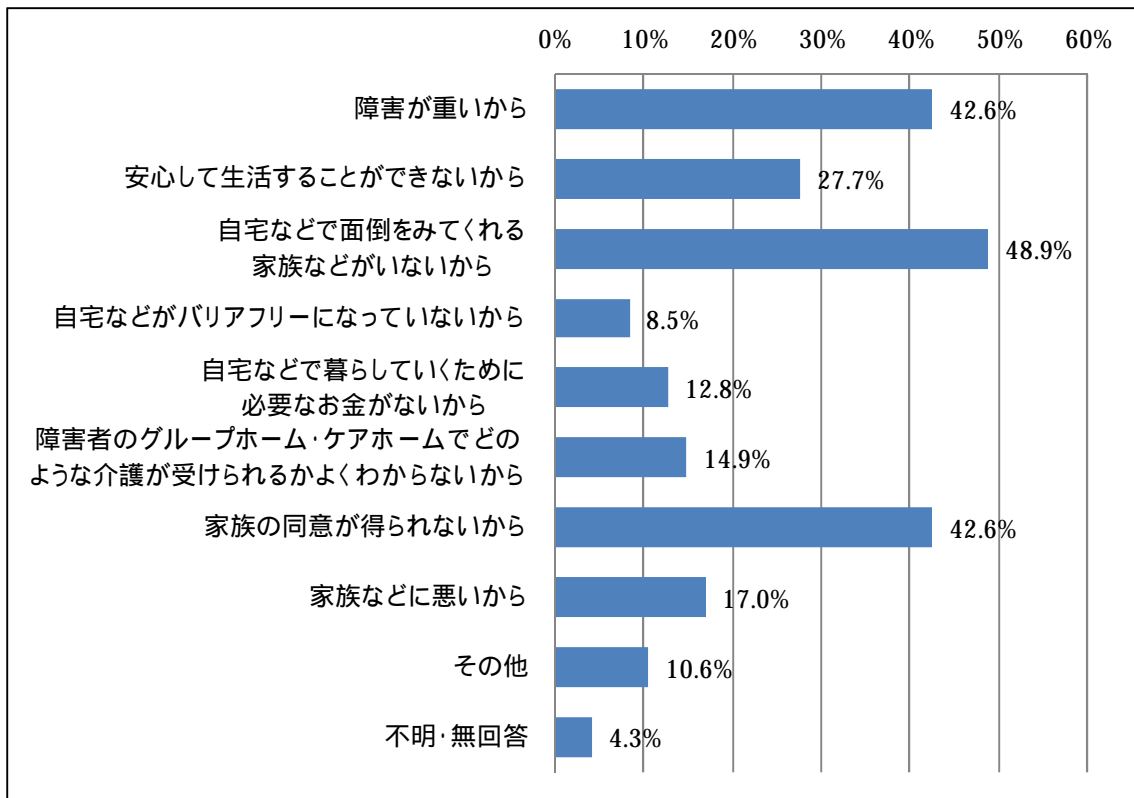


（2）施設に入所して暮らしたい理由（対象：「施設に入所して暮らしたい」と回答した人） （複数回答：n=280）

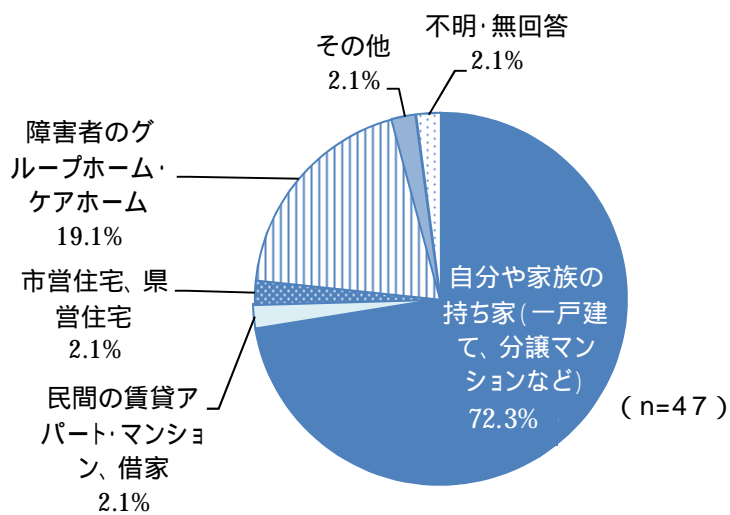


(3)施設を退所しない・できない理由(対象:「施設を退所して暮らしたい」と回答した人)

(複数回答:n=47)

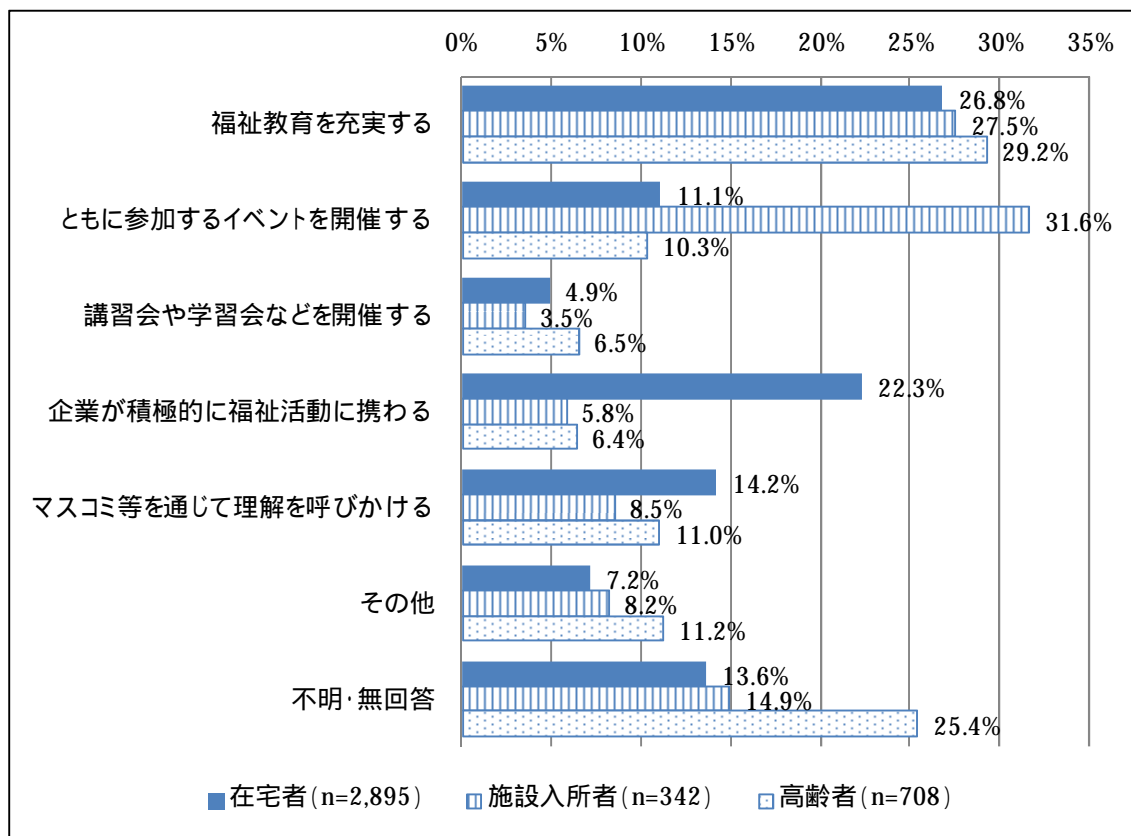


(4)施設を退所して暮らしたい場所(対象:「施設を退所して暮らしたい」と回答した人)



障害者への市民の理解を深めるために必要なことについて

全体の傾向として、「福祉教育を充実する」(26.8%)の割合が高い傾向にあり、福祉教育のさらなる推進が望まれています。また、施設入所者は「ともに参加するイベントを開催する」(31.6%)が最も高い割合となっており、イベントに対する関心の高さがうかがえます。



長岡市の障害者福祉の現状

1 身体障害者

身体障害者手帳の交付状況（平成26年4月1日現在）

単位：人

障害別	18歳未満	18歳以上	計	構成比（％）
視覚障害	9	563	572	5.7
聴覚・平衡機能障害	33	1,158	1,191	11.8
音声・言語機能障害	0	105	105	1.0
肢体不自由	85	5,371	5,456	54.2
内部障害	34	2,711	2,745	27.3
合計	161	9,908	10,069	100.0

障害別身体障害者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	内部障害	合計
22	5,639	613	1,201	111	2,520	10,084
23	5,653	607	1,208	117	2,610	10,195
24	5,570	597	1,198	113	2,649	10,127
25	5,514	594	1,202	111	2,717	10,138
26	5,456	572	1,191	105	2,745	10,069

等級別身体障害者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
22	3,074	1,776	1,746	2,045	645	798	10,084
23	3,094	1,764	1,827	2,095	623	792	10,195
24	3,085	1,731	1,826	2,101	596	788	10,127
25	3,115	1,698	1,848	2,111	584	782	10,138
26	3,117	1,644	1,857	2,108	571	772	10,069

2 知的障害者

療育手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）

単位：人

区 分		療 育 手 帳 交 付 者		
		重度（A）	中・軽度（B）	合 計
18歳未満	男	79	180	259
	女	41	76	117
18歳以上	男	374	567	941
	女	302	393	695
計		796	1,216	2,012

療育手帳所持者の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年 度	総 数	男 女 別		程 度 別		年 齢 別	
		男	女	重 度	中・軽度	18歳未満	18歳以上
22	1,831	1,077	754	760	1,071	375	1,456
23	1,882	1,112	770	771	1,111	395	1,487
24	1,924	1,147	777	792	1,132	391	1,533
25	1,971	1,181	790	797	1,174	392	1,579
26	2,012	1,200	812	796	1,216	376	1,636

3 精神障害者

病気別精神障害者の状況（新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部管内）

（各年度3月31日現在）

単位：人

年度	総数	統合失調症	そううつ病	その他の精神病	脳器質性精神障害	人格障害	知的障害	てんかん	中毒性精神障害	神経症その他
21	4,378	1,447	1,037	45	1,002	29	158	96	82	482
22	4,928	1,538	986	31	1,249	28	142	197	92	665
23	4,631	1,432	1,149	43	1,038	37	142	154	77	559
24	4,465	1,294	985	43	1,131	53	145	136	80	598
25	4,356	1,287	964	225	1,058	44	162	110	67	439

資料：新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部

精神障害者保健福祉手帳の交付の推移（各年度4月1日現在）

単位：人

年度	1級	2級	3級	合計
22	141	848	135	1,124
23	121	836	135	1,092
24	118	934	145	1,197
25	124	994	152	1,270
26	134	1,117	170	1,421

第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画策定の取組経過

	事 項	内 容
平成26年6月	第1回協議会 (7月11日)	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市障害者施策推進協議会について ・長岡市の障害者福祉の現状について ・第3期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の進捗状況について ・第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の策定について ・長岡市障害者自立支援協議会について
平成26年9月	第2回協議会 (9月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画の総論(案)について ・第4期障害福祉計画の数値目標(案)について
平成26年12月	第3回協議会 (12月19日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
平成27年3月	第4回協議会 (3月17日) 市議会3月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第4期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画について ・市議会3月定例会に計画の報告

長岡市規則第33号

長岡市障害者施策推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)第3条の規定に基づき、長岡市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)について、その組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、市民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集及び会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱をする委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

長岡市障害者施策推進協議会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
阿部 知子	ワークセンターのっぺ 施設長	
池野 宏子	長岡市精神障害者家族会 会長	
石井 泰	みのわの里更生園 園長	
石川 吉郎	長岡市手をつなぐ育成会	
加邊 純雄	長岡市医師会 理事	
菊地 努	長岡市障害者相談員 長岡市身体障害者連合会 事務局長	
小林 節子	ワークセンター千秋 施設長	
佐々木 美恵子	長岡市ろうあ者福祉協会 会長	
斉木 静子	市民代表	
嶋田 功三	市民代表	
内藤 敏樹	長岡大学 学長	副委員長
長井 亮	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 副部長	
沼田 夏子	新潟いなほの会 - 発達障害児者親の会 -	
長谷川 和明	長岡商工会議所 営業推進部長	
長谷川 剛	長岡市民生委員児童委員協議会 会長	
藤田 芳雄	長岡視覚障害者福祉協会 会長	
堀 祐子	長岡市立総合支援学校 校長	
本田 史郎	長岡市社会福祉協議会 会長	委員長
丸山 直樹	長岡市医師会 理事 新潟県立精神医療センター 院長	
山本 一郎	長岡公共職業安定所 所長	

(50 音順)

長岡市障害者基本計画・障害福祉計画

平成 27 年 3 月

編集 長岡市福祉保健部福祉総務課

発行 長岡市

〒940-8501 (市役所専用)

新潟県長岡市大手通 1 丁目 4 番地 10

電話 (0258)35-1122 (代表)

FAX (0258)39-2275

電子メール fukushi@city.nagaoka.lg.jp
